昭9
A
1464
Y994
J4856

朝鮮の經濟事情

朝鮮總督府

昭9
A
1464

昭9
A
1464

情事濟經の鮮朝

立憲民政黨
政務調査館

朝鮮總督府

Y994
J4856

序

本書は最近に於ける朝鮮の經濟事情を平易簡短に記述したものである。

昭和八年三月

朝鮮總督府

國立國會圖書館藏書
I種
W
1200800179280

朝鮮の經濟事情

目次

一、土地……一頁
　地勢……一
　氣候……二
　面積……六
　土地……八
　村落……一二
　市街地……一三
二、人口……一九
　人口の構成……一九
　人口密度……二一
　職業別人口……二二
　現住内地人……二三
　在外朝鮮人……二三

人口の增加……一二九
三、財　政……一三五
歲　計……一三五
公　債……一三九
租　稅……四一
地方財政……四三
專　賣……四八
通　貨……五六
四、金　融……五九
金融機關……五九
銀　行……六四
金融組合・金融組合聯合會……六七
信託會社……六九
無盡・金貸・質屋……七一
金　利……七五
內地資本……七九
五、農　業……八三

耕地面積……八三
農家戶口……八五
主要農產物……八九
農業奬勵施設……九一
產米增殖計畫……一〇二
小作慣習……一〇五
六、林　業……一一一
林相及び面積……一一一
森林保護……一一四
殖林事業……一一八
砂防事業……一二五
造林貸付竝成功讓與……一二八
國有林野存廢區分調查……一二八
國有緣故森林の讓與……一二九
國有林經營……一三〇
林業試驗……一三五
七、工　業……一三七

工業の發達……一三七
製造工場……一三八
勞力……一四〇
原料・動力……一四二
主要工業……一四四
商工團體及び奬勵機關……一五三
八、鑛業……一五七
鑛業の概況……一五七
四大鑛業……一六二
其他の鑛業……一六五
鑛產物の分布……一六六
九、水產……一六九
漁場及び漁獲高……一六九
水產業の改良……一七三
養殖製造業……一七五
內地人の通漁……一七七

一〇、商業……一八一
商店……一八一
市場……一八六
取引所・正米市場……一九二
會社……一九六
保險……二〇二
一一、貿易……二〇五
貿易の變遷……二〇五
輸移出品……二〇九
輸移入品……二一〇
國別貿易……二一一
港別貿易……二一三
貿易船舶……二一五
一二、交通……二一七
鐵道……二二一
道路……二二七
港灣……二二九

海　運……二三〇
通　信……二三三
簡易生命保險……二三五
航空・電氣・瓦斯……二三六
二三、生　活……二三九
生活様式……二三九
冠婚葬祭……二四三
集團生活……二四六
農家の收入支出……二四七
貧困者の窮狀……二五〇
勤儉貯蓄の奬勵……二五二

朝鮮の經濟事情

一、土　地

地　勢

朝鮮は亞細亞大陸の東部に斗出せる一大半島にして、東經百二十四度十一分より百三十度五十六分二十三秒、北緯三十三度六分四十秒より四十三度三十六秒の間に位置し、その總面積は一萬四千三百十二方里に及び、本州と略ぼ伯仲の間にある。東は日本海に面し、西は黃海に臨み、南は朝鮮海峽を隔てゝ九州及び中國と對し、北は鴨綠江及び豆滿江に依りて滿洲及び露領に界して居る。東部海岸は概して良港に乏しく、僅に元山・城津・淸津・雄基・羅津等を數ふるに過ぎないが、南部及び西部海岸は大小の島嶼散在し、幾多の岬灣出入して良港を形成し、就中、釜山・木浦・群山・仁川・鎭南浦等は著名なるものである。

朝鮮の地勢は、蜿蜒たる長白山脈が東北方より西南に連りて北方の國境を擁し、その一脈は南に延

び、平安南北道及び咸鏡南北道の境を劃して江原道に入り、東海岸線に沿ひて南に走り、以て半島の脊梁を成して居る。この脊梁山脈以東の地は斜面急峻にして、大川・平野は少いが、その以西は比較的傾斜緩漫で、處々に平野開け、鴨綠江・洛東江・大同江・漢江・錦江・蟾津江の六大江を始め大小の河川多く、舟楫の便と灌漑の利に富んで居る。造林・治水の事業未だ完からざる爲め、屢々洪水旱魃の害を蒙ることあるも、地味概ね肥沃なるを以て農業に適し、米・麥・豆類・雜穀・人蔘・棉花・煙草・繭・麻・蔬菜・果實等の農產物に富み、また牛・木材・鑛物等をも產し、沿海は魚族その他の水產物が極めて豐富である。斯くの如きを以て現在は、國民生活上必要なる食糧の供給に不足せず、その剩餘を年々內地及び外國に輸移出して居る。

氣　候

朝鮮に於ける年平均氣溫は、南部海岸は攝氏十三度餘にして、北進するに從ひて次第に遞減し、中央部京仁地方は十度內外なるも、國境內陸に入れば四度乃至三度に降る。また東部海岸地方は西部海岸地方に比すると氣候溫和にして、夏季を除けば約二度內外高溫なるを常として居る。これは西部海岸は冬季北西の季節風多きも、東部海岸は脊梁山脈の爲め風勢微弱と爲り、且つ海水溫度が西部海岸に比し高溫なるに因るのである。尙ほ寒氣は南北に於て大差あるも、暑氣はその差少く、酷寒期たる一月の最低氣溫日々の平均は、國境內陸地方に於ては零下二十九度に下降するも、南部海岸は零下一度餘にして、約三十度の大差を見、酷暑八月中の最高平均氣溫は大邱の三十一度を最高とし、雄基の二十四度を最低とし、僅に七度の差に過ぎない。

亞細亞大陸の東部は一般に季節風の勢ひ強きを以て、朝鮮に於てもまた季節に因り主風方向略ぼ一定し、冬季大陸方面より來る風は朝鮮附近に於て北西風となり、夏季は一般に南偏の季節風となり、兩季節風の交替期たる春秋の候は風向區々にして一定しない。兩季節風は晉に風向相反するのみならず、冬季は空氣一般に乾燥して天氣晴れ、氣壓の傾斜概して急峻で風力も強いが、夏季は濕潤にして曇天・雨天の日多く、且つ氣壓の勾配緩やかなるを以て風勢弱く、また冬季の季節風は夏季の季節風に比し、その期間永く特長が甚だ著しいのである。西部海岸地方は、冬季北西風を受くるを以て、この季節に於て風力強きも、東部海岸地方は、これに反し脊梁山脈に遮らるゝため風勢弱く、全域を通觀すると、風勢は沿岸地方に於て強く、內陸に於て弱き傾向がある。

雨雪の年量は概して少く、全土の大半は八百乃至千粍を示し、南東部海岸は稍多く、北部竝に北西方に至るに從ひ次第に遞減して居る。即ち釜山より元山に至る沿岸地方は年量千五百粍に達し、半島中最多雨地方に屬し、中部は約千粍、西部海岸は九百乃至千粍を測るも、北部內陸地方は遙かに減少して七百粍內外となり、就中、咸鏡南北道の高原地方は最も寡雨にして、年量五百粍に滿たざる處が

ある。

降雨狀況は內地と著しく異なり、季節によりて差異甚だしく、十月より三月に至る間は乾燥期にして雨量極めて少きに反し、六月より八月に至る三箇月間は降雨期に屬して居る。而して南部地方に於ては降雨の最盛期は七月なるも、東部海岸地方の北部は八月にして時に九月に涉ることがある。斯くの如く各地方を通じて、雨期と乾燥期と截然たる區別あるは半島の一特色である。朝鮮は內地に比して雨量少く、且つ空氣乾燥し、加ふるに日照時數の多い爲めに蒸發が盛んで、元山以南の東岸を除く外は一般に降水量を超過し、年量は南部の釜山地方最も多く千五百粍弱に達し、漸次北進するに從ひ遞減するも、京畿・黃海の沿岸竝に雄基地方に至ると稍增加して千三四百粍を算し、最も少量なる江原道以北の東部海岸及び北部內陸地方に於ても尙ほ千乃至千二百粍を示すのである。

朝鮮近海は著名なる濃霧の發生所で、その區域は沿岸全線に亙り、就中、最も多い多島海附近は濃霧日數一年中七十日內外に達し、西部近海・北東部沿岸地方これに亞ぎ、その他に二十日乃至五十日の間に在り、元山以南の東部海岸地方最も少く、また濃霧は沿岸に近づくに從ひて減少し、內陸に入りては殆んど皆無となり、冬季は概してこれを見ないが、初春より漸次發生して、晩春より初夏の候に最も盛んとなり、盛暑期に入るに及び減退するを常として居る。降雪終始の期は年々遲速あるも、初雪は北部高原地方に於て最も早く十月下旬に見、他は概ね十一月に、南東海岸地方は最も晩くして十二月下旬になる。終雪は北部國境地方が最も晩くして四月末に、釜山地方は最も早くして三月上旬その他は三月中旬乃至四月中旬の間に在る。冬季は一般に雨雪量少き爲めに、積雪一二尺に及ぶは北部の山地に限られ、中部以南の平原に於ては五寸を超ゆることは稀れである。また初霜は北部地方に在りては九月上旬に見るも、他は概ね十月中旬より十一月中旬の間に在り四月中に終るを一般とし、北方地方に於ては五月に入りて終るを常として居るが、南部に於ても往々五月中旬に晩霜を見ることがある。

內鮮著名地緯度比較

これを要するに、朝鮮の氣候は大陸の影響を受くること多く、內地に比し寒暑の差違は著しいが、その地勢が南北に長く、略ぼ九州の南端より北海道の北端までの間に於て見る寒暑と大差ない爲め、動植物の分布もまた內地と朝鮮とは相似た所が多く、從つて內鮮人相互の移住同化及び經濟的提携は極めて好都合である。試みに朝鮮に於ける主要地の緯度を示し、これを內地の著名地の緯度と比較して見ると左の如くなつて居る。氣候の寒暖は、同緯度の地に在りても、沿岸を通ずる潮流や、土地の高低、地勢の關係などによりて一定せず、殊に氣候上大陸の影響を受くること大なる朝鮮と、海洋の支配を受くること多き內地とは、必ずしも同一に見ることは出來ぬけれども、人口の集中や物產の分布が、緯度の影響を蒙ることの尠くないのは論を俟たない。

木浦　三四・四七（度分）　静岡　三四・四三（度分）
釜山　三五・〇六
光州　三五・〇九　名古屋　三五・一〇
馬山　三五・一一
清州　三六・三八　長崎　三六・四〇
仁川　三七・二八　福島　三七・四七
京城　三七・三四
春川　三七・五三　新潟　三七・五五
海州　三八・〇二　相川　三八・〇二
鎭南浦　三八・四四　石巻　三八・二六
平壤　三九・〇一　水澤　三九・〇八
元山　三九・一〇

全州　三五・四九（度分）　銚子　三五・四四（度分）
大邱　三五・五二
群山　三五・五九　福井　三六・〇三
公州　三六・二七　前橋　三六・二四
咸興　三九・五五
龍巖浦　三九・五六　秋田　三九・四一
新義州　四〇・〇六
羅南　四一・四三
清津　四一・四七　函館　四一・四七
中江鎭　四一・四七
雄基　四二・二〇
會寧　四二・二六

面積

朝鮮全土の面積は一萬四千三百十二方里で、本州より滋賀縣の面積を除いたものに略ぼ匹敵して居る。各道中で、面積の最も大きいものは咸鏡南道（九州より鹿兒島縣を除いた面積に略ぼ等し）の二千七十三方里餘、その最も小さいものは忠淸北道（宮崎縣の面積に略ぼ等し）の四百八十一方里である。各道別の面積及び行政區劃は左の如くなつて居る。

各道面積及行政區劃

道名	道廳所在地	面積	行政區劃 府	郡	島	邑	面	洞里（町）
京畿道	京城	八三一方里	三	二〇	—	二	二四六	二、七三〇
忠淸北道	淸州	四八一	—	一〇	—	二	一〇四	一、五〇四
忠淸南道	大田	五二六	—	一四	—	五	一七〇	二、二六三
全羅北道	全州	五五三	一	一四	—	五	一八三	一、八一三
全羅南道	光州	九〇〇	一	二一	一	五	二四九	三、一〇一
慶尙北道	大邱	一、二三一	一	三三	一	五	二六七	三、二三八
慶尙南道	釜山	七九八	二	一九	—	八	二三八	二、五九〇
黃海道	海州	一、〇八五	—	一七	—	三	二一八	二、〇六七
平安南道	平壤	九六八	二	一四	—	一	一四六	一、九三八
平安北道	新義州	一、八四四	一	一九	—	四	一八九	一、四八〇
江原道	春川	一、七〇三	—	二二	—	三	一七三	一、九七一
咸鏡南道	咸興	二、〇七三	二	一六	—	二	一三七	二、九四一
咸鏡北道	羅南	一、三一九	一	一二	—	四	七七	七一〇
合計		一四、三一二	一四	二一八	二	四九	二、三九七	二八、三二六

土地

朝鮮の面積組成別割合を見るに、林野は約七割四分を占め、畓七分、田一割三分、其の他六分となつて居る。總人口一人に付耕地面積は、內地の一段一畝歩、臺灣の一段九畝歩に對して、朝鮮は二段四畝歩である。農家一戸當の耕地面積は、內地の一町一段一畝歩、臺灣の一町九段五畝歩に對し、朝鮮は一町五段三畝歩である。この點より見るも朝鮮は農業上に於て有望なる將來を有して居るが、未だ土地の利用に於ては內地に比較して甚だしく劣つて居り、最近に於ける未墾地の面積は七萬三千八百四十九町歩に達して居る。さればこの廣大なる未墾地の利用を計ることも、また國利民福の增進上極めて大切なことである。

國有私有未墾地面積

道別	國有	民有	合計
京畿道	三、九一〇 町歩	一、三四〇 町歩	五、二五〇 町歩
忠清北道	四二〇	四五八	八七八
忠清南道	二、七二三	二、四七七	五、二〇〇
全羅北道	一、一五〇	二、二四七	三、三九七
全羅南道	二、〇五八	一、二〇八	三、二六六
慶尙北道	一、七六六	一、五二〇	三、二八六
慶尙南道	三、一四六	一一、五〇二	一四、六四八
黃海道	七一七	三、三〇〇	四、〇一七
平安南道	二、三三〇	二、五九七	四、九二七
平安北道	一、三二一	三〇六	一、六二七
江原道	七、八七三	一、九四六	九、八一九
咸鏡南道	二、二四七	一、七三八	三、九八五
咸鏡北道	一〇、八七一	二、六七八	一三、五四九
合計	四〇、五三二	三三、三一七	七三、八四九

備考　朝鮮に於ける未墾地に對しては從來正確なる調査を遂げたるものなく、本表の面積は各地方に付概觀的に算定せるもので、目下實施中の土地改良基本調査完了の上は相當修正せらるべきものである。

山麓傾斜地の大部分は未墾地に屬し、殊に咸鏡南北道及び江原道地方には、一箇所數百町歩に亙るものありて、未墾地の利用は產業の開發と共に有利なるを認められ、田、畓に開墾するものが漸次增加して居る。而して國有未墾地利用法は、これが利用奬勵の趣旨を以て制定せられたるものにして、處分の敏活を期し事業の促進を圖るために、面積十町歩未滿のものに在りては所轄道知事の處分に委し、その他のものは朝鮮總督の許可を受くることゝし、貸付期間は最長十箇年にして、土地の狀況其

の他特別の事由に依り拂下の必要ありと認むる場合を除き、凡て開墾牧畜又は植樹の爲め、若くは公共の利益となるべき事業に供し、或は農民、漁民の宅地に供する爲め貸付を受け、事業成功したる時はこれを付與することゝした。未墾地の貸付料は一町歩五十錢であるが、特別の事由ある場合はこれを減免する。昭和六年度末現在に於ける付與拂下一萬二千五百五十三件、面積二萬三千九百四十一町歩、貸付許可四千百三件、面積二萬七千四百六十六町歩、貸付出願中のもの七千百三十八件、面積五萬七千五十町歩である。

また干潟及び沼澤は從來國有未墾地として取扱はれたるも、大正十三年八月以降朝鮮公有水面埋立令施行の結果、埋立及び干拓に付ては同令の適用を受くることゝなつた。從來國有未墾地利用法に依り處分せられたるものゝ内比較的大面積のものは多く公有水面（干潟）にして、一個所數百町歩、數千町歩に達するもの尠なからず、これが利用に當りては築堤・水門等の設備に相當費用を要するも、内地のそれに比すると遙かに僅少の額にて足るのみならず、その餘地も甚だ多く、且つ沓は成功後地味概ね肥沃にして收益亦鮮少ならざるを以て、これが利用を出願するもの漸次增加し、着實なる事業家の投資する者多きを加ふるに至つたのである。その取扱に付ては國有未墾地と大同小異であるが、公有水面埋立令及び同埋立法に於ては、免許の法定期間なく免許料を徵せず、且つ工事竣功認可に依り所有權を取得することになつて居る。

村落

朝鮮の村落は、大體に於て集村の形式に屬するものが多く、散村に屬するものは極めて少いやうである。而して行政區劃たる一面の中には、數個の洞里があり、この一洞里の中にも數個の部落があるのを普通とする。一部落の戶數は、小は十戶内外より大は二三百戶に達するものあり、普通三四十戶乃至五六十戶のものが多いやうである。部落の構成に就いては、昔から背山臨流の地勢を尙び、山麓に位置するものが最も多く、中には山腹又は山間の谿谷や盆地に在るものもあるが、内地に多い所の平地の部落は、概して新開地以外には少いのである。これは風水說の迷信から來た結果でもあるが、一面から見ると、山麓は飮料水や燃料を得るに便利が良い爲めでもある。部落の大小とその分布の多少は、附近に於ける經濟資源の如何に因り、農村なれば耕地の多い地方には大きな部落があり、その少い所には小さな部落が出來て居り、漁村なれば漁獵の多く良港のある地方に大きな部落が出來、然らざる所では部落は小さいのである。

最近朝鮮の村落二百三十七面（面は内地の村に相當す）に就いて調査の結果、平地・鐵道沿線・沿河地・臨海地・山間地諸面の一方里當りの戶數及び人口數の、大正十年末と昭和四年末の消長が明らかになつたが、これに據ると、戶口增加率の最も大なる地方は、小市街地、及び集團部落の多き鐵道沿線、竝に

臨海地の村落であり、平地及び沿河地の純農業村落は戸口の增加率は概して幾分低く、山間村落に至つては戸口增加率が極めて微弱である。元來村落に於ける農業戸口は、他の市街地に於ける商工業戸口などに比して、遙かに定着性を有して居るが、それでも各種の經濟的理由に基いて、機會ある毎に農家が商工業や勞働者等に轉業し、または生活の安易なる方面へ戸口の移動して行く性質を持つて居る。從つて近來朝鮮に於ては、一方に在りては農村人口が都市へ向つて漸次集中し、また一方に在りては內地及び滿洲・西伯利亞方面へ移住出稼する數が決して少くない。殊に山地帶の火田民や平地の窮民は、無雜作に住居を移轉し、到る所に土幕土窟を構へて生活し、內地人の如く墳墓の地に執着しない共通性を持つて居る。斯かることが原因となりて、純農村部落に於ける戸口增加率の低いことは爭はれざる事實であるが、一面より見れば、これ等の地方が近代文化の惠澤を蒙ること少くして、產業の經營や生活の樣式等が、尙ほ原始的狀態を相距ること遠くない爲めに、何年經つても、その戸口數に大なる變化を來さないのであらう。從つて戸口の減少せる面は、鐵道沿線及び臨海地村落には少いが、山間地村落、及び平地村落、沿河地村落には相當多い事實を見る。尙ほ各地勢別の村落戸口の一方里當平均數の大正十年末と昭和四年末とを比較すると左表の通りである。

一方里當平均戸口數

種別	調査面數	大正十年末		昭和四年末	
		一方里當戸數	一方里當人口	一方里當戸數	一方里當人口
平地	四五	二八〇戸	一、九七三人	四〇六戸	二、三四八人
鐵道沿線	三七	三七七	一、九四七	四〇三	二、三四七
沿河地	四八	三四一	一、七九五	三四六	一、九六五
臨海地	四九	二七六	一、四七三	二九六	一、六七三
山間地	五八	六八	三八四	七〇	四一五

朝鮮の部落中最も特色あるものは、同姓のみの集團、又は大部分が同姓で少數の他姓を交へた所謂同族部落の多いことで、その數は全鮮に數千の多きを算して居る。斯くの如く同姓の集團して生活することは、部落民の一致團結には都合が良く、一面自治的働きに便利であるが、從來は往々その集團的勢力を以て、官治即ち地方の行政官や警察官に桔抗したやうな例もあり、殊に地方に在りては兩班の勢力が强く、潛かに附近の常民に對し、昔の儘の私刑制裁を行ふやうな場合もあつたのである。

市街地

朝鮮に於ては、古來農を以て國を立て、現に全人口の約八割が農業に從事して居る關係上、人口は多く地方農村に散在し、從つて大都會及び市街地少く、人口五萬人以上の都會は、京城府・平壤府・

釜山府・大邱府・仁川府の僅に五箇所に過ぎず、人口一萬人以上五萬人未滿の市街地二十六箇所、人口五千人以上一萬人未滿の市街地五十三箇所、人口三千人以上五千人未滿の市街地八十七箇所、以上合計百七十一箇所である。これを第二回國勢調査の行はれた大正十四年十月一日現在、內地に於ける市の數百一、人口一萬人以上の町の數三百四十七、合計四百四十八箇所に對照すると、その懸隔の甚だしきことが認められるが、併合當時と今日とを比較すると、各市街共、人口數に於ても、街衢の體裁に於ても、商取引高に於ても、面目を一新して居る。

主要市街地を地勢別に、平野地・臨海地・沿河地・山岳地に分類し、尙ほ鐵道の便ある市街地を示すと、平野地百七箇所、臨海地二十八箇所、沿河地二十四箇所、山岳地十一箇所にして、その中にて鐵道の便ある市街地は百箇所ある。朝鮮の市街地は概して消費的都邑にして、商工業の殷盛を極めて居る所は少數である。然しながら產業の發達、交通の進步に伴ひ、地方都邑の經濟力もまた著しく膨脹しつゝある。市街地の主なるものに就いてその大體の分類をして見ると、李朝以來商業地として發達した都邑は、僅に開城のみにして、政治的關係によりて發達したる都邑には、京城・水原・淸州・公州全州・光州・大邱・慶州・東萊・晋州・海州・平壤・義州・春川・咸興・會寧などがある。貿易によりて發達した都邑としては、仁川・釜山・群山・木浦・馬山・鎭南浦・元山・城津・淸津・雄基等を數へ、羅津は敦圖線の終端港と決定して以來遽かに有名となり、新興の活氣に燃えて居る。鐵道の

開通によりて急速に發展したる都邑としては、永登浦・天安・鳥致院・大田・金泉・裡里・松汀里・新幕・沙里院・新義州・鐵原などを算し、前記の貿易港以外に、漁業の根據地として發展した都邑として、麗水・三千浦・統營・方魚津・甘浦・九龍浦・浦項等があり、鎭海は要港・羅南は師團・兼二浦は製鐵所・勝湖里はセメント工場・寺洞は炭坑・興南は窒素工業會社の所在地として最近發達した都邑である。近來平壤附近は鑛業及び製造工業の勃興に依り戶口の激增を見つゝあるが、また咸興地方も、窒素工業・水力電氣・その他諸工業の勃興によりて一大發展を來し、その奧地の松興里の如きも、この數年來戶口の增加が著しく、京城附近の永登浦も、皮革・麥酒工業等により將來の發展が期待されて居る。この外、東萊・溫陽・信川・朱乙・溫井里・陽德の如きは溫泉地として市街地を形成し、更に近年に及び都會地の發展と、鐵道の開通・水利事業の普及・鑛山の開掘・漁業の發達等により、市街地の附近やその他に新興の部落が續々と勃興して居る。

主要市街地地勢別

平野地	京畿道	△水原	△江華	△開城	△安城
		利川	△永登浦	△往十里	東幕里	阿峴里	孔德里
臨海地	△仁川				
沿河地	△京城	△鷺梁津	△驪州	蘇島里	
山岳地					
計	一五				

忠清北道　△清州　槐山　△永同　堤川　△忠州　五

忠清南道　△禮山　公州　△大田　瑞山　△鳥致院　△天安　△論山　△江景　八

全羅北道　△全州　△南原　淳昌　△裡里　新豐里　屯栗里　△金堤　△井州　△泰仁　茂朱　錦山　扶安　△群山　一三

全羅南道　△光州　△松汀里　△潭陽　△和順　靈光　長興　海南　咸平　△羅州　光陽　△順天　兵營　珍島　高興　靈岩　△榮山浦　△木浦　△麗水　法聖浦　濟州　禾北里　朝天里　咸德里　金寧里　求禮　二五

慶尙北道　△大邱　△慶州　△金泉　義城　新寧　△慶山　△華陽　榮州　豐基　高靈　善山　△醴泉　△尙州　△永川　玄風　△若木　慈仁　寧海　△浦項　△安東　△倭館　二一

慶尙南道　△晋州　△東萊　金海　△進永　△釜山　△馬山　統營　△蔚山　方魚津　三千浦　△鎭海　△密陽　一二

黃海道　△海州　△瑞興　△新幕　安岳　△信川　△南川　△載寧　△延安　△沙里院　△黃州　長淵　長連　△兼二浦　谷山　一四

平安南道　△寺洞里　△勝湖里　△中和　△軍隅里　△肅川　△鎭南浦　△平壤　△船橋里　箕林里　△安州　一〇

平安北道　△宣川　△定州　楊市　△博川　替馬　鐵山　△車輦館　龍巖浦　△新義州　義州　北下洞　江界　大楡洞　北鎭　熙川　楚山　造岳洞　寧邊　一八

江原道　春川　△鐵原　△平康　△金化　原州　大和　江陵　七

咸鏡南道　△咸興　△北青　△洪原　△定平　△新上　△元山　△新昌　△新浦　△遮湖　△端川　△永興　惠山鎭　新乫坡　一三

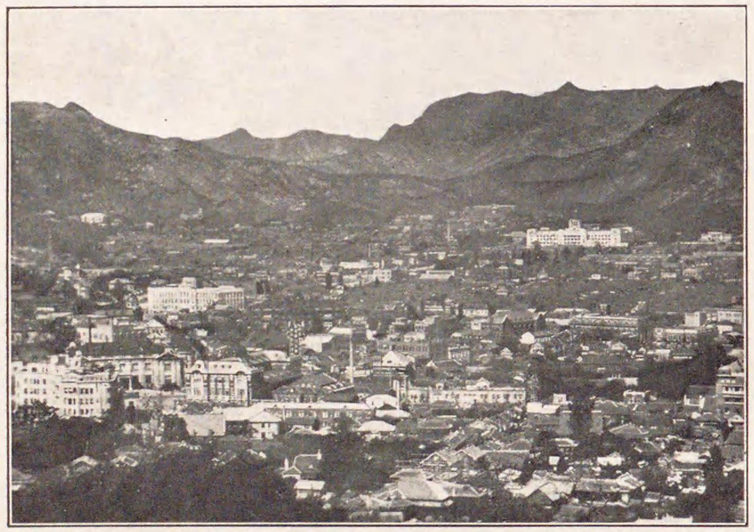

京城市街

大邱市街

咸鏡北道	△羅南	△城津	△吉州	△會寧	一〇
	△鏡城	△清津	△鍾城	△茂山	
		△雄基	△穩城		
合計	一〇七	二九	二四	一一	一七一

備考　△は鐵道の便ある市街地にして、その數百箇所に及ぶ。

右の市街地に就いて見るに、各市街地とも朝鮮人は、內地人よりも多數に在住するが、たゞ新市街地たる大田、及び軍港地たる鎭海は、內地人の數が遙かに朝鮮人の數よりも多い。また現在內地人の一名も住んで居ない市街地は、濟州島咸德里である。外國人（主として支那人）は京城・仁川・平壤・鎭南浦・新義州・北鎭・元山・淸津等に多く居住し、その他の市街地に居住する者は極めて少數である。而して近來敎育の普及と農村經濟の窮乏に伴ひ、年と共に人口の都市集中傾向を大ならしめて居るが、これに對して都市の經濟力が充實せず、各種の社會施設も未だ不充分なる結果、勢ひ失業者や、浮浪者や、乞食等の數が著しく增加し、延いて各種の犯罪をも發生せしめつゝあることは、洵に憂慮すべき現象である。朝鮮に於ては、いづこを見ても、市街及びその附近に、甚だしき不良住宅や、土幕・土窟生活者が多いが、斯くの如きは、獨り都市の美觀を害し、文明國としての體面を傷けるのみならず、衞生上・風紀上放任し難き問題である。

二、人口

人口の構成

文化の普及、經濟の發達、及び衞生の改善等に伴ひ、近來朝鮮に於ける人口の增加は著しきものがある。現在行はれて居る戶口調査には、普通行政官廳で、年末現在で行ふ現住戶口調査と、警察に於て時々行ふ戶口調査と、五年目毎に十月一日午前零時を期して全國一齊に行ふ國勢調査があり、朝鮮に於ては大正十四年に簡易國勢調査を、昭和五年に第一回國勢調査が行はれた。この三調査は、時期方法を異にするので、多少その數字に開きがあるを免れない。併合當時の明治四十三年末には、現住戶口總數は戶數二百八十萬四千百三戶、人口數一千三百三十一萬三千十七人であつたのが、昭和六年末には戶數三百六十一萬二千六百四十八戶、人口二千二十六萬二千九百五十八人にして、その中、內地人五十一萬四千六百六十六人（總數千人に對し二十五人）、朝鮮人一千九百七十一萬百六十八人（總數千人に對し九百七十三人）、外國人三萬八千百二十四人（總數千人に對し二人）である。

各道別現住戶口表（昭和六年末現在）

道	面積	戶數	人口					
			內地人	朝鮮人	外國人	合計	內地人	朝鮮人	外國人	合計
京畿道	方里 八三一	二八、六七三	三四五、九三五	一、二九四	三七五、九〇一	二九、九二四	一、九三三、六四八	六、五八八	二、〇六〇、二六〇

忠清北道	四八一	一、九六三	一四七、四四五	一五三	一四九、五六一	七、九一五	八五五、五〇七	四七四	八六三、八九六
忠清南道	五二五	五、七五九	二三四、三七六	四三五	二四〇、五六〇	二三、五四三	一、三三七、八一八	一、五四九	一、三六二、九一〇
全羅北道	五五三	七、八〇四	二五九、五〇七	四九〇	二六七、八〇一	三三、三七八	一、四三〇、七七五	二、一一八	一、四五六、二七一
全羅南道	九〇〇	九、二〇〇	四〇七、五四一	二四四	四二六、九八六	四二、〇八三	二、一九九、一一〇	一、一四二	二、二四二、三三五
慶尙北道	一、三三一	一〇、一八〇	四二三、二三三	四二四	四三三、八〇六	四六、九九二	二、二六七、六二〇	一、四四一	二、三二六、〇五四
慶尙南道	七九八	一九、一九一	三七〇、一八〇	二九四	三八九、六六五	八三、七九三	一、九九一、二八二	九〇〇	二、〇七五、九七五
黃海道	一、〇八五	四、三七〇	二七〇、二五九	四七〇	二七四、九九九	一七、七三四	一、四六四、七九九	二、五五三	一、四八五、〇八五
平安南道	九六八	七、四四〇	二三三、七三五	三六〇	三三二、五三五	三三、三二八	一、二七一、二七二	一、八九七	一、三〇六、四九七
平安北道	一、八四四	四、八二三	二四〇、二三二	一、六六三	二四六、七〇八	一九、三五二	一、四六七、一二一	二〇、〇五五	一、四九六、五二八
江原道	一、七〇三	二、九〇一	二三七、一八三	一七三	二四〇、三五七	一二、〇七九	一、三八六、五五五	九八一	一、三九八、三三五
咸鏡南道	二、〇七四	九、二四九	二三〇、七一〇	七四八	二四〇、六〇二	三六、六四三	一、四二六、二三六	三、四六七	一、四六六、三三六
咸鏡北道	一、三二九	六、九七七	一〇七、一四六	一、二三九	一二五、二六二	二八、九〇一	六九八、四三五	五、三六〇	七三二、六九六
總計	一四、三三	一二八、四二九	三、四八六、三六三	七、八六七	三、六二三、六四八	五一四、六六六	一九七一〇、一六八	三八、二三四	三〇、二六二、九五八

備考　昭和五年十月一日現在國勢調査の結果に據ると、內地人五十二萬七千九百四人、朝鮮人二千四十三萬七千二百十九人、其の他日本人二十二人、中華民國人九萬一千四百六十六人、其の他外國人一千三百五十八人となつて居る。現住戶口調査の行はるゝ十二月末は、毎年支那人が舊正月の爲め、故國へ歸るので、その數は最も減少して居るのである。

而して現住人口の男女の割合は、總數男百人に對して女九十六人弱で、內地の男百人に對し女九十九人餘に比し、著しく男の數が超過して居る。男女數の均衡を失して居ることは、自然性的犯罪を多からしめ、人心を粗暴ならしめることが大である。凡そ文明國に於ては、男女の數が普通均衡を保つてをるのに反し、未開の農業國に於ては、男の數が女の數より遙かに超過してをるを例とするが、朝鮮に於ては出生數を見ても、男の出生率が女の出生率よりも幾分高く、未だ農業地帶の人口狀態を明かに示して居る。

人口密度

即ち戶口の最も多いのは慶尙北道の四十二萬二千八百六戶、二百三十一萬六千五十四人、その最も少いのは咸鏡北道の十一萬五千二百六十二戶、七十三萬二千六百九十六人である。昭和六年末の人口密度は一方里千四百十五人、（大正十四年國勢調査による）に比し著しく人口密度が低く、これを內地の統計區劃に依る各區に比すれば、人口最も稀薄なる北海道の約三倍に當り、東北區の千四百二十人に略ぼ匹敵し、その他の區に比しては約半數乃至四分の一に過ぎないのである。この朝鮮內にありても、人口密度は、概して平野の多い經濟狀態の發達した南鮮地方が高くなつて居り、山地帶の多い產業の開發が遲れて居る北鮮地方は人口密度が低く、最も稠密なる全羅北道の二千

六百三十三人にして、最も疎なるは咸鏡北道の五百五十五人である。

朝鮮の人口密度は、現在に於ては內地及び臺灣に比して遙かに低いのであるが、その人口收容力から云ふと、內地に較べて、地勢上山地帶の面積が多くして、氣候も寒暑の差が甚だしく、冬期酷寒の地方が多い上に、地質及び地味に於ても遙かに劣つて居る關係上、內地と同程度に人口を收容することは困難である。ところが既に今日に於ても朝鮮の人口は、年々十四五萬人乃至二十萬人內外づゝ增加して居るから、將來大に產業の開發を計らぬと、遠からずして朝鮮自體が內地と同樣に、人口問題及び食糧問題の解決に苦しむ時代が來る虞れがある。

職業別人口

由來朝鮮は農業國にして、人民の大多數は農業に從事して居る者である。昭和六年末の現住人口に就き、內鮮外人の職業別人口數を見ると左表の如く、總人口に對する各職業の割合は農林牧畜業約七八%、漁業及製鹽業二%、工業二%、商業及交通業約七%、公務及自由業約四%、其他の有業者五%無職業及職業を申告せざる者二%である。而してこれを內鮮外人別に就いて見るに、內地人は、公務及自由業の三五%最も多く、朝鮮人は、農林牧畜業の七九・八%が大多數を占め、これに次ぐ商業及交通業六%でその他のものは極めて少く、また外國人は、商業及交通業四三%で半を占め、農林牧畜

業二四%がこれに次で多く、外國人の大部分は支那人であるから、彼等がその商業上及び勞働者として活動して居ることもこれに依つて窺はれるのである。

現住戶口職業別（昭和六年末現在）

種別	內地人 戶數	內地人 人口	朝鮮人 戶數	朝鮮人 人口	外國人 戶數	外國人 人口
農林牧畜業	八、九〇八	四一、九二七	二、七五八、七〇七	一五、七四〇、九七〇	二、一六〇	九、二〇七
漁業及製鹽業	二、六三八	一三、三三四	五四、四二一	三〇六、一七九	五	二八
工業	一七、五九二	七四、一五一	七七、〇〇六	四三四、八八〇	七三一	五、一三六
商業及交通業	三三、七一七	一四八、一八三	二三〇、四三三	一、二四七、六一九	三、六四九	一六、二四五
公務及自由業	四五、四四七	一八二、六六〇	九七、七五〇	五四七、五四一	五二	一、六六〇
其他の有業者	六、八一三	三二、八三二	二〇二、〇〇八	一、〇八二、九七八	六九七	五、〇六七
無職及職業を申告せざる者	四、三〇四	一三、五九〇	六六、〇三八	三五〇、〇〇一	一二四	七八一
合計	一二八、四二九	五一四、六六六	三、四八六、三六二	一九、七一〇、一六八	七、八六七	三八、一三四

現住內地人

古來內地と朝鮮とは歷史的にも地理的にも極めて密接なる關係あり、夙に通商を許されて居た三浦

（薺浦・富山浦・鹽浦）の地を始め、南鮮地方の島嶼、沿岸より、内陸に亙つて入り込んで居た内地人の數は相當に多かつたやうであるが、德川時代以前に於けるその數は正確に知ることが出來ない。明治時代に入つて内地人の朝鮮に移住したのは、明治九年の釜山開港後にして、當時は僅に五十餘人の男女が渡來して居たに過ぎなかつたが、その後漸く定住者の增加を見、日清戰爭後に於ては一萬二千人以上に激增したのである。當時は尙ほ内地人の移住地は主として開港地に限られ、その勢力は未だ微弱なものであつたけれども、日露戰爭前後より、帝國の朝鮮に對する勢力は頓に興隆し、鐵道の敷設、政治經濟施設等の必要に應じ、内地人の朝鮮に移住する者は年と共に增加し、併合前の明治四十二年末には、男七萬九千九百四十七人、女六萬六千二百人、計十四萬六千百四十七人となり、更にそれが昭和六年末には男二十六萬六千三百二十人、女二十四萬八千三百四十六人、計五十一萬四千六百六十六人となつたのである。併合以來二十餘年を經過し、政府及び民間に於て莫大の投資經營を爲し、また東拓、その他に於て移民の奬勵を爲せるに拘らず、尙ほ且つ多數の官吏や政府事業に伴ふ御用商人を含めて、内地人の現在數が僅に五十餘萬人に過ぎないのは、諸外國の海外發展や植民地移住に對比して決して誇るべき成績とは稱し難い。

現在内地人府縣別

區別	府縣	明治四十三年末	昭和六年末
北海道		九四	二、九八六
東北	青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島	九、二六五	二六、九一四
關東	茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・東京・神奈川	二、一三四	三六、一五〇
北陸	新潟・富山・石川・福井	七、〇五三	二六、五五五
東山	山梨・長野・岐阜	四、二三三	一七、七二五
東海	靜岡・愛知・三重	二、七二八	二五、六八三
近畿	滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山	一九、七二三	四六、六〇八
中國	鳥取・島根・岡山・廣島・山口	四四、六四〇	一一七、三二五
四國	德島・香川・愛媛・高知	一三、〇二五	四二、五九二
九州	福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿兒島	五六、七八六	一七一、八〇六
沖繩		五四	三二三

朝鮮現住内地人の府縣別を見るに、九州地方及び中國地方の者が最も多數を占めて居るが、就中山口縣の四萬七千五百五十二人が第一位で、福岡縣の三萬九千六百三十六人これに亞ぎ、熊本・廣島・長崎・大分・岡山は孰れも二萬人以上、二萬人以下に在りては、鹿兒島・愛媛・東京・香川・島根・愛知・兵庫・大阪の順位にして、一萬人以下に在りては高知の八千三百三十六人最も多く、沖繩の三

百二十二人を最少とする。これ等內地人の分布狀況を見るに、概して氣候の溫暖にして、經濟狀態の進歩した南鮮地方に多く分布し、北部に行くに從ひその數は次第に減じて居る。またその約八割以上は市街地に居住し、それ以外の地に住んで居る者は極めて少數である。

在外朝鮮人

李朝末葉以來、壓制政治と苛斂誅求の弊に堪へず、國內の地力荒廢して瘠土となり、收穫の乏しき上に頻々として起る旱魃洪水等に因る饑饉に苦しみ、遂ひに滿洲及西伯利亞方面に無限の大沃野を見出し續々國境外に移住を企て、當時政府の監視の嚴重であつたに拘らず、漁業者が舟運を利用し、農業者が結氷期を待つて渡河し、自由の天地に農耕して定着した數は夥しく、既に露西亞及び支那の國籍になつて居る者も多いのである。滿洲及び西伯利亞方面一帶の朝鮮人數は、或は百五十萬人內外に達するであらうと云ふ說もあるが、この方面に對する朝鮮人の移住は、露西亞が支那の領土であつた沿海州を併合する以前よりのことで、その歷史は相當に古く、何分廣大無邊の地に點在して居るのであるから正確なる調査は不可能である。昭和六年末現在國外在住朝鮮人數は、表滿洲地方に二十二萬六千三百九十四人、間島に四十萬二千八百四十一人で、滿洲合計六十二萬九千二百三十五人、關東州へ千七百四十七人、支那本部に二千五百六十一人、香港十九人、露領西伯利亞地方に十四萬五千六百七十八人（昭和四年末調査）、其の他諸外國に三千七百五十一人（昭和五年末調査）で、總計七十八萬二千九百九十一人となつて居る。昭和六年中の外國移住朝鮮人中、主なるものは間島地方へ二千三百五人、表滿洲地方へ七百六十三人、計三千六十八人である。例年は其の數一萬數千を算するも、昭和六年中激減を來したるは時局の影響に依るものにして、滿洲の治安舊に復するに從ひ其の數は漸增するものと豫想せられる。

總督府に於ては在外朝鮮人殊に滿洲在住者に對しては極力その啓發扶掖に努め、普通學校・書堂を設置し、病院を設け、隨所に囑託醫を駐在せしめ、救療に從はしむると共に、巡廻施療を爲し、或は朝鮮人會を設立せしめてこれに補助を與へ、朝鮮銀行・東洋拓殖株式會社・東亞勸業株式會社等をして同地方に於ける金融の疏通に任ぜしめ、表滿洲・間島を通じて十八箇所に金融組合を設けて細農者間の金融を圖り、民會所屬として農事技術員十六名を配置し農耕の改善を扶け、間島に在りては囑託獸醫五名、獸醫假免許員二十七名をして獸疫の防遏に努めしめ、尙ほ朝鮮人視察團を招致して新施政の實際を見聞せしめ、巡廻講演を試み活動寫眞を觀覽せしめて、趣味の中に朝鮮を理解せしむるに努むる等、各種の施設を爲し、更に旱害水、雹害に際しては、罹災救助金を給與し、以て救恤の方法を講じ、此等の保護撫育事務に從事する爲めに、滿洲各地駐在本邦領事に總督府事務官を兼任せしめ、また必要の地點には一面領事館事務兼掌の關係に於て總督府官吏を駐在せしめ、且つ朝鮮人副領事を

任命するの途をも開き、專ら總督府施設の實現と在外朝鮮人の指導保護とに當らしめて居る。

昭和六年九月十八日滿洲事變勃發後、奥地に逃走せる敗殘兵及び匪賊の迫害暴行に堪へず、朝鮮人は身を以て鐵道沿線に避難する者多く、翌年二月には其の數一萬九千三百餘人に及んだ。

これ等の避難民に對しては、本府は在滿帝國領事館と協力し、本府補助金・外務省救護金・朝鮮滿洲及び內地に於て募集したる一般義捐金を以て救濟を爲し、避難民は殆んど全部農民なるを以て春耕期迄に原住地に歸還せしむるの必要あり、本府は領事館と協力し、軍部その他の援助を得、治安の回復せる地方より漸次保護を加へて歸農せしめ、原住地に歸還不能の者は新移住地を物色してこれに移し、以て農耕を失はしめざらしめた。

然るに均しく避難朝鮮人にして奥地に踏み留まりたる者、安全地帶に避難したるも救護を受けざる者にして農資金を有せざるものには、本府より東亞勸業に下付したる貸付金により低利資金を融通せしめて農耕上に利便を與へ、在滿避難鮮人にして病氣その他の事由により自活する能はざる窮民には、滿洲國內の旅費實費は領事館に於て、鮮內の分は本府より之を給與し、夫々原籍地に歸還せしめたるが、事變以來昭和八年二月二十日迄に救濟したる人員は七千七十二人に及んで居る。

滿洲國の治安は諸制度の整備改善と、皇軍の數次の匪賊討掃に依り漸次好轉しつゝあるも、我が軍警の威力の及ばざる地方に在りては鼠賊の橫行今尙ほ熄まず、これが爲めに現在滿洲各地に多數の避難民を有せる狀況なるが、本府は大使館・領事館と協力し、これ等避難鮮人の生活安定策に努力中にして、表滿洲に在りては出來得る限り避難民に援助を與へ、原住地に歸還せしむることゝし、歸還不能者に對しては東亞勸業會社をして事業資金を支出せしめ、本府はこれに若干の補助を與へ、南滿營口に一箇所及び北滿烏吉密附近に一箇所の集團地域を選定し、此處に安全農村を設定し、避難民千八百戶約九千人を收容し、生活營農に必要なる資金を貸付し、教育・衞生・農事等の保護施設を加へ、漸次自作農たらしむべく實行中である。

間島に於ける避難民に對しても、表滿洲同樣能ふ限り援助を與へ、耕地の斡旋資金の融通を爲さしめ、原地に歸還せしむるの方針を以て處理中なるも、原地歸還困難なる者千二百戶に對しては、安全地帶に十二箇所の集團農耕地を選定して、これを收容し、低利の資金を融通し、將來自作農たらしむべく實施中である。尙ほ間島には移住鮮人は自作農たらしむる爲め、東拓に對し本府は昭和七年度より相當の補助を爲し、東拓は昭和七年度より昭和十一年度迄五箇年間繼續して四千萬圓宛を無擔保貸出を爲し、年賦償還方法により、自作農たらんとする鮮農に必要なる資金の全額貸出をなすことゝし、回收金は更に繼續し同一目的の爲めに放資することゝして居る。

人口の增加

凡そ年々の人口の增減は、その年に於ける出生・死亡・移住の如何に依りて多少を生じ、これが數年間に亙る趨勢を見るときは、略ぼ人口增減の大勢は察知し得られるのである。先づその人口の自然增加即ち出生死亡の差增を見ると、明治四十三年以降の狀勢は左の如く、差增の最も大なるは、大正十二年の三十五萬二千四十一人、この差增率人口千に付一九・六八人にして、これは同年に於ける出生數の著しき增加が原因である。また大正七年は內地と同じく、朝鮮も流行性感冒の猛威を極めた年で、差增僅に五萬四千九百八十五人、この差增率三・二二人で、既往に於ける最低率を示してゐる。大體に於て併合當時に比較して差增率は倍加して居り、大正九年前と大正十年後に於て差增率に著しき差を認める事が出來るが、この間に於ける經濟の發達、衞生の進步が人口增加を促したことは言を俟たない。

人口自然增加累年表

年次	實數 出生	實數 死亡	實數 差增	人口千に付差增
明治四十三年	一八〇、五二九	一一〇、五六九	六九、九六〇	五・二六
同　四十四年	二八二、八六七	一六七、一五七	一一五、七一〇	八・二三
大正元年	四二八、三〇八	二三七、〇〇一	一九一、三〇七	一二・九〇
同　二年	四五九、九八八	二七八、三六三	一八一、六二五	一二・七五
同　三年	四四七、五八五	三〇七、四八二	一四〇、五〇三	八・八二
同　四年	四四三、八五一	三〇七、七四六	一〇〇、八二七	六・一九
同　五年	五六一、二六四	三〇〇、七四六	一九〇、五一八	一一・四五
同　六年	五七二、一七六	四〇九、三三〇	一六二、八四六	九・六〇
同　七年	五七八、五九一	五二三、六〇六	五四、九八五	三・三三
同　八年	四七四、四一七	三九二、二八八	八二、一二九	四・七九
同　九年	四七六、八三三	四〇四、二四〇	七二、五九三	四・二〇
同　十年	五一八、〇六三	三四五、二六二	一七二、八〇一	九・九〇
同　十一年	五九五、〇〇五	三七七、七五〇	二一七、二五五	一二・三三
同　十二年	七一九、一六一	三六七、一二〇	三五二、〇四一	一九・六八
同　十三年	六九〇、六二二	三八七、五八六	三〇三、〇三六	一六・七七
同　十四年	七二二、四九三	三九二、四九七	三二九、九九六	一七・三五
昭和元年	六七六、一五一	三八七、七四三	二八八、四〇八	一五・〇九
同　二年	六九八、一八九	四一一、〇一五	二八七、一七四	一五・〇〇
同　三年	七二一、五九四	四三三、三七五	二八八、二一九	一五・〇二
同　四年	七三〇、一七九	四六一、七二九	二六八、四五〇	一三・九九

昭和五年	七七二、二七〇	三九〇、三九三	一九・二七
同六年	七一七、八八二	三〇七、四九四	一五・一七

朝鮮内の人口密度を地方的について見ると、南鮮地方には人口密度が高く、北鮮地方には人口密度が低いが、出生數より死亡數を差引いた、人口の自然增加率は、寧ろ人口密度の高い地方よりも、低い地方の方が多いやうである。即ち一箇年平均千人に付二十二人以上の地方は三十箇所を算し、十人以下の地方は三十七箇所に及んで居る。さうして人口增加率の高いところは概して沿海地方や山地帶に多く、その低いところは市街地、またはその接續地に多いことを示し、就中、京城・仁川・群山・木浦・大邱・釜山・新義州・元山・清津の九府がそれに屬し、殊に仁川は出生よりも死亡の方が高く人口の自然減少を來して居る。

朝鮮の人口增加率は、十年間を平均して千人につき一三・九五人で、內地の一二・七七人に對し遙かに高率である。文化の發達が或る程度に至ると人口の增加率は、減少するといふのが通則になつてをるが、朝鮮に於ては近時衞生機關の整頓、生活の向上等に伴ひ、人口の增加率は一層大なるものがある。この增加率を以て將來を推測すると、十年後には二千百九十二萬人、二十年後には二千五百十五萬二千人、三十年後には二千八百八十六萬一千人、四十年後には三千三百十二萬人、五十年後には三千八百萬人になる勘定である。もとより人口の增加は各種の原因によつて高低あるを以て、必ずしもこの通りには行かぬかも知れぬが、朝鮮の現在の人口密度は、略ぼ今より五十餘年前の明治五年に於ける內地の人口狀態に匹敵してをるから、內地が五十餘年間に現在の人口密度に達したと同樣に、朝鮮も現在の人口增加率を以て進むと、今後四十餘年後には內地の大正十四年十月一日現在の人口密度と略ぼ同一の數字を見る計算である。飜つて內地に於ては、年々七、八十萬乃至百萬人の人口增加を見て居る。こゝに於てか內地の食糧問題及び人口問題の解決は頗る困難に陷つてをるので、或る人はこの過剩せる人口を朝鮮に移住せしむべしと說いてをるが、朝鮮內の人口增加が前述のやうな狀態であるから、急激に內地人を朝鮮內に多數收容することは困難であり、强いて斯かる方策を實行するときは一層民族的反感を挑發する處れがある。現在の人口密度の多少や耕地面積の大小のみを見て、將來の人口收容力を推測せんとするが如きは甚だしき謬想である。人口收容力の大小は面積の廣狹に依るにあらずして、その地味地質の優劣、天然資源の貧富、產業發達の程度、及び風土氣候の適否、國民勤怠の如何等に負ふ所が多いのであるが、これ等の點に於て、朝鮮が內地と同程度に人口收容力ありとは、何人も考へられぬであらう。果して然りとせば、我國の人口問題解決に就いて、朝鮮に餘り多くを期待することは不可能である。斯く觀じ來れば、我國の人口及び食糧問題解決は、將來滿洲國に多くを求めねばならぬが、朝鮮はその產業開發の如何によりては、勿論現在以上に內地へ對して、食糧及び原料の供給を爲し得る地位に在る。しかしながら朝鮮內の人口が增加し、文化が進み、生活

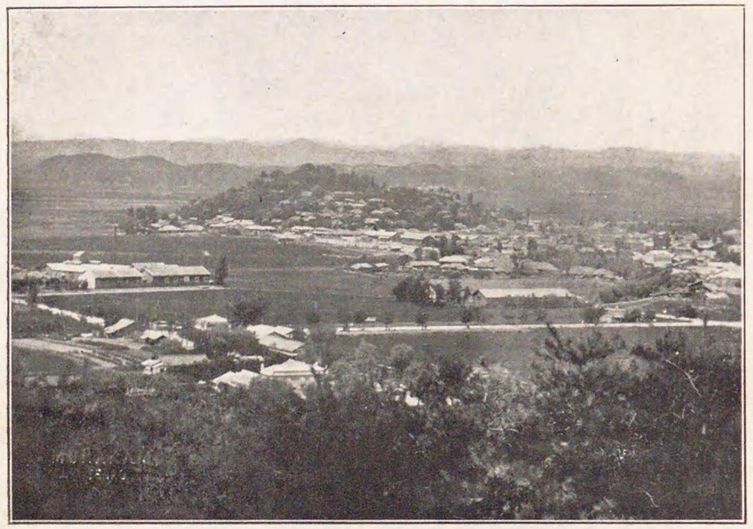

江景平野の農村

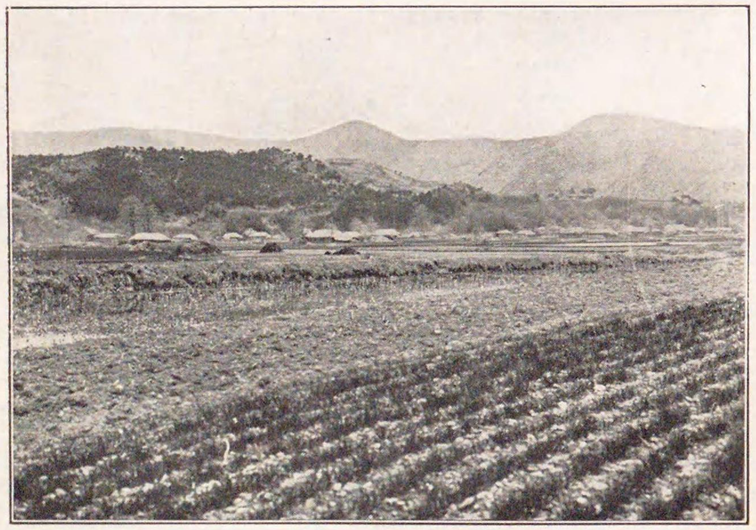

王溪縣內里農村

程度が向上するに於ては、その消費が增進することは當然である。されば將來に處する爲めには、獨り食糧品の增產計畫に止らず、各種生產の振興奬勵を計らねばならぬ。

三、財政

歲計

韓國政府時代に於ける財政は紊亂の極に達し、財政に宮中府中の別なく、紅蔘專賣、驛屯土、鑛稅、企業特許收入等は宮中の管理に屬し、每年の歲計豫算も一片の形式に止まり、各官廳は任意に支拂命令を發し、特に甚だしきは各官廳がこの收入を直接支出し國庫はこれを與り知らぬ如き奇態を演じ、稅制の不備不統一なる上に、暴官貪吏隨所に誅求を恣にし、加ふるに幣制亦錯雜紛亂して私鑄僞造が盛んに行はるゝと云ふ有樣であつた。明治三十七年八月日本財政顧問就職以來、銳意稅制財政の刷新を計つたが、積弊の久しき容易にその目的を達する能はず、同三十九年二月統監府の設置さるゝや、先づ宮府混淆の是正、租稅制度の改革、會計法の勵行等によりて財政の一大整理を行ひ、同四十年日韓條約の結果、行政各府の擴張、各種事業の發展に伴ひ歲出著しく增加し、到底その支出を辨じ難きを以て、帝國政府は同年度以降同四十五年度に至るまで六箇年度內に、總計一千九百六十八萬二千六百二十三圓を無利子無期限を以て貸附けたのである。韓國併合に依り明治四十三年八月朝鮮總督府特別會計設置後は、新領土開發上諸種の企業を必要とし、經常歲入を以て到底豫期の施設を爲すことは

出來ないので、同四十四年以降中央政府の一般會計より年々一千二百三十五萬圓の補充を仰ぎ、爾後諸般の事業を整理して經費を節約し、大正二年度には該補充金中より二百三十五萬圓を減じ、更に同三年度以降五箇年を期して、朝鮮特別會計の獨立計畫を實行し、一方に於ては諸般制度の整理を行ひて、行政費を節約し、他方に於ては諸稅の增徵竝に新設を行ひ、以て同八年度には全く中央政府からの補助を仰がぬやうになつたのである。その後時運の進歩、世態の變遷、人心の推移に鑑み、更に敎育機關の擴張、警察制度の改革、衞生設備の整頓、其他諸般行政の刷新を行ふことゝなり、これに伴ひて大に經費の增加を來し、再び補充金を要するやうになり、大正九年度には一千萬圓、同十年度には千五百萬圓、同十一年度には千五百六十萬圓、同十二年度には千五百萬圓、同十三年度には豫算踏襲の結果前年度と同額、同十四年度及び同十五年度に於てに災害費の財源を含み、前者に於て一千六百五十五萬餘圓、後者に於て一千九百四十四萬餘圓、昭和二年度、同三年度、同四年度、同五年度、及び同六年度に於ては各一千五百萬圓の補充を受け、併合以來一般會計からの補充金は總額二億四千八百餘萬圓に達する。

朝鮮總督府特別會計豫算

	歲入			歲出		
	經常	臨時	合計	經常	臨時	合計
昭和三年度	一七九、八四四千円	四二、八三〇千円	二二二、六七四千円	一六一、八七三千円	六〇、八〇〇千円	二二二、六七四千円
同五年度	二〇二、〇五七	三七、六七二	二三九、七二九	一八六、六七二	五三、〇五六	二三九、七二九
同六年度	二〇六、三二一	三二、六〇二	二三八、九二三	一八六、六二八	五二、二九五	二三八、九二三
同七年度	一七八、五六四	二九、九九一	二〇八、五五六	一六三、五三三	四五、〇二三	二〇八、五五六

即ち昭和六年度に朝鮮總督府特別會計は歲入歲出共二億三千八百九十二萬三千圓に達し、產業の開發、文運の進歩に伴ひ、歲入歲出共に逐年增加の趨勢にある。今試みに累年の豫算增加の趨勢を見ると左の通りである。

朝鮮總督府特別會計豫算累年

	歲入				歲出				豫算額	
	經常部		臨時部		經常部		臨時部		實數	指數
	實數	指數	實數	指數	實數	指數	實數	指數		
明治四十四年	二四、〇六七千円	一〇〇	二四、〇六七千円	一〇〇	二七、八八〇千円	一〇〇	二〇、八六一千円	一〇〇	四八、七四一千円	一〇〇
大正三年	三七、七二四	一五七	二一、六八八	九〇	三五、六〇六	一二八	二三、八〇六	一一四	五九、四一二	一二二
同九年	六九、三四七	二八八	五五、四五〇	二三〇	六七、二〇九	二四一	四七、一〇七	二二六	歲入 一二四、七九八	二五六
同十三年	一〇二、三八三	四二五	三八、四三九	一六〇	一〇六、二〇八	三八一	三四、六一五	一六六	歲出 一一四、三一六	二三五
昭和五年	二〇二、〇五七	八四〇	三七、六七二	一五七	一八六、六七二	六七〇	五三、〇五六	二五四	二三九、七二九	四九二
昭和七年	一七九、五五六	七四六	三九、五七五	一六四	一六三、五五八	五八六	五五、五七四	二六六	二一九、一三二	四四九

而して昭和七年度の豫算費目別は左の通りである。

昭和七年度朝鮮總督府特別會計豫算

		千円
歳入經常部		
租稅		四〇、九八一
印紙收入		一一、二三六
官業及官有財産收入		一二四、六七〇
雜收入		二、六六七
計		一七九、五五六
歳入臨時部		
官有物拂下代		五三七
補充金		一三、九一三
前年度剩餘金繰入		二、九六〇
公債金		三二、九二八
其の他		二三四
計		三九、五七五
總計		二一九、一三二

歳出經常部	
李王家歳費	一、八〇〇
總督府	三、五九七
裁判所及供託局	三、三五〇
刑務所	四、〇四〇
地方廳	二八、四二七
京城帝大	一、七二一
學校及圖書館	一、三三〇
稅關	一、一〇二
專賣局	二三、〇四九
鐵道作業費	四七、九四八
遞信費	一二、七〇一
營林費	三、五一六
國債整理基金特別會計繰入	二三、〇八九
豫備金	二、五〇〇
其の他	六、三八〇
計	一六三、五五八
歳出臨時部	
補助及奬勵費	一六、六四九
營繕費	二、四六九
土木費	六、九七五
鐵道建設及改良	一八、九四〇
砂防事業費	一、二五〇
耕地改良及擴張費	三、七五〇
其の他	五、五三九
計	五五、五七四
總計	二一九、一三二

更に朝鮮に於ける人口一人に對する歳入歳出額を見るに、明治四十三年度には歳入一圓六十八錢歳出一圓三十七錢であつたものが、昭和七年度に於ては歳入歳出共十圓八十一錢に膨脹して居る。

公債

朝鮮總督府の特別會計は併合以來大に膨脹し、特に歳出の增加著しき結果、到底朝鮮自體の收入及び中央政府よりの補充金のみを以ては、その需要に應ずる能はず、道路・海關・鐵道・專賣・治水等の經費の爲めには、勢ひ相當多額の公債及び借入金に賴らざるを得なかつた。明治四十三年度末に於て朝鮮總督府特別會計の負擔に歸すべき國債額は既に二千百十七萬餘圓であつたものが、大正九年度末にはその現在額實に七倍の一億四千七百五十七萬餘圓に增加し、昭和七年十月末には更に四億一千六百十四萬餘圓に達した。諸般施設の改善と産業振興の途中にある朝鮮としては、今後も國債の增加

は避け難いことで、國債元利金支拂額が歳出の重要費目を占むるに至れるも亦當然の歸結であらう。

朝鮮總督府公債及借入金（昭和七年十月末現在）

種別	金額	利率	据置年限	借入先	償還年限
	円				
起業資金債	一二、九六三、九二〇	六分五厘	十箇年	日本興業銀行	昭和八年
第一回四分利公債	六三六、六八〇	九毛八糸	公募	同四十四年	
事業費資金借入金	四三、四七一、二一〇	四分五厘	大藏省預金部	同	八年
五分利國庫債券	二四一、九六四、九三〇	四分乃至五分五厘	五箇年	（預金部・交付公募）	（自昭和九年至同六十年）
五分利公債	二、七八六、四〇一	五分	五箇年	交付	昭和五十四年
旱害救濟一時借入金	八、七五〇、〇〇〇	五分	一年	預金部	昭和八年
朝鮮貴族保護資金借入金	二、一四〇、〇〇〇	五分	昭和六年三月	預金部	（自昭和六年至同十九年）
合計	四二六、一四四、三八七				

右の公債及び借入金の中起業資金公債及び第一回四分利公債は舊韓國政府の起債に係り、道路修築海關工事・水道工事・金融及び官業の資金・土地調査・教育及び衞生設備等に使用し、旱害救濟費一時借入金八百七十五萬圓を除く其他の國庫債券及び借入金は、朝鮮總督府特別會計設定後朝鮮事業公債法に依り起債したるものにして、鐵道の建設及び改良、道路の修築、海關工事等の諸費を支辨し、大正九年度に於ては、醫院新營・警察官署新營・警備電話擴張・監獄新營・鹽田擴張及び平壤鑛業所擴張等の諸費に使用し、同十年度に於ては更に煙草專賣創業費をも支辨し、同十一年度に於ては電信電話整備費及び消防事業費をも支辨し、次で同十二年三月公債及借入金限度を三億九千三百七十萬圓に擴張せられたるが、更に昭和二年三月二十九日法律第十一號を以て朝鮮事業公債法を改正し、その限度を六億三百七十萬圓に改め、昭和二年四月一日より之を施行することゝなつた。而して國債の償還は大正十一年以降行はれなかつたのであるが、昭和五年より政府の豫算編成方針に基いて、總督府特別會計に於ても國債償還資金を國債整理基金特別會計に繰入れ、以て所屬國債の償還に充つることとなつた。

租稅

韓國併合前に於ける朝鮮の租稅は、地稅と戶稅が主なるものであつたが、その制度は實に不完全にして、法規の不備、官憲の私曲の爲めに、一方に於ては租稅の誅求あり、一方に於ては公課の脫漏あり、國民負擔の均衡を失し、經濟の發達を阻害すること大なるものがあつた。そこで明治三十七年日本の保護の下に立つてからは、銳意稅制の整理及び徵稅方法の改善を行ひ、課稅の公平、負擔の適正を計ることを期し、漸を逐ふて面目を改めて居る。現行の國稅の種類は、直接稅に地稅・營業稅・資本利子稅・所得稅・取引所稅・鑛稅、間接稅に酒稅・煙草耕作稅・砂糖消費稅・關稅・噸稅・出港稅、

行爲稅に登錄稅・取引稅・印紙稅・朝鮮銀行券發行稅・骨牌稅の合計十七種となつて居る。而して明治四十四年度の租稅收入豫算額は一千八十七萬一千圓であつたものが　昭和七年度に於ては四千九十八萬二千圓となり、實に併合當時に比し四倍の增加になつて居る。

租稅收入豫算額（昭和七年度）

稅目		
地稅		一五、四二五、七三〇 円
所得稅		九〇五、七五〇
營業稅		一、〇二九、六四四
資本利子稅		三一四、八七三
取引所稅		二九七、二八六
鑛稅		六〇三、三二三
酒稅		一、二九八、六二六
砂糖消費稅		二、一七四、一三五 円
關稅		八、九四五、三一六
噸稅		四八、六二一
出港稅		三六、五八二
朝鮮銀行券發行稅		一、九三〇
計		四〇、九八一、七一六

尙ほ國稅の外に、地方稅・府稅・面賦課金・學校費賦課金・學校組合費を加へた朝鮮に於ける直接稅負擔額は左の如くなつて居る。

直接稅負擔額（昭和六年度）

戶數	稅額	一戶當平均	一人當平均
內地人	六二、九二六	二六五、九五九	
朝鮮人	一八四、七四五	八六九、二七七	
外國人	三、七〇六	一四、八二一	
計	二五一、三七七	一、一五〇、〇五七	二三、七七二 円
內地人	六七、四二三	二四八、七〇七	
朝鮮人	三、五〇五、九一四	一八、八四〇、八九一	二、五六三
外國人	六、四六五	二三、三〇三	七、三八四
計	三、五七九、八〇二	一九、一一二、九〇一	二、八九九四
內地人	六、〇五六、五五〇 円	九六、二四八 円	二、二九三
朝鮮人	二、二二八、四九〇	五五、九三〇	一三、九八五
外國人	二〇七、二八〇	三、三七八三	七、三八四
計	八、四九二、三二一	一〇六、九五四	二八、九九四
內地人	七、二一一、二〇一	一二、三二五	二、二九三
朝鮮人	四三、二一一、〇〇八	三〇〇三八	八、三三三
外國人	一九四、二〇〇	一四、一三九	二、六四八
計	五〇、六一六、四一〇		

地方財政

道　朝鮮の地方團體には、道（內地の府縣に當る）、府（內地の市に當る）、邑面（邑は內地の町に、面は村に當る）、學校費（朝鮮人の教育事務を處理す）、學校組合（內地人の教育事務を處理す）がある。道は昭和八年四月一日新に設けられた制度にして、從來の道地方費の事務を繼承し、汎く道の公共事務を處理し得るに至りたるも、道の財政は內地の府縣に比すれば未だ著しく財源に乏しいのであるが、交通・產業・教育・衞生等の開發の初期とも謂ふべき朝鮮の現狀に於ては、道に於て施設すべき事業の範圍は却て廣汎である。道の財政は道稅を主とし、國庫補助金・使用料・手數料等を以てその歲入に充て、各般の事業費を支辨するのである。昭和五年度の

歳計は歳入出各三千二百五十六萬餘圓であつたが、昭和六年度からは向ふ三箇年を期し、窮民救濟の目的を以て土木事業を企劃し、預金部資金、其の他の起債に依り、これを實施することゝした爲め、一躍歳入出各五千四百十一萬千餘圓、同七年度に五千四百十七萬七千六百二十一圓に上つたのである。

道税の種類は、地税附加税・所得税附加税・戸税・家屋税・林野税・特別所得税・屠場(屠畜)税・漁業税・車輛税・不動産取得税の十種、千七百八十五萬四千餘圓、即ち經常歳入の約八割を占め、一戸當平均負擔額四圓九十四錢であるが、昭和八年度には林野税を新設し一町歩平均二十三錢以内を賦課することになつた。道の收益財産は未だ僅少の額に過ぎないが、韓國併合の際各府郡島に配與せられた臨時恩賜金千七百三十九萬八千圓を基金として維持し、道知事これを管理し、その利子年額百萬圓を道費に受入れて、授産・教育・社會救濟の資に充てゝ居る。

府　府の經濟はこれを一般經濟と特別經濟とに區分し、特別經濟は更に第一部特別經濟と第二部特別經濟とに區分せられる。一般經濟に於ては、府税・使用料及手數料其の他の收入を財源として府勢の進展、文化の發達に伴ふ都市的施設に努めた結果、現在では道路橋梁の維持修繕・市區改正・傳染病院・隔離病舍・墓地・火葬場・公園・市場等の經營・消防・行旅死亡人・遺棄兒等の救濟・貧民救助・傳染病豫防・上水道・下水道・病院・汚物掃除・公益質屋・公設浴場・公設宿泊所・公設市場・公設運動場・共同洗濯場・人事相談所・職業紹介所・簡易食堂・府營住宅・圖書館・青年訓練所等の施設を爲し、平壤府に於ては電氣及び電車事業を、大邱府では乘合自動車等を經營して居る。

昭和七年度に於ける府の一般經濟豫算は通計して一千三百十萬八百圓に達して居る。而して經常歳入の主なるものは、府税・使用料及び手數料であるが、府税として賦課するものは、國税及び地方税の附加税と特別税で、左の種類及び制限に依り賦課することが出來る。

國税附加税
- 地税附加税　地税の百分の六十
- 所得税附加税　所得加の百分の七
- 營業税附加税　營業税額
- 取引所税附加税　取引所税の百分の五十

地方税附加税
- 家屋税附加税　家屋税額
- 車輛税附加税　車輛税額
- 特別所得税附加税　特別所得税の十七分の七

特別税　特別税としては府の實情に鑑み、戸別税其他に應じ、別に税目を設けて賦課するものであるが、現に存する税種は、戸別税・特別戸別税・特別營業税・雜種税・助興税・埋築免税地坪數割・土地增價税又は土地坪數割である。

第一部特別經濟は府内の内地人教育に關する經濟を分別したもので、各府を通じ、小學校・高等女學校・實業學校・實業補習學校・幼稚園を經營して居り、その豫算は昭和七年度に於て三百三十三萬

三千九百八十圓に達して居る。第一部特別經濟に屬する府稅は、內地人の負擔する戶別稅で、その一戶當平均負擔額は二十二圓二十六錢となつて居り、教育施設の擴張充實に伴ひて、負擔は漸次增加の趨勢を示して居る。第二部特別經濟は、主として府內の朝鮮人教育に關する經濟を分別したもので、初等教育施設たる普通學校及び實業補習學校を經營して居る。昭和七年度豫算は各府を通じ、百七十一萬二千七十圓となつて居るが、その主要財源たる府稅は戶別稅及び家屋稅附加稅にして、その負擔額は平均二圓七十七錢に過ぎないけれども、負擔力乏しき朝鮮人經濟の實情に照らし、決して輕稅とは稱し難く、前記教育機關の生徒數の增加及び施設の充實に伴ひ、その負擔は急激に增加を來しつゝある。

邑面　邑面はその邑面に屬する收入を以て、邑面の必要なる費用及び法令に依り邑面の負擔に屬する費用に充て、仍不足あるときは、邑面稅及び夫役現品を賦課徵收し得るのであるが、邑面稅として賦課することを得るものは、國稅及び道稅の附加稅、並に特別稅である。而して特別稅の主たるものは、戶別稅の外、特別營業稅及び雜種稅であつて、其他臨時的性質のものとしては、土地坪數割・建物割・段別割等である。現在邑の數は四十九、面の數は二千三百九十七あるが、昭和七年度に於ける邑面の豫算は總額二千三百三十九萬八千四百八十圓（內邑の豫算三百八十一萬八千六百五十七圓）にして、現在邑面の所有する基本財產は現金千七十八萬八千餘圓、土地・家屋・山林とを合して約二千二百七十一萬九千圓に達する。邑面事務中共通したる主なるものは、土木に於て道路・橋梁・渡船・及び堤防・排水、勸業に於て模範林・苗圃・市場・採種田畜・蠶業・造林・畜產、衞生に於て屠場・墓地・火葬場・隔離病舍・上水下水・清潔消毒・傳染病豫防、警備に於て消防・及び水防等で、その他特殊のものとしては、電氣・公會堂・公園・運動場・荷揚場・繫船場・港灣又は行旅病舍等を經營して居り、最近に於ては青年訓練所の設立經濟等、漸次事業內容の充實擴張を示して居る。

學校組合　學校組合は法人であつて、その區域內に住所を有する內地人を以て組合員とし、その監督を受け、法令の範圍內に於て、主として內地人の教育に關する事務を處理し、從前から屠場・火葬場・墓地等を經營し來つた組合に對しては、附帶事業として當分の內その繼續を認めて居る。組合は營造物の使用に付使用料を徵收する外、組合財產より生ずる收入、組合に屬する收入を以てその經費を支辨し、仍不足する場合は組合費及び夫役現品を賦課徵收するを原則とするが、多く創立日猶ほ淺く、收益財產として見るべきものがないため、主要財源は常に組合費の負擔に俟つの餘儀なき狀況に在り、中には維持困難なものがあるため、主として經常費に對し年々國庫より補助を與へつゝあるも、その額が甚だ少額で、授業料收入と合せて、組合費總額の僅に二割七分に當るに過ぎない。然るに時運の進展に伴ひ、內地人教育の完備充實を期する必要上、組合の財政は益々膨脹し、從つて組合員の負擔は年と共に增加しつゝあり、昭和七年度の學校組合數は四百三十一に達し、その豫算は通計

して、三百八萬五百四十六圓に及び、一戸當平均負擔額二十二圓十一錢となつて居る。

學校費　學校費は普通學校、その他朝鮮人の教育に關する費用を支辨するため各郡島に置くもので、學校費は賦課金・使用料・補助金・財産收入、及び其他の收入を以て財源とするものであるが、學校費の經營する學校數は昭和七年五月末現在に於て公立普通學校千八百九十一、實業補習學校七十五を算して居る。昭和七年度に於ける總經費に對する財源の割合を見るに、補助金は總額の四割五分を占め、賦課金の二割三分、授業料收入の二割これに亞ぎ、其他は寄附金・財産收入・雜收入で、昭和七年度の學校費歳計總額は千四百十三萬五千百七十圓であり、一戸平均賦課金は八十九錢三厘であるが、その經費は年々增加の一方に在り、民力の現狀より見てその負擔は決して輕からざるものである。

專賣

煙草　朝鮮人の煙草に對する嗜好は頗る熾烈にして且つ普遍的で、中年に達すれば殆んどこれを喫せざる者なく、その消費者は極めて高率である。從つて煙草の栽培は古來普く全鮮に行はれ、韓國政府はこれに對する賦課を以て一大財源と爲し、將來煙草專賣制度を布く方針の下に、明治四十二年煙草稅法を發布したが、所期の效果を擧ぐるに至らなかつた。併合後に於ては、大正三年に至り煙草

製造工場の設立區域を限定すると共に製造煙草消費稅を新設し、同七年更にこれが改正を爲し葉煙草消費稅を設け、以て製造煙草との權衡を計ることゝした。爾來時勢の進展に伴ひ、政府の財源を涵養し財政の基礎を鞏固ならしむる必要上、專賣制度實施の機運を促進し、大正十年七月より煙草專賣令を實施した。元來煙草の專賣は完全なる製造專賣を爲すにあらざれば所期の目的を達することは出來ないが、朝鮮の民度及び慣習に鑑みるときは直ちにこれを決行するを得ず、依つて荒刻煙草製造・全葉喫用葉煙草賣渡・自家用煙草耕作・自家用煙草の輸移入・煙草の輸出に關して例外を認めたが、政府の製造設備及び販賣機關整備と共に、昭和二年一月煙草專賣令を改正して此等除外的制度を廢し、全葉喫用煙草の拂下は同月限り、自家用煙草及民間荒刻煙草の製造は同四年限り何れも廢止し、玆に始めて完全なる專賣制度を立つるを得たのである。

每年煙草を耕作すべき地域・面積、及び煙草の種類は豫め公示するものにして、現在の耕作地域は平安北道及び咸鏡南北道を除きたる十道七十三郡三百五十七面に亙り、煙草の種類は大別して內地種・朝鮮種・黃色種の三種とし、專賣實施以來技術員を增配し、煙草耕作組合の利用及び補助金の下附竝に煙草耕作奬勵金の交付等、大に耕作の改善指導に努力した結果、近來葉煙草の品質向上して面目を一新した。就中黃色種は原產地たる北米ヴアージニヤ州と、地質・地勢・位置・氣象等を略ぼ同うする忠州地方に、原產地より種子を取り寄せて耕作して居るが、その成績極めて良好にして、色澤・香

氣等、殆んど原産地の葉煙草に遜色なきものを出すやうになつた。

葉煙草耕作狀況

年度	耕作人員	耕作面積	葉煙草收納高	一反歩平均收納高	賠償金高	一貫匁平均倍償金高
昭和四年度	一二四、九九七人	一八、一七四町	六、五四〇千貫	三六〇貫	六、八一三千円	一、〇四円
同　五年度	九二、四八四	一四、三三七	四、〇二六	二八・三	四、五九二	一・一四
同　六年度	八九、六九二	一五、二三三	四、三八四	二八・八	四、八〇一	一・〇九

專賣局の煙草製造工場は、京城・全州・大邱・平壤の各支局所在地に、印刷工場は京城に設置し、從事職工は男女工を通じ、二千五百餘名を算し、これ等職工に對しては能率增進に伴ふ給與の增加・賞與制度・保護救濟・衞生及醫療補習教育・修養及慰安奬勵等、政府の諸施設完備せるを以て職工は各々其の堵に安んじて就業し、逐年優良なる成績を示すに至つた。

現在の製品は、兩切紙卷煙草「ジージーシー」十本入、「カイダ」十本入、「ピジョン」十本入、「銀河」十本入、「マコー」十本入、「メープル」十五本入、「牡丹」五本入、口付紙卷煙草「敷島」二十本入、「朝日」二十本入、「松風」二十本入、細刻煙草「さつき」四十匁入、「あやめ」四十匁入、荒刻煙草「不老煙」八匁入、「長壽煙」二十五匁入、七匁入、「五福草」十五匁入、「蘿煙」二十五匁入、十二匁入、「福煙」二十五匁入の十八種である。

專賣局煙草製造高

年度	兩切	口付	細刻	荒刻
昭和四年度	三、九五六、八〇四千本	七四一、五七九千本	一四、六六四貫	三、五七三、三二三貫
同　五年度	三、三八〇、〇五六	五〇七、二七六	一二、四二〇	三、八三四、一七八
同　六年度	三、一六六、六七五	三五三、八九八	一〇、三三二	三、八五八、一七四

備考　見本品を除く。

專賣局製造の煙草原料は、原則として朝鮮產葉煙草を使用するが、細刻煙草・口付煙草は原料を內地より移入して內地同樣の小賣定價にて供給し、葉卷煙草及び兩切煙草の上級品は夫々原產地より原料を輸入して製造することゝし、總て專賣局の製造煙草は販賣官署・煙草小賣人等の機關を設けて販賣させて居る。

專賣局煙草販賣高

年度	販賣高			
	鮮內品千円	移入品千円	輸入品千円	計千円
昭和四年度	三三、七四七	九四	六八	三三、九〇九
同　五年度	三一、六九三	七八	四五	三一、八一六
同　六年度	三一、一四九	六三	三八	三一、二四九

紅蔘　朝鮮に於ける人蔘栽培の起源は遠く高麗朝時代に在り、紅蔘の製造も亦古くより行はれ、夙に支那に於ては、高麗人蔘として比類なき聲價を博して居た。これに課稅するに至つたのは、李朝英祖の二十一年に司譯院の用を補はむが爲め始めて包蔘稅（包蔘は紅蔘製造の謂なり）と稱し、紅蔘に若干の稅金を課して支那に輸出せしめたのが嚆矢である。爾來幾多の變遷を經て明治三十年に至り、包蔘の事を擧げて內庫に附し、宮內府をして之れを管せしむることゝなり、明治三十二年內藏院卿をして包蔘を專管せしめ、蔘政課長を開城に遣し、蔘圃の取締及び紅蔘の製造を管掌せしめたのが、紅蔘專賣の起源である。けれども當時は製造斤數に定限あり、且つ官吏の橫暴誅求共に加はり、一面蔘圃には病蟲蔓延し、蔘業は日に衰頹の悲運に傾き、斯業は殆んど絕滅の狀況であつたので、韓國政府はこれを救濟し以て國庫の一財源たらしむるが爲め、明治四十一年蔘政事務を宮內府より度支部に移し、同年七月紅蔘專賣法を制定した。總督府始政以來專ら種苗の改良、病蟲害の豫防驅除等に全力を注ぎ、一面蔘業組合を組織せしめて、政府の施設と相俟ちて斯業の發達に資せしむる等、幾多の改善施設を行ひ、蔘業の基礎漸く確定し今日に及んだのである。

人蔘は朝鮮各道に亙りてこれを產するが、就中京畿道開城郡附近に產出するものが、全道中品質優良にして且つその形態も需要者の嗜好に適應するので、古くから同郡附近にこれを耕作するものが多い。そこで專賣法實施以來、開城を中心とし政府の專賣に係る紅蔘の原料たる水蔘を收納すべき人蔘耕作地を定めて居る。人蔘は播種の年より收穫に至る迄六年間を要し、且つこれが耕作には多額の資金を要するのみならず、その性質極めて脆弱にして病蟲害に侵され易きを以て、耕作上多大の苦心を要する。指定耕作地に產した水蔘即ち生蔘は專賣局開城出張所に於て檢査し、その合格品は一定の賠償價格を以て收納し、これを蒸し更に日光及び火熱により乾燥し飴色になしたものである。紅蔘は政府の專賣になつて居るから民間に於て製造することは出來ないが、白蔘は右の人蔘指定耕作地に於て生產した水蔘中の不合格品、及び指定地以外に於て生產した水蔘の皮を取りて日光乾燥したもので、紅蔘はその價最も貴く白蔘は比較的廉い。人蔘は古來萬病の靈藥として珍重され、殊に支那人には非常に愛用されて居る。

政府專賣の紅蔘は主として支那に輸出するのであるが、近年販賣者の努力に依り、南洋及び印度方面に販路を擴張し、製品の品質改良と相俟ちて、相當の聲價を保ち、逐年產額の增加を來して居る。

紅蔘製造販賣高

年度	水蔘收納高	製造高 紅蔘	製造高 尾蔘	販賣高 紅蔘	販賣高 尾蔘	販賣高 副產物	販賣高 計
昭和四年度	一六五、八九七斤	三九、一八七斤	一四、九二三斤	二、三五七千円	六〇千円	六四千円	二、四八一千円
同五年度	一七一、〇七九	四六、二五九	一五、八三八	二、三一七	四七	八三	二、四四七

製鹽　古來朝鮮に於て消費する鹽は專ら朝鮮沿海各地に於て製造する煎熬鹽を以てこれに充てゝ居たが、元來朝鮮在來の煎熬鹽はその製造甚だ幼稚にして、燃料・勞力を要すること夥しく、生産費も亦高價なるを以て、明治三十五六年頃より漸次安價なる支那天日鹽の輸入を誘致し、逐年その數量を增加するに至つた。時の政府は明治四十年慶尙南道龍湖に於て在來鹽の改善を攻究すると同時に、京畿道朱安に於て天日製鹽の試驗を行つたところが、その結果は頗る良好にして、在來鹽は生産費の點に於て、到底天日鹽に拮抗し得ざるを確認し、第一期計畫として明治四十二年より大正九年に至る四箇年に亙り、平安南道廣梁灣に七百七十四町歩、京畿道朱安に八十八町歩の鹽田を築造し、その實績の良好なるに鑑み、第二期擴張計畫として大正六年度より鹽田增築に着手し、京畿道朱安に百二十四町歩、平安南道德洞に二百二十三町歩を竣工したが、その生産額は鮮內需要額四億三千斤の四分の一に過ぎず、これに在來の煎熬鹽の生産を見積るも尙ほ多量の不足を生じ、從つて更に大正九年以降九箇年繼續事業として第三期鹽田築造計畫を樹て、二千六百町歩を擴張することゝなつたが、大正十一年度の財政緊縮に依り一應これを中途にて打切ることゝした。今日迄に完成せる鹽田は京畿道南村に三百町歩、君子に五百七十五町歩、平安南道貴城に百四十九町歩、平安北道南市に二百十七町歩、計千二百四十一町歩に及び、前記の既成鹽田と合し總面積二千四百四十六町歩に達し、生産高二億四千萬斤にして、これに在來煎熬鹽の生産五千斤を合しても尙ほ一億三千萬斤の不足は、これを關東州・支那・靑島方面よりの輸移入に俟つ狀態である。ところが朝鮮に於ける關稅特例は昭和五年三月末日限り廢止され鹽は無稅となる爲め、鮮內の鹽業に及ぼす影響の甚大にして、また一面鹽自由輸入の結果自然市場に於ける競爭を誘致し、生活必須品をして投機の目的たらしめ、需給の不圓滑を招來する懼があるので、その弊害を除去すると共に鹽業者を保護せんが爲め、政府はその輸移入管理を爲すことゝし、昭和五年三月これに關する制令を公布し、鹽の輸移入は總て政府の命令又は許可を要することゝなり、玆に鹽政の確立を見、多年の懸案を解決するに至つたのである。

天日鹽生産高

年度	廣梁灣（廣洞・貴城を含む） 面積	廣梁灣（廣洞・貴城を含む） 生産高	朱安（南洞・君子を含む） 面積	朱安（南洞・君子を含む） 生産高	南市 面積	南市 生産高	合計 面積	合計 生産高
	町歩	千斤	町歩	千斤	町歩	千斤	町歩	千斤
昭和四年度	一、一四二	一五九、四〇三	一、〇八七	一三八、四二〇	二一七	二、八一五	二、四四六	三〇九、六三八
同　五年度	一、一四二	一三〇、五三一	一、〇八七	九二、三九六	二一七	二、〇二四	二、四四六	二四三、一六七
同　六年度	一、一四二	一三三、〇〇〇	一、〇八七	一〇四、一七九	二一七	一七、六九一	二、四四六	二四三、八七〇

阿片　由來朝鮮に於ては阿片煙吸飲の弊風あり、その害毒尠からざるを以て、政府は法規を設けてその取締を嚴にしたが、因襲の久しき容易に根絶することを得ず、殊にその原料たる阿片は多く支

那地方より密輸入せられ、朝鮮に於ても亦國境地方に於て阿片製造の爲め罌粟の密栽培を企つる者あり、政府は罌粟の栽培區域を限定し、製造阿片は特定の製藥業者に拂下ぐることゝし、現今では阿片煙の吸飲はその跡を斷つた。けれども一方「モルヒネ」中毒に罹れる者尠ほからず、これ等中毒者の使用する「モルヒネ」受授に際し不正手段行はれ、その害毒の甚だしきのみならず、朝鮮に於ける中毒患者は容易に根絶し難きを以て、「モルヒネ」類の製造販賣を政府事業とし、中毒者を登錄公認して救療を爲すことゝし、昭和四年九月「モルヒネ」類製造の事業は阿片收納事務とゝもに警務局より專賣局所管に移され、京城專賣支局内に工場の設置を見、同五年三月より事業を開始した。

年度	罌粟栽培面積	阿片收納高
昭和六年度	一〇、六二五反	五、六五四、一七三瓦

通貨

朝鮮に於ては古來一定の幣制なく、數百年來葉錢のみを使用して居たが、その流通もまた普ねからず、國民は貨幣に對する觀念極めて乏しく、原始的の物々交換が多く行はれて居た。明治二十七年始めて銀本位制の貨幣法を發布したるも、これに基く本位貨幣の鑄造は實に僅少であつた。當時韓國政府は財政窮乏の餘、唯鑄造利益の多き補助白銅貨を濫發し、或は特許料を徵して私鑄を許したので、僞造が盛んに行はれて、貨幣の信用地に墜ち、物價の變動常なく、幣制の紊亂はその極に達した。その後日本財政顧問の就職と共に、幣制整理の最も急務なることを認め、日本の制度と同一なる貨幣法を定め、新幣の鑄造は日本の幣造局に委託し、舊白銅貨の引上を斷行すると同時に、日本貨幣の通用を認めた。これ等日本の財政的援助の結果、爾來韓國貨幣の價格を平調に復して來たが、明治四十三年併合後に於ては、朝鮮の貨幣を帝國貨幣法に統一する方針を以て、韓國政府の舊貨幣は一切これが鑄造を停止し、大正七年四月貨幣法を施行すると同時に、舊貨幣の處分に關する法律を公布し、韓國貨幣條例に依り發行し又は通用を認めたる貨幣は、同九年十二月末日限り通用を停止し、その後五年間は政府に於てこれを引換へたが、その期限も同十四年十二月にて滿了し、現今に於ては葉錢のみ尚ほ當分その通用を認め、昭和六年末の葉錢殘存流通豫想高は大體二、三千圓に過ぎない。

通貨流通見込高

年別	金貨	補助貨及小額紙幣	舊韓國新貨幣	日本銀行券	朝鮮銀行券	合計
昭和二年末	—千円	八、〇七九千円	四六千円	—千円	八三、三五三千円	九一、四七七千円
同三年末	—	八、四六九	三四	—	八七、〇六九	九五、五七三
同四年末	—	九、六三三	一六	—	八二、八三八	九二、四八七

昭和五年九月末	一	九、六五五	一
同六年末	一	七、二一四	一
	一	五一、一九〇	一
	一	六〇、八四六	一
	一	七八、六六五	一
	一	八五、八七九	一

朝鮮銀行券は朝鮮銀行法に依り發行する兌換券にして、大正六年十二月以降は關東州及び南滿洲鐵道附屬地に於ても亦無制限適用を認められ、同時に從來横濱正金銀行の發行して來た金券の引繼を受けたる爲め、その發行高は一層增加を示し、その保證準備發行制限額は五千萬圓であるが、昭和六年末の發行高は一億九十萬圓となつて居る。

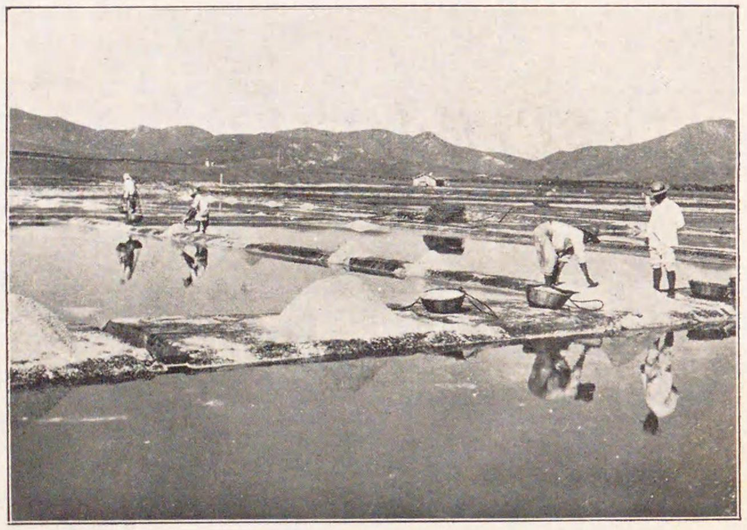

廣梁灣鹽田

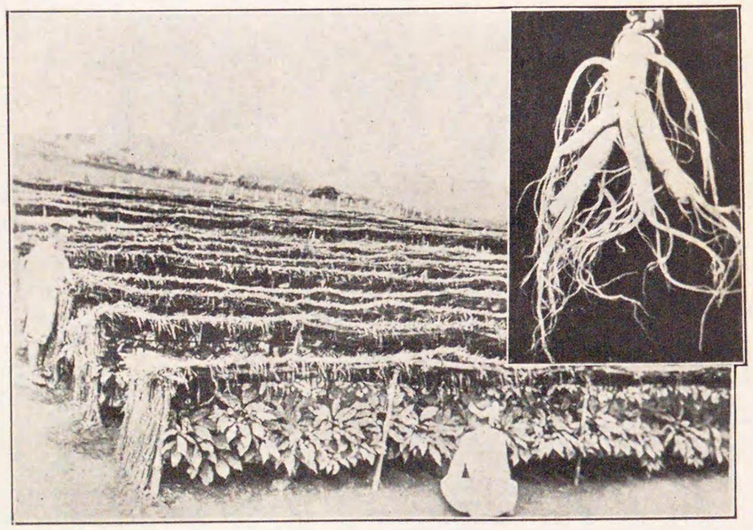

人蔘及人蔘の栽培

四、金融關

金融機關

元來往時に於ける朝鮮には、銀行なる金融機關はなかつたのであるが、明治十一年釜山に、東京の第一銀行が支店を設けたのを嚆矢とし、爾後元山・仁川の開港に伴ひ、こゝにもその出張所を設け、次いで明治二十三年以來長崎の十八銀行が仁川其の他各地に支店を設け、明治二十五年七月以來第五十八銀行(後第百三十銀行と改稱し、更に安田銀行に合併せられた)もまた各地に支店を設置したが、明治三十二年には始めて朝鮮側の銀行大韓天一銀行(現在の朝鮮商業銀行)の創立を見、明治三十六年には漢城銀行、三十九年には韓一銀行と朝鮮人經營の銀行も追々設けられたのである。けれども當時の金融界は極めて幼稚なもので、中央と地方との金融の疏通は外劃と名づくる弊害の多い制度により、公金を一時融通して間に合せ、市中の商取引は於音と稱する甚だ不完全な約束手形によつて行はれるといふ有樣で、これ等に伴ふ弊害は著しく、明治三十七、八年には於音の濫發と白銅貨の濫鑄とにより、恐慌を惹起するに至つた。事態かくの如くであつたから、明治三十七年財政顧問の就職以後は、從來の金融界の宿弊を一掃し、財政の基礎を固むるを急務とし、爾來數年に亙つて金融界に各種

の施設が講ぜられたのである。即ち明治三十八年には第一銀行に對し、明治三十五年以來その發行を許されて居た同行銀行券の無制限通用を公認して中央銀行の任に當らしめ、又恐慌のため經營困難に陷つた大韓天一及び漢城の兩銀行を援助し、商品金融の便を開くため、政府保護の下に明治三十八年十二月、漢城共同倉庫株式會社を京城に設け、以て商品擔保貸付に便し、同時に於音を撲滅して信用取引の基礎を固むるため、京城・平壤・大邱を初め、各地に手形組合を組織せしめた。更に地方金融の疏通を目的として、明治三十九年には農工銀行條例を發布し、政府保護の下に全國樞要の地十一箇所に農工銀行を設置し、倉庫業をも兼營せしめたが、後合併して京城・平壤・大邱・全州・光州・元山の六箇所となつた。明治三十九年十月には、日本興業銀行が京城に支店を設置して、韓國國債の引受、農工債券の應募等に活動し、明治四十三年韓國銀行に業務を引繼いで撤去した。また下層農民の小額生產資金金融のため、明治四十年五月、地方金融組合規則を制定して各地にその設置を勸奬し、政府はこれに對し、資金の交付、經費の補助、農業技手の配付等厚き保護を與へ、以て小農民の金融疏通と、農事の改良とに力を致さしめ、その結果として爾後毎年十乃至三十の組合が增設され、遂ひには今日の金融組合の隆盛を致す根源を成したのである。而して明治四十一年には拓殖移民の業と、殖產資金の供給との爲め、東洋拓殖株式會社を起し、翌四十二年に初めて韓國銀行と名づくる中央銀行が設立せられ、從來第一銀行の取扱へる中央銀行業務を行はしむることゝなつた。

明治四十三年韓國併合後は、諸般の施設著しくその歩を進め、經濟界も亦大いに面目を改むるに至り、各種金融機關も時代に應じ改廢整理せられ、以て今日に及んで居るのである。即ち明治四十四年朝鮮銀行法が發布せられ、從來の韓國銀行はこれを朝鮮銀行と改稱し、鮮內のみならず、支那・露西亞に迄その手を延し、明治四十五年漢城共同倉庫會社は朝鮮商業銀行（大韓天一銀行の改稱）に、手形組合はこれを農工銀行に合併せしめ、大正元年には初めて銀行令を制定し、以て普通銀行の設立經營に關する準據法規の從來內鮮人間異れるものを同一法規に統一した。また大正三年には農工銀行及び地方金融組合をして、時代の推移に順應し益々機能を發揮せしむるため、農工銀行令及び地方金融組合令を發布して、その業務の範圍を整理し、更に大正七年各農工銀行を合併統一して資本金一千萬圓の朝鮮殖產銀行を政府の特殊の保護監督の下に殖產資金の供給調節に任ぜしめ、更に昭和三年十二月內地新銀行法に倣いて從來の銀行令に種々改正を加へ、組織を株式會社に限定すると共に、新設銀行の資本金を二百萬圓、現存銀行には向ふ五箇年間に百萬圓に增資することゝし、昭和四年一月一日よりこれが實現を見たのである。更に鮮內に於ける貯蓄預金の增加に鑑み、預金者保護の見地より貯蓄銀行令を制定し、昭和四年七月一日よりこれを實施し、同時に本令に遵據した資本金五百萬圓の朝鮮貯蓄銀行の設立を見、斯くて經濟界の進展は銀行の新設合同增資となり、朝鮮に於ける銀行業の發達を促したのである。尙ほ下層金融の改善充實を期するため、大正七年地方金融組合令を金融組合

と改め、その內容を改正して時代に適應せしむるとゝもに、村落組合の增設、都市組合、及びこれらを統制する地方的中樞機關たる聯合會の新設を劃し、一面殖產銀行と連絡を保たしめて資金疏通の路を確保し、他面政府の特別の保護監督の下に業務の堅實を期し、以て今日の聲價を博する迄になつたのである。近來金融疏通の傍系機關として無盡業者竝に信託業者の增加活躍漸く顯著となつて來たので、昭和六年六月朝鮮信託業令竝に大正十一年四月朝鮮無盡業令を發布し、信託業及び營業無盡の取締監督を嚴にすることゝなつた。今試みに併合當時と最近に於ける金融機關の狀態を比較すると左の如くなつて居る。

金融機關比較表

	銀行 本店	銀行 支店出張所	金融組合數	金融組合聯合會	東拓支店	拂金資本込	積立金	銀行券發行高	殖產債券發行高	預金	貸金
明治四十二年末	三	五九	一一七	—	一	九、五五九千円	五四〇千円	二〇、一六三千円	—千円	一八、八四五千円	四四、二〇七千円
昭和六年九月末	一五	一六一	六四四	一三	九	六〇、九七一	一六、三七八	七三、二七五	二三七、九〇二	二三六、一一七	四三九、三一六

備考　銀行の鮮外支店出張所は含まず。

更に最近に於ける朝鮮の金融機關の大勢を一瞥するに便ならしむる爲め、左に金融機關一覽表を揭げる。

金融機關一覽表（昭和六年九月末現在）

	朝鮮銀行	朝鮮殖產銀行	朝鮮貯蓄銀行	普通銀行 朝鮮に本店を有するもの	普通銀行 內地に本店を有するもの	東拓計	金融組合	金融組合聯合會
本店數	一	一	一	一三	—	一五	六四四	一三
鮮內支店出張所數	一〇	五七	—	七八	一六	九	一七〇	—
資本金 公稱	四〇、〇〇〇千円	三〇、〇〇〇千円	五、〇〇〇千円	二六、四二五千円	—千円	一〇一、四二五千円	一二、一三〇千円	四三八千円
資本金 拂込	二五、〇〇〇	二〇、〇〇〇	一、二五〇	一四、七二一	—	六〇、九七一	八、五九三	四一八
政府貸下金	七〇、二〇〇	一、四五九	—	一六五	—	七一、八二四	三、八九二	二、六〇〇
準備金積立金	三、九一二	九、八六五	六〇	三、六八一	—	一七、五一八	一三、五九九	二、一三二
前期繰越金								
銀行券發行高	七三、二七五					七三、二七五		
債券發行高	—	二三七、九〇二	—	—	—	二三七、九〇二	—	—
預金現在高	三五、九〇七	六六、五〇五	二六、七一一	六三、五九七	四三、三九七	三、三九九	二三九、五一六	八四、五一〇	三五、二三一
貸出金現在高	四三、〇〇五	二九四、一四六	五、七八〇	八一、七九三	一四、五九一	八五、二三八	五二四、五五四	一二五、三七二	六二、二六六

備考　銀行の鮮外支店出張所は含まず。

即ち昭和六年九月末現在では、十五の銀行本店、百七十の銀行及び東拓の支店出張所、六百四十四の金融組合が朝鮮金融界の樞軸を爲して活動し、その拂込資本金約七千萬圓、政府貸下金七千八百萬圓、合計一億四千八百萬圓を基礎として、その上に約三億七千萬圓の預金と、七億一千餘萬圓の貸付

金を有し、以て朝鮮經濟界を培養して居るのである。然しながら朝鮮の金融機關の活動は未だ充分でないから、その內容の充實と普及を計り、以て資金の供給を潤澤ならしめ、金利を低下せしむることは最も急務である。

銀　行

朝鮮銀行　朝鮮銀行は朝鮮に於ける中央發券銀行にして、現在の資本金は八千萬圓を減資して四千萬圓となし、銀行券の發行高の多い時には一億六千萬圓に上つたことがあるが、最近は七千萬圓を前後して居る。鮮內貸出高は四千三百萬圓あり本業の傍ら普通商業金融をも行つて居る。

本店を京城に置き朝鮮內樞要地に支店を設け、尙ほ爲替の調節及び貿易助長の爲め東京・大阪・神戶・下關・安東縣・大連・奉天・長春・哈爾賓・開原・營口・龍井村・遼陽・鐵嶺・旅順・四平街・傳家甸・小西關・靑島・上海・天津・米國紐育等に支店、出張所又は派出所を設置し、滿洲に於ては金本位制の補助貨缺乏の爲め商取引に困難を感ずるを以て、大正五年十二月以來五拾錢・貳拾錢・拾錢の小額支拂手形を發行し、現在に於ては新規の發行は爲さざるも、最近に於てはその流通高三十三萬圓餘に縮少された。

朝鮮殖產銀行　朝鮮殖產銀行は、東洋拓殖會社と共に朝鮮に於ける不動產金融機關にして、資金取入方法として債券發行の特權を有し、現在の資本金は三千萬圓、鮮內に五十二の支店及び五の派出所を有し、朝鮮に於ける金融上の地位は極めて重要にして、その活動は各方面から期待されて居る。主たる業務は、產業金融と、公共金融とであるが、尙ほ普通商業金融をも經營して居る。債券發行高は昭和六年九月末現在で二億三千七百九十萬餘圓、預金約六千六百萬圓を算し、貸出金は公共產業貸出二億五千萬圓、商業貸出四千三百萬圓を超え、その大部分は土地改良、水利事業その他の農業資金として活用され、朝鮮の農業開發に貢獻する所尠からざるものがある。

朝鮮貯蓄銀行　昭和四年七月一日の設立に係り、資本金五百萬圓にして、本店を京城に置き、朝鮮殖產銀行の鮮內各營業所を代理店として居る。その業務は主として各種預金事務にして、零碎なる預金を集むると共に、一方公共團體、又は產業組合の金錢出納事務をも取扱ふ。

普通銀行　一般商業金融を業務とする普通銀行は、鮮內に本店を有するもの十二、その支店出張所七十八、及び內地銀行（第一・十八・山口・安田）の支店出張所十六である。內地銀行は別とし、鮮內銀行中最も大なるは朝鮮商業銀行（資本金八百九十二萬五千圓、拂込四百四十七萬五千圓）で、最も小さいのは資本金五萬圓（全額拂込）の密陽銀行であるが、鮮南銀行・東萊銀行は資本金法定額に達せず、又密陽銀行は合資會社なる故昭和八年末迄には夫々增資、組織變更等適當の措置を要するものである。

東洋拓殖株式會社　朝鮮に於ける拓殖事業の經營及び殖産資金の供給を目的として設立せられ其の後業域を滿蒙・支那・東部西伯利亞・南洋方面迄擴張し、朝鮮殖産銀行設立當初は資金關係にて同行の親會社の立場に置かれたが、朝鮮殖産銀行の業務逐年進展せるに反し朝鮮に於ける當社の業務は遲々として進まず、特に資金供給方面は主力を朝鮮にのみ注ぐことを得ず、産業資金の大部分は朝鮮殖産銀行の供給する所となり當社は其の一部を供給するの狀態である。昭和六年九月末貸出總額は八千五百餘萬圓で、朝鮮殖産銀行の公共産業貸の約三四%に過ぎない。

手形交換所　都會地商業金融機關としての手形交換所は、明治四十三年七月京城に設けられたのが嚆矢であつて、現在は京城・仁川・釜山・平壤・元山・大邱・木浦・群山・鎭南浦の九箇所に設立せられて居る。昭和四年中の總交換枚數、金額、交換尻は左の通りで、これと明治四十四年合併當時との比較は、朝鮮商業界の推移を窺ふに足る一資料であらう。

手形交換高比較表

	明治四十四年中	百分比	昭和六年中	百分比
枚數	二四七、九二四	一〇〇	二、〇八四、六五〇	八四〇
交換金額	七二、五五五千円	一〇〇	八三三、〇一九千円	一、一四八
交換尻	二四、四九〇	一〇〇	一七三、二七三	七〇七

金融組合

金融組合　金融組合は、中產階級以下の一般庶民殊に地方農民に對し、小額の生產資金の融通を計るを目的とするもので、昭和六年九月末現在村落組合五百八十三、都市組合六十一、計六百四十四を算し、一組合平均約三箇面に當り、その多數地方民に與ふる便益は大なるものである。その出資金一千二百十三萬餘圓（拂込八百五十九萬餘圓）、政府下附金三百八十九萬餘圓、各種積立金一千三百五十九萬餘圓、借入金五千九百九十六萬餘圓、預り金八千四百五十一萬餘圓にして、これによつて一億二千五百三十七萬餘圓の貸付を行ひ、その他に一千二百四萬餘圓の殖銀媒介貸付を營んで居り、殆んど津々浦々に至る迄普及し、庶民金融機關として活動してゐる。

金融組合狀況（昭和六年九月末現在）

組合員	七〇六、三七〇名
出資金總額	一二、一三〇、九二一円（内拂込 八、五九三、六一三）
積立金	一三、五九九、九八二
政府下附金	三、八九二、〇〇〇
借入金	五九、九六九、三六六
預り金	八四、五一〇、三七二

貸出金	一三五、三七二、四七一
媒介貸付	一二、〇四一、七七六
預け金及現金	四〇、八四五、一八三
剰餘金	一、七六〇、五七四

金融組合聯合會　金融組合の現況は前述の通りであるが、全鮮に散在する多數の金融組合は、その統制宜しきを得るに非ざれば十分に連絡ある活動を期待することは出來ぬ。そこで地方地方に於て、各組合間の過不足を調節し、併せて組合の指導に任じ、これが統一を得しむるための機關として各道に一つ宛の金融組合聯合會を設けられて居る。金融組合聯合會は金融組合と等しく社團法人で、原則として金融組合をその會員とし、預金・貸付・業務上の指導・會員相互の連絡を計り、業務上の便益を計るを目的とし、政府の保護と監督の下に活動して、金組融合に對する資金の供給と調節とに貢獻して居る。金融組合はその所要貸付資金を原則として、全部所屬聯合會に仰ぐのであるが、聯合會は自己の資金と政府貸下金とのみでは到底これに應ずることを得ないので、殖銀と密接な聯絡を保ち、所要資金は同行から時宜に應じて供給を受け、組合間の資金の調節の責務を果して居る。金融組合聯合會の設立は大正七年であるが、最近の業務概況は次の通りである。

金融組合聯合會狀況（昭和六年九月末現在）

金融組合聯合會數	一三
所屬會員數	六九七
借入金	二八、二四八千円
預り金	三五、二三二
出資拂込濟	四一八
政府貸下金	二、六〇〇千円
積立金	二、一三三
貸付金	六二、二六六
現金及預金	五、〇七六
剰餘金	六二〇

信託會社

朝鮮に於ける所謂信託業は、明治四十一年三月藤本合資會社（不二興業會社の前身）に於て創始せる投資信託並に委託に依る土地の管理經營の取扱を以てその嚆矢とする。之に踵いで南鮮商事信託株式會社及び仁川信託合名會社の設立を見たる後、暫くこの種會社の設立を見なかつたが、大正八年好景氣時代出現するに及んで、本業を營むもの簇出し、その傾向は不況時代に入るも尚ほ熄まず、寧ろ漸增の情勢を示しつゝ今日に至つたのである。然るに朝鮮に於ける信託關係法規としては、大正九年十一月施行したる擔保附社債信託法あるのみで、未だ信託法及び信託業法に相當する法規なく、一般信託業務を營むものに對して、直接適確なる指導監督の方法を缺きたる結果、名を信託に藉る銀行類似の金融業者續出し、本來の信託業務を營むものと認めらるゝものは各社營業中の一部に過ぎざる狀態なりしを以て、昭和六年六月朝鮮信託業令を發布し（昭和六年十二月一日より施行）て之等信託業

者を取締ることゝなつたのである。本令によると資本金の制限、會社組織の制限、業務の制限等相當嚴重なるものあり、各地に散在して居る群小信託會社は本令の施行により大に淘汰せらるゝことゝなるのであるが、昭和六年九月末現在に於て信託會社なる名稱の下に業務を營むもの京畿道四、忠淸南道一、全羅北道一、全羅南道一、慶尙北道三、慶尙南道五、平安南道二、咸鏡南道二、咸鏡北道二、計二十一社に達し、その業務の概要は左記の如くなつて居る。

信託會社資產負債表

資產

科目	金額
拂込未濟資本金	八、九〇六（千円）
貸出金	九、六二一
預け金	一、五六〇
有價證券	二五八
地所家屋什器	三、三七五
其の他の勘定	七七七
現金	三五
合計	二四、五八四

負債

科目	金額
資本金	一二、六五七（千円）
諸積立金	七三四
借入金	二、三七二
金錢の信託	六、八四九
有價證券の信託	一〇三
金錢債權の信託	二
土地及其の定着物の信託	一、〇一六
其の他の勘定	八〇七
計	二四、五八四

尙ほこの外、朝鮮銀行・朝鮮殖產銀行に於ては、擔保附社債信託業務を行ふことが出來るが、現在では朝鮮殖產銀行に於て取扱へるもの一口七百萬圓あるのみである。

無盡・金貸・質屋

無盡業　一種の庶民金融機關として獨特の組織と機能とを有する無盡も、既に早く內地から移入され、主に內地人間の下層金融に利用されて居たが、これを法制の上に明かに認むるとゝもに、その取締を十全ならしむる必要上、大正十一年八月から朝鮮無盡業令が施行せられ、以來各地に營業無盡の設立を見、昭和六年九月までに免許を與へたるもの三十二を算するに至つた。

營業無盡狀況（昭和六年九月末現在）

營業者數	三三
無盡組數	九二一
加入總口數	四八、〇二四
公稱資本金	三、七四〇、〇〇〇（円）
拂込資本金	一、二九九、三五〇
積立金	九九二、〇四六

給付契約金高	六六、二一三、四〇（給付濟高 二四、六一四、九六五）
借入金	一六五、七七四（給付未濟高 四一、五九八、三七五）
預け金及現金	六三二、八五八
貸付金	三、二二九、一四〇

然しながら在來の無盡業には種々弊害があつたので、昭和六年六月九日制令第七號を以て朝鮮無盡業令に根本的の改正を加へ、その機能を充分發揮せしむることゝしたのである。

金貸業　叙上の無盡業令に據りて設立を認可されたもの丶外、無數の無認可の無盡や、朝鮮人間に契と稱する賴母子講類似の金融方法も盛んに行はれ、就中個人金貸業即ち高利貸の活動跋扈は實に甚だしいものがある。最近の調査では、無盡と略ぼ相似た性質を有する金融契は、その契數二千七十三、加入者十三萬四千百三十九人、この財產は八百萬四千餘圓に達するのである。昭和六年九月末現在個人金貸業は、內地人三千三百八十七人、朝鮮人八千六百六十四人、外國人三十七人、合計一萬二千八十八人あり、その貸出殘高は口數四十萬二千九百五十口、金額五千九百七萬二千餘圓に及び、最近一箇年の貸出總額は四千八百三十二萬一千餘圓に上つてゐる。而して高利貸の貸付條件は極めて苛酷なもので、土地家屋を擔保として取り上げらるゝものも尠からず、近時不動產所有權の移動と、土地兼併の傾向が顯著であることも、この下層金融の缺陷に基因して居ることが多いやうである。古くから朝鮮の商業上に活動しつゝある開城の商人は、金融上に於ても夙に偉大なる勢力を有し、その時邊と稱する貸付方法は獨特の組織の下に行はれ、全鮮到る所に於て金錢の貸付を爲し、殊に黃海道の如きはその最も發展せる地方で、市邊里（市邊は市場貸の事）と稱する地名さへあり、そこでは現在每市日に、開城の金貸業者によりて約四十軒の常設店舖に於て高利貸營業が行はれて居る。

個人金貸業者營業成績

種別	一口當平均貸出殘高	一店當平均貸出高
內地人	二、八四圓	七、六四三圓
朝鮮人	一、一六	三、八一一
外國人	一六九	三、一一三
平均	一四六	四、八八六

個人金貸業の一口當平均貸出殘高は百四十六圓になつて居るから、富の程度の低い朝鮮の下層階級の負債としては決して輕からざるを知るべく、その一店當貸出高が平均四千八百八十六圓に達して居ることは個人金貸業活動の狀態を如實に示し、且つ未だ庶民金融機關の普及の不充分なるを看取するに難くない。殊に以上は公然と營業せる個人金貸業者の調査であつて、この外に內密で資金を融通して居る高利貸類似の貸金高も決して尠くないのである。

質屋　この外に下層金融機關として、朝鮮人の典當舖（質屋の事）八百五、內地人の質屋五百五十九、外國人三、合計一千三百六十七あり、昭和六年九月末に於ける貸出高は、一口數九十二萬五百五十六、金額三百二十四萬二千餘圓に達し、最近一箇年間の貸出高六百二十五萬餘圓、回收高五百八十六萬餘圓、流質高百三十六萬七千餘圓に達して居る。

質屋業者營業成績（昭和六年九月末現在）

種別	一口當平均貸出殘高	一店當平均流質高	一店當平均貸出高
內地人	五・四〇円	一、四四五円	六、五三五円
朝鮮人	二・三八	六九一	三、二一〇
外國人	二・七三	七八三	四、四七五
平均	三・五二	一、〇〇〇	四、五七三

即ち一口當の質屋貸出殘高は平均三圓五十二錢、一店當平均流質高は一千圓、一店當平均貸出高は四千五百七十二圓に達して居る。以上は個人營業に係る質屋であるが、社會政策施設として、最近に至り主要市街地には公營の質屋が設置されて居る。また小農に對する小額生業資金の貸付事業をも行ひ、各邑面が起債に依り資金を準備し、邑面より小農に對し一人當二十圓以內の小口資金を低利にしかも最も容易に貸付け、これによりて彼等に生業を奬め、生活の改善を促し、勤儉の美風を馴致することに努めて居る。

金利

古より朝鮮の金利は極めて利率高く、債務者をして頗る不利の地位に立たせて居た。明治四十四年利息制限令を公布し、一般金利に關して準據すべき規定を示したが、その利率は左の通りである。

一、元金百圓未滿　年三割以下
一、元金百圓以上千圓未滿　年二割五分以下
一、元金千圓以上　年二割以下

但し質屋營業者の貸借元金五十圓未滿及び市場に於ける貸借元金三十圓未滿の利息に適用せず。

金利に關する制限の規定は右の通りであるが、個人貸借に於ては今尙ほ隨分高利の金融が行はれて居るやうである。今試みに銀行・金融組合・質屋及び個人貸金業者の金利表を左に示して見やう。

組合銀行預金協定利率表

定期	座	特別當座
甲	五分五厘	甲 日歩一錢
乙	大邱・平壤・元山は五分六厘 木浦は五分九厘 清津は五分七厘	乙 大邱・清津は一錢一厘
甲	四分七厘	甲 日歩九厘
乙	年 清津は四分九厘 會寧は五分二厘	乙 日歩四厘 清津・會寧は一錢

備考　鮮銀・殖銀・安田・第一・十八及び山口を甲とし他は乙とす。會寧には乙種銀行なし。

朝鮮銀行同業者貸付金金利（昭和五年十月七日より實施）

商業手形割引歩合	日歩	一錢七厘
國債を擔保とする貸付利子及び國債を擔保とする手形割引歩合		一錢八厘
國債以外のものを擔保とする貸付利子及び國債以外のものを擔保とする手形割引歩合		一錢九厘
當座貸越及びコルレスポンデンス貸越利子		二錢一厘

但し清津・會寧は一厘高、龍井村は二厘高とす。

朝鮮殖產銀行法定貸付金利調

一般勸業貸付		八分五厘、八分八厘
公共團體貸付		七分七厘、八分一厘、八分五厘
非營利產業法人貸付		七分七厘、八分五厘
其の他の貸付	日歩	三錢三厘
產米增殖計畫に基く貸付		六分七厘、七分二厘、六分四厘

朝鮮貯蓄銀行貸出金利

		最高	最低	普通
殖產貸付	月	一分	一分	一分

積金擔保貸付　日歩　二錢六厘　日歩　二錢六厘　日歩　二錢六厘

預金擔保貸付　日歩　二錢四厘　日歩　二錢六厘　日歩　二錢六厘

有價證券擔保貸付　日歩　二錢八厘　日歩　二錢四厘　日歩　二錢七厘

不動產抵當貸付　年　一割二厘　年　九分二厘　年　九分五厘

樞要地に於ける普通銀行貸出金利（昭和六年九月）

	手形貸（不動產擔保）		割引手形	
	甲種	乙種	甲種	乙種
京城府	日歩　二・四錢	三・〇錢	二・三錢	二・八錢
仁川府	二・八	三・〇	二・六	二・八
釜山府	二・五	二・九	二・三	二・八
大邱府	二・五	三・三	二・三	三・〇
木浦府	二・七	三・一	二・五	三・三
群山府	二・七	二・九	二・三	二・六
平壤府	二・七	三・〇	二・四	二・九
鎭南浦府	二・六	三・〇	二・二	二・八
元山府	二・八	三・二	二・六	三・二

備考　甲種・乙種の區分は預金協定利率表に於ける區分に同じ。

金融組合金利表

預金	定期預金	年六分乃至七分
	普通貯蓄預金	日歩一錢三厘乃至七厘
	當座預金	日歩七厘乃至六厘
貸付	短期貸付・手形割引及當座貸越	日歩三錢乃至四錢
	長期貸付	年一割五厘以下

質屋業者金利表（月利）

	元金一圓未滿	元金五圓未滿	元金十圓未滿	元金五十圓未滿	元金五十圓以上
平均	六分一厘—七分	五分三厘—五分五厘	四分八厘—五分	三分六厘—四分	二分五厘—二分七厘

個人金貸業者金利表

市場貸	擔保貸	自九錢五厘至一〇錢二厘	自一二錢五厘至三錢七厘	自三分二厘至三分四厘	自三分七厘至四分
	信用貸	自一二錢五厘至三錢七厘	自三分二厘至三分四厘	自三分七厘至四分	自二分八厘至三分一厘
個人貸元金五十圓未滿（月利）	擔保貸	自三分二厘至三分六厘	自二分二厘至二分四厘	自二分七厘至二分九厘	自一分八厘至二分一厘
	信用貸	自二分八厘至三分一厘	自二分七厘至二分九厘	自二分二厘至二分四厘	自二分二厘至二分四厘

備考　市場貸は元金十圓に對する市日より次の市日まで五日間の利子とし他は月利とす。

右の金利表を見るときは、內地に比較して朝鮮の金利の遙かに高率なることが判るであらうが、これが爲め國民の生活を壓迫し、產業の勃興を阻害することは實に甚だしいのである。要するに金利の

高くして、苛酷なる高利貸や、怪しげな講契の跋扈の如きは、產業資金の不足と國民經濟の貧弱なる結果であるから、これを緩和救濟せんとせば、既設金融機關の活動と相俟ちて、盛んに低利資金の流入を計り、これによりて生產を振興し、各人の經濟狀態を良好ならしむることが大切である。斯くの如くすれば、金利の如きは自然に低下し、不正金融業者は漸次影を潛めるに至るであらう。

內地資本

朝鮮に於ける經濟上の開發は一に內地資本の供給に俟たねばならぬが、既に韓國併合以來、政府及び民間の手を經て朝鮮に流入されたる內地資本は莫大なるものである。即ち明治四十三年より昭和六年末に至る二十二箇年に於ける、貿易外の原因に依る內地資金の流入總額は二十七億四千八百餘萬圓に達し、これに對して朝鮮より內地へ流出した資金總額は約十六億三千四百餘萬圓に及び、差引內地資金の流入超過額は約十一億一千四百八十餘萬圓を算するのである。今試みに朝鮮の對內地資金受取額及び支拂額の內譯を示すと概略左の如くなつて居る。

	自明治四十三年至昭和六年	貿易外の原因に依る對內地資金受取額	
朝鮮總督府關係受取額	六二六、六九五千円	恩賜公債利子の受取	三二、五三七千円
公債募集による流入	三三八、四八四	社債募集による流入	五三九、九〇二

朝鮮に本店を有する會社に對する內地よりの出資	二一四、五四〇
內地に本店を有する會社の朝鮮に於ける投資	二八一、八五七
銀行會社の內地よりの借入金	三三四、八五〇
管內會社の內地に於ける營業純益	△ 七、五四六
朝鮮に本店を有する會社の內地に於ける放資回收	一四六、三二一
出稼人其他の朝鮮へ仕送及び持歸金	一九、七七二
內地艦船の朝鮮に於ける支出金	二五、一七八

自明治四十三年
至昭和六年　貿易外原因に依る對內地資金支拂額

朝鮮總督府關係支拂額	三三〇、七五三 千円
社債及借入金の償還	三五九、一三七
公債償還額	一三、五〇七
社債及借入金利子の支拂	一五四、三五七
朝鮮に本店を有する會社に對する內地よりの出資利益	六八、〇五四
內地に本店を有する會社の朝鮮に於ける投資利益	一〇三、〇七三
內地會社に對する朝鮮よりの出資概數	四五、〇三三
內地保險會社の朝鮮に於ける收入保險料の回送金	八三、二四八
郵便及振替貯金の增加額	八一、八五〇
朝鮮に於て賣却したる勸業債券代金	五、七五五
個人の仕送金及び持歸金（旅行者の消費金を含む）	一二、七三三
朝鮮に本店を有する會社の內地に對する放資	一七、八〇八
內地と朝鮮との間に於ける資金流出入關係は右の如くであるが、內地資本の投下が多くなればなる程、その純益・利息・償還金等の內地へ向つて流出する額も自ら多くなるのは當然である。斯くの如く內鮮間の資本關係が密接になるに從つて、內地經濟界の一弛一張は、直ちに朝鮮の經濟界に影響を及ぼし、景氣不景氣の消長の如きも兩者その軌を同うするを常として居る。	
朝鮮鐵道が內地に對し支拂ひたる貨客運賃	三六、二六三
其の他	三六、三〇〇
合計	一、六三四、〇五三

朝鮮銀行

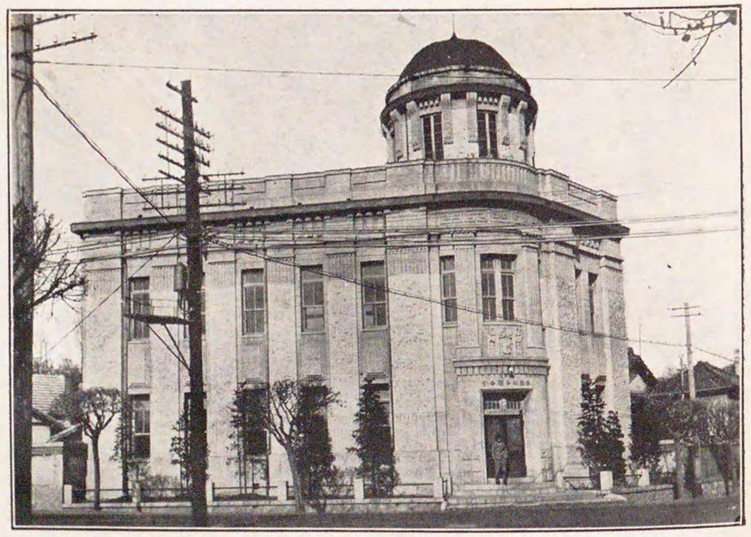

平安南道金融組合聯合會

五、農　業

耕地面積

朝鮮は古來農業を以て國を樹て、現に總人口の八割が農耕に從事し、農業は實に產業の樞軸を爲して居る。即ち全鮮到る處農業に適し、殊に南部地方は氣候溫暖にして、農作物の發育が最も佳良である。冬季は寒氣强きも麥類の如き冬作物の枯死する虞なく、年中概ね空氣が乾燥して居るので、收穫物の品質は良好である。但し夏作物中水稻の如きは、氣候の關係から云へば生育が良好である筈であるが、從來用水の不充分なる爲め屢々旱害を被ることがあつた。然しながら近來に至り灌漑の設備も年々發達した結果、漸次その度を減じて居る。產米增殖に就いては、大正九年度より約十五箇年に亙り、土地改良事業を施行することになつたが、大正十五年更に計畫の一部を變更し、同年以降十四箇年を期して、三十五萬町步の土地改良を施行することゝなつたから、朝鮮に於ける農業の前途は益々多忙ならんとして居る。

而して昭和六年末現在の耕地面積は畓百六十二萬八千餘町步（內二毛作地三十六萬五千餘町步、一毛作地百二十六萬三千餘町步）、田二百七十五萬五千餘町步、耕地合計四百三十八萬四千餘町步に達

し、この外に土地臺帳未登錄見積面積、畓二萬四千八十九町歩、田四萬六千六百七十七町歩、火田二十萬千百五十五町歩を有するのである。耕作者一戸當平均耕地面積は、畓五段六畝(内地五段六畝)、田(火田を含む)九段六畝(内地五段三畝)、計一町五段三畝歩にして、内地の一町九畝歩に比すると遙かに多いのである。

耕地面積(昭和六年末現在)

道名	畓 一毛作地	畓 二毛作地	畓 計	田	合計
京畿道	二〇〇、四五五・五町	三、〇二九・三町	二〇三、四八四・八町	一八三、三一一・三町	三八六、七九六・一町
忠清北道	五五、七二九・六	一五、六一九・三	七一、三四八・九	八七、〇六七・六	一五八、四一六・五
忠清南道	一三九、九六五・五	二〇、七六三・一	一六〇、七二八・六	八二、七一七・四	二四三、四四六・〇
全羅北道	一一一、一〇九・五	五七、二九〇・九	一六八、四〇〇・四	六六、七八四・〇	二三五、一八四・四
全羅南道	一二五、四三〇・一	八一、六五六・二	二〇七、〇八六・三	二〇〇、四七六・八	四〇七、五六三・一
慶尙北道	一〇三、五八八・七	九〇、七八一・九	一九四、三七〇・六	一九〇、一二六・三	三八四、四九六・九
慶尙南道	八〇、二五五・七	九四、七三二・六	一七四、九八八・三	一〇二、六三七・五	二七七、六二五・八
黃海道	一三〇、九五七・四	八六七・四	一三一、八二四・八	四〇九、七九六・八	五四一、六二一・六
平安南道	七三、三六四・九	〇・九	七三、三六五・八	三二二、四四六・三	三九五、八一二・一
平安北道	八七、七九八・一	〇・七	八七、七九八・八	三二一、三一五・六	四〇九、一一四・四
江原道	八七、五九四・九	一、一三〇・七	八八、七二五・六	二五二、二七九・〇	三四一、〇〇四・六
咸鏡南道	五一、九一六・七	六六・〇	五一、九八二・七	三三九、七七七・九	三九一、七六〇・六
咸鏡北道	一四、八七八・〇	—	一四、八七八・〇	一九六、七八九・五	二二、六六七・五
總計	一、二六三、〇四四・六	三六五、九三九・〇	一、六二八、九八三・六	二、七五五、五二六・〇	四、三八四、五〇九・六

即ち耕地の總面積に對する割合は約二割にして、中畓三割七分一厘、田六割二分九厘で、これを内地の畓五割四分、田四割六分に比して、著しく畓が尠くなつてゐる。更に右の耕地を自作、小作に分つときは、自作畓五十四萬五百六十九町歩、田百四十一萬三千二百五十三町歩、小作畓は百十一萬二千五百三町歩、小作田百三十八萬八千九百四十九町歩にして、自作、小作の割合は自作地四割四分、小作地五割六分で、内地の自作地五割四分、小作地四割六分と對比せば、全然反對の現象を呈し、且つ農家貧窮の結果は累年自作地の漸減、小作地の漸增となつて表はれてゐる。

農家戸口

朝鮮に於ける昭和六年末現在の農家戸口を内鮮外人別にすると、内地人一萬八百二十七戸、四萬六千二百五十八人、朝鮮人二百八十六萬八千五百六十九戸、千五百五十八萬一千六百十一人、支那人二千二百八十戸、八千百二十人、その他の外國人十三戸、三十五人、合計二百八十八萬一千六百八十九

戸、千五百六十三萬六千二十四人である。

更に農家を地主・自作・自作兼小作・小作・小作兼火田民・純火田民に分つと、地主（甲）二萬三千十三戸、地主（乙）八萬一千六百九十一戸、自作四十八萬八千五百七十九戸、自作兼小作八十五萬三千七百七十戸、小作百三十九萬三千四百二十四戸、兼火田民九萬六千四百六十六戸、純火田民四萬一千二百十二戸となつて居る。

試みに累年の農家戸數增減の趨勢を見ると左の通りである。

農業戸數自作小作別（各年末現在）

年次	農家戸數	農家戸數内譯 地主	自作	自作兼小作	小作	純火田民	農家戸數百分比例 地主	自作	自作兼小作	小作	純火田民	合計
大正五年	二、六四一、一五四戸	六六、三五一戸	五三〇、一九五戸	一、〇七三、三六〇戸	九七一、二〇八戸	—戸	二・五%	二〇・一%	四〇・六%	三六・八%	—%	一〇〇・〇%
同六年	二、六四一、九九四	七三、一九八	五一七、九九六	一、〇六一、四三八	九八九、三六二	—	二・八	一九・六	四〇・二	三七・四	—	一〇〇・〇
同七年	二、六五二、四八四	八一、五四一	五二二、三三二	一、〇四三、八三六	一、〇〇三、七七五	—	三・四	一九・六	三九・三	三七・七	—	一〇〇・〇
同八年	二、六六四、八二五	九〇、三八六	五二五、八三〇	一、〇四五、六〇六	一、〇〇三、〇〇三	—	三・四	一九・七	三九・三	三七・六	—	一〇〇・〇
同九年	二、七二〇、八一九	九〇、九三〇	五二九、一七七	一、〇七一、七八〇	一、〇八二、八四二	—	三・三	一九・五	三七・四	三九・八	—	一〇〇・〇
同十年	二、七一六、九四九	九七、一〇五	五三三、一八八	九九四、九七六	一、〇九一、六八〇	—	三・六	一九・六	三六・六	四〇・五	—	一〇〇・〇
同十一年	二、七一二、四六五	九九、〇八三	五三四、九〇七	九七一、八七七	一、〇九一、六八〇	—	三・七	一九・七	三五・八	四〇・二	—	一〇〇・〇
同十二年	二、七〇二、八三八	一〇〇、四〇二	五二七、四九四	九五一、六六七	一、一二三、二七五	—	三・七	一九・五	三五・二	四一・六	—	一〇〇・〇
同十三年	二、七〇四、二七二	一〇二、一八三	五二五、六八九	九三四、二〇八	一、一四三、一九二	—	三・八	一九・四	三四・五	四二・二	—	一〇〇・〇
同十四年	二、七四二、七〇三	一〇三、五六七	五四四、五三六	九一〇、一七八	一、一八四、四二二	—	三・八	一九・九	三三・二	四三・一	—	一〇〇・〇
昭和元年	二、七五三、四九七	一〇四、六一四	五二五、七四七	八九五、七二一	一、一九三、〇九九	三四、三一六	三・八	一九・一	三二・五	四三・四	一・二	一〇〇・〇
同二年	二、七八一、三四八	一〇五、〇九六	五一九、三八九	九〇九、八四三	一、二一七、八八九	二九、一三一	三・八	一八・七	三二・七	四三・八	一・一	一〇〇・〇
同三年	二、七九九、一八八	一〇四、六〇一	五一〇、九八三	八九四、三八一	一、二五五、九五四	三三、二六九	三・七	一八・三	三二・〇	四四・九	一・〇	一〇〇・〇
同四年	二、八一五、二七七	一〇四、四九六	五〇七、三八四	八八五、五九四	一、二八三、四七一	三四、三三二	三・七	一八・〇	三一・五	四五・六	一・二	一〇〇・〇
同五年	二、八六九、九五七	一〇四、〇〇四	五〇四、〇〇九	八九〇、二九一	一、三三四、一三九	四一、二一二	三・六	一七・六	三一・〇	四六・五	一・三	一〇〇・〇
同六年	二、八八一、六八九	一〇四、七〇四	四八八、五九七	八五三、七七〇	一、三九三、四二四	四一、二一二	三・六	一七・〇	二九・六	四八・四	一・四	一〇〇・〇

即ち右の統計に依れば、農村の中堅たる自作・自作兼小作は漸次その數を減じて居り、この反對に地主・小作は共にその數を增加して居る。殊に近來、財界の變動、竝に生活費、教育費等の負擔增加、または凶作、及び米價安の爲め、中農以下の疲弊甚だしく、自然耕地の放賣が行はれ、勢ひ不均衡なる耕地の分配を招來し、土地兼併の傾向は愈々熾んならんとしてゐる。

地主・自作・自作兼小作・小作別農家戸數道別（昭和六年末現在）

道名	地主（甲）	地主（乙）	自作	自作兼小作	小作	火田民 兼火田民	火田民 純火田民	計
京畿道	三、六三二	六、九七九	一七、〇二一	六一、五六五	一四八、一五八	一、二四六	三四二	二三七、六九七

忠清北道	三七二	三、三二五	一六、二〇七	四二、九八五	七七、一三一	二、〇五九	九六二	一四〇、九七二
忠清南道	六九五	四、一六六	一四、七九九	五五、七三四	一一〇、八〇二	四九八	二六	一八六、二二三
全羅北道	五一二	二、五四五	一〇、一六三	五〇、八三二	一六〇、六八一	一、一八五	六九八	二三五、四三一
全羅南道	八五四	五、五四二	六三、五七九	一二八、〇八八	一六六、七四一	六九八	四六八	三六五、二七二
慶尙北道	三、九六四	八、七二五	六六、三一一	一〇九、五二三	一七九、二七二	一、九〇一	二、三二五	三七〇、一二〇
慶尙南道	一、三四七	四、四八四	三八、七七九	八九、五四七	一五四、七七八	一七六	五八	二八八、九九三
黃海道	一、九〇二	七、一七八	三三、〇六五	六〇、五五四	一二九、七四九	五、〇一六	一、五四三	二三三、九九一
平安南道	一、九七四	九、二七五	三三、七七七	五九、〇一六	六〇、五二四	九、一七五	三、六二五	一六八、一九一
平安北道	四、五六〇	一四、一六〇	二七、二三三	四六、三三三	九一、九五三	二八、五五八	九、五二四	二〇三、七五三
江原道	七八九	六、〇一〇	四九、一七九	七五、八四九	七〇、一〇六	二三、八三五	九、五三六	二一一、四六九
咸鏡南道	一、五〇三	五、二三〇	六五、六七〇	五四、四三九	三四、五九〇	一八、〇七四	一〇、七八七	一七二、二〇九
咸鏡北道	九〇九	四、〇九三	四二、八〇六	一九、三〇五	八、九三九	五、〇四五	一、三一八	七七、三六九
合計	二三、〇一三	八一、六九一	四八八、五九七	八五三、七七〇	一、三九三、四二四	九六、四六六	四一、二二三	二、八八一、六八九

備考　地主甲とは其の所有する耕地を悉く小作せしめ自ら耕作せざる者、地主乙とは所有耕地の大部分を他に小作せしめ一部分を自ら耕作する者を謂ふ。

右の統計を見るときは、南鮮地方に於ては、小作農多くして自作農少く、漸次土地兼併の傾向著しきを認められるが、これに反して西北鮮地方に於ては、自作農多くして小作農少く、殊に咸鏡南北道に於ては土地の分配が最も理想的に行はれて居ることを示して居る。從つて南鮮地方には小作問題の發生を見ることが多いが、北鮮地方に在りては殆んどその例を見ないやうである。尙ほ朝鮮に於ける地主に就き、その土地所有面積の大小を知るの參考資料として、地稅納稅義務者面積別人員數を示して見やう。

地稅納稅義務者面積別人員數（昭和六年末現在）

種類別 / 段別	內地人	朝鮮人	外國人	計
百町歩以上	五四八	三六八	二	九一八
五十町歩以上	七一七	一、五二五	四	二、二四六
十町歩以上	五、三九六	四五、八九四	八〇	五一、三七〇
一町歩以上	三一、〇八二	一、一二三、一九〇	三五八	一、一五四、六三〇
一段歩以上	三五、九八三	二、〇六五、五九二	六一〇	二、一〇二、一八五
一段歩未滿	二三、八七〇	七九〇、一七六	一、〇三六	八一五、〇八二
合計	九七、五九六	四、〇二六、七四五	二、〇九〇	四、一二六、四三一

主要農產物

昭和六年に於ける農產物價額は七億四十八萬四千圓に達してゐるが、その營農方法は未だ稍粗放的

なる憾みあり、從つて將來集約農法の實行に依つて大いに增加の餘地がある。主要農作物の一段步當收穫高は左の通りである。

水	稻	石 ○・九五八	陸	稻	石 ○・六五三
大	麥	○・八六八	小	麥	○・五一九
裸	麥	○・八〇〇	大	豆	○・五二一
小	豆	○・三六一	粟		○・五八〇

米● 朝鮮の氣象は農業殊に稻作上概して有利にして、その年溫度は內地の同緯度地方に比し稍低いが、夏期の氣溫割合に高き爲め、稻の生育上頗る好影響をなし、また降雨量は一般に寡いけれども、六・七・八月の頃の所謂降雨期に於て雨量の多いことは、灌漑設備の乏しい朝鮮の稻作をして有利ならしめ、一面快晴日數多きを以て日照時間は內地に比し遙かに多く、稻の生育成熟を迅速ならしむる便がある。加ふるに內地に於けるが如き强烈なる暴風雨の襲來が極めて少く、稻作の最大危險たる二百十日の厄日を見ざるが如き有利の條件が尠くない。朝鮮總督府設置以來、先づ鮮內の需要を充し、その餘剩を移して內地及び滿洲方面に輸移出する方針の下に、土地の開拓・水利の設備を改善して、耕地の擴張を圖り、內地に於ける優良品種を移してこれを普及し、在來品種の改良を講じ、施肥・耕作・乾燥・調製の方法を改め、一面また米穀檢查を行ひ、以て品質の改善と聲價の發揚に努めたる結果、往時に於けるが如き土砂、夾雜物混入の劣等米を全然革め、今や作付反別百六十七萬四千町步、收穫高一千五百八十七萬二千石の優良米を生產するに至り、輸移出八百六十二萬石、價額一億三千八百四十八萬圓に達し、帝國の食糧問題解決上重要なる關係を有して居る。朝鮮に於ける稻作面積、米の收穫高及び輸移出高の狀況に就いて、始政當時と最近の實況を比較すると次の通りである。

米の生產及輸移出狀況

區分／年別	稻作面積	收穫高	輸移出高
明治四十三年	一、三五二、七九七町	一〇、四〇五、六一三石	七九八、八七六石
昭和六年	一、六七四、六一〇	一五、八七二、九九九	八、六二六、九七三

小麥● 小麥は朝鮮各道共その生育に適するも、他の作物との關係上北鮮地方に於て多く栽培せられて居る。殊に咸鏡道地方產のものは、粘性に富み品質極めて良好にして、製粉原料として敢て濠洲、米國品等に對し遜色なき特質を有して居るから、朝鮮に於ける小麥作は前途實に有望である。小麥は製粉原料として輸移出せられ、始政前に於ける輸移出額は米及び大豆に亞いで多量であつたが、近年頓に減少し、昭和六年には僅に一萬四千五百八十二圓となり、一面小麥粉の輸移入額は三百八十萬圓に上り、その額は遙かに輸移出額を超過するに至つた。

小麥の生産及輸移出狀況

區分 / 年別	生産高	輸移出高
明治四十三年	一、三〇五、九七三石	四五、七一九石
昭和六年	一、七二九、四八三	二、五四四

大豆　朝鮮に於ける大豆の耕作は內地、滿洲に比し風土優秀なるを以て、比較的粗笨なる農法に依るも、尙ほ品質優良にして相當の收量を收めて居る。加ふるに始政以來品種の統一、栽培、調製法の改善に力を注ぎたる結果、一層收量の增加と品質の向上を見るに至つた。特に咸鏡南道の端川・安邊及び京畿道の長湍地方に於ては、遙かに內地產を凌駕する優良品種を生產する。朝鮮產の大豆の品質は內地及び滿洲產に比し、脂肪含量は伯仲の間にあるが、蛋白質は遙かに多いので、豆腐・味噌・醬油等の原料に供せられ、昭和六年中に於ける輸移出は百六十一萬石、價額千三百八十萬圓に達し、米と共に重要輸移出品に屬して居る。

大豆生產及輸移出狀況

區分 / 年別	收穫高	輸移出高
明治四十三年	二、七四六、三五八石	七八八、九〇八石

小豆　朝鮮の氣候は大豆と同樣に小豆の栽培にも亦適し、その品質收量共に優秀である。北鮮地方殊に咸鏡南北道の東海岸に於ては、大粒の外皮薄き良品質のものを產し、內地市場に於て歡迎せられて居る。然しながら小豆はこれを米・粟に混じて常食と爲す慣習あるを以て、鮮內に於ける消費量甚だ多く、從つて年々多少の輸移入超過を示して居る。

尙ほ右の外に穀物類としては、大麥・裸麥・粟・稗・玉蜀黍などを算するが、今これ等の產額に就いて、明治四十三年と昭和六年とを比較すると左の如くなつて居る。

雜穀收穫高比較

種別	明治四十三年	昭和六年
大麥	四、七四六、九三六石	七、八二二、二七石
裸麥	二五四、七一五	六六五、九二三
粟	三、三四六、六〇〇	四、五八九、三一〇

これ等の穀物は朝鮮人の常食として用ゐられ、特に粟の如きは鮮內に於ける產額にては需要を充し得ず、年々滿洲地方より多額の輸入を爲しつゝあり、現に昭和六年に於ては、二百六十八萬四千石、この價額七百九十三萬二千圓に達し、朝鮮米の內地移出が盛んになるに伴ひ、粟の輸入は益々增加し

て居る。是れ即ち朝鮮人が米を賣つて粟を買ひ、その差金を以て生活必需品を購ふ結果である。

果樹・蔬菜　朝鮮の風土は果樹の栽培に好適せるを以て、柑橘類を除くの外、栽培を見ざるものなく、總督府設置以來優良果樹の栽培を奬勵したる結果、苹果・梨・葡萄・栗等は內地品を優越する良品を產出し、內地・露支方面に輸移出するもの年と共に增加の趨勢にある。產地は苹果にありては京畿道・慶尙北道・忠淸南道・黃海道・平安南道・咸鏡南道、梨は慶尙南道・黃海道・全羅南道、栗は平安南道を共に主產地と爲し、近時京城・仁川・素砂・大邱・大田・三浪津・金海・黃州・鎭南浦・平壤・咸興・德源・羅南を始め、その他各地に於て果樹栽培に從事する者が年々增加するに至り、最近の年產額苹果一千百五萬七千貫・梨三百四十三萬八千貫・葡萄三十萬七千貫を算して居る。

また蔬菜も從來白菜・蘿蔔・甜瓜・南瓜・水芹・蒜等の栽培が多く行はれ、開城白菜の如きは最も著名である。甘藷は南鮮地方に多く栽培せられ、農家の補食用として嗜好せられ、馬鈴薯は北鮮地方に多く產し、その品質佳良にして年々栽培高が增加し、農家の食料として重要なるものである。

棉花　朝鮮の風土は棉花の栽培に適し、古來各道に亙り廣く朝鮮在來棉の栽培が行はれたが、その收量繰綿步合共に多からず、僅かに自家用として地木棉の原料、中入綿等に供せられたるに過ぎなかつたのである。現在に於ては江原道・咸鏡南道の一部・及び咸鏡北道を除くの外、殆んどこれを栽培せざる所なく、就中全羅南道・平安南道及び慶尙南道はその主產地にして、慶尙北道・忠淸南北道・黃海道及び全羅北道これに亞いでゐる。在來棉は纖維長くして彈力に富み各種の用途に適するも品質優良ならざるを以て、明治三十九年以來政府保護の下に收量繰綿步合共に多く、纖維の細長にして紡績原料に好適せる米國種陸地棉の栽培を奬勵せしに、成績良好にして年々その栽培段別を增加し、同四十三年に於ては陸地棉作付段別千二百六十八町步、その栽培戶數僅に二萬九百餘戶であつたものが昭和六年には作付段別十三萬一千一百八町步、その栽培戶數七十四萬戶の多きに達し、また大正八年より京畿・黃海・平安南北の四道及び忠淸北道・慶尙北道の一部に於て、陸地棉に不適なる地方は在來棉を奬勵栽培せしめ、昭和六年に於ては在來棉作付總面積六萬一千四百三十六町步、その栽培戶數二十六萬戶に及んで居る。

棉收穫高輸移出額

區分	生產高			繰綿輸移出額
年別	陸地棉	在來棉	計	
明治四十三年	六六八、一五一斤	二〇、四一〇、六八五斤	二一、〇七八、八三六斤	三三四、九九一円
昭和六年	七八、七二一、八四六	三七、一九一、四四〇	一一五、九一三、二八六	二、六〇八、六九九

尙ほ昭和八年以降二十箇年を期し、作付面積五十萬町步、實棉生產高六億萬斤に達せしめんとする增產計畫を樹立し、これが實施を二期に分ち、先づ第一期計畫として昭和八年以降十箇年を期し、南

鮮六道及京畿・黃海・平南の合計九道を奬勵區域として、作付反別二十五萬町歩、實棉生産高三億萬斤に達せしめ、更に引續き第二期計畫として十箇年を期し、咸鏡北道を除く十二道に奬勵區域を擴張することゝなつて居る。

大麻・苧麻　大麻は朝鮮到る處生育に適し、苧麻は南鮮の一部に栽培せられる。而して大麻は麻布を主とし、草鞋・魚網等の原料として使用せられ、苧麻は織物にのみ使用せらるゝものである。麻布及び苧布の年産高は最近一千萬圓に達して居るが、尙ほ需要を充たすに足らず、年々支那産の麻布を五百萬圓乃至八百萬圓輸入する狀況なるを以て、大麻及び苧麻の栽培は前途最も有望である。

麻類生産高

區分＼年別	大麻	苧麻	麻
明治四十二年	一、七四九、七四〇斤	四七、五三九貫	二九、九一七
昭和六年	五、三三八、三三七		

甜菜　甜菜は明治四十四年總督府にて試作の結果、殊に西鮮地方に於て有望なる成績を得たるを以て、大正六年朝鮮製糖會社（大正八年に至り大日本製糖會社に併合）の創立を見るに至り、同九年より製糖作業を開始し、同十三年には平安南道、及び黃海道に亙り約八百二十町歩に原料甜菜を栽培した。而して政府は當初より斯業助成の必要を認め、大正七年以來平安南道、及び黃海道に國費を補助し、農民に優良種子の配付を行つて來たが、更に昭和六年には平安南道・黃海道兩道に亙り一千町歩に原料甜菜を栽培した。

養蠶・製絲　蠶業は農家に好適の副業であり、古來朝鮮全土に亙つて相當の素地を有するのみならず、風土も亦能くこれに適して居る。ところが李朝中世以降、庶政の弛緩と共に、蠶種桑園共に劣退荒廢し、優良繭の産出を見ざるに至り、その收繭量も著しく低減して居たので、始政以來優良蠶種、桑苗の普及、育蠶法の改良、殺蛹、乾繭の設備等、蠶業奬勵に努めたる結果、著しく斯業の發達を見るに至り、今や全道到る處その生産を見ざるなく、就中、慶北・平南・忠北・平北・江原の五道はその主産地である。從來の蠶種は雜駁劣等なる三眠蠶にして、桑樹は畦畔・宅地等に散植し、培養を加ふることなく葉質概ね粗惡であつたが、近時蠶業發展の機運大に熟し、産繭の品質は育蠶技術の進歩と相俟ち顯著なる向上進歩を遂げてゐる。總督府は大正八年四月、朝鮮蠶業令及びその關係法規を公布し、蠶種の製造、蠶種桑苗の移入、桑苗の生産販賣、蠶病の豫防等に關する取締を行ひ、尙ほ同十四年より向ふ十五箇年を期し、産繭額を百萬石に達せしむる目的を以て産繭增收計畫を樹て、年々國庫より補助金を地方に交付すると共に、植桑技手を主要なる道に配置し、將來益々斯業の發達を圖らんとして居る。而して朝鮮の産繭は、その品質殆んど內地の優良品種に劣らざるものを出し、昭和六

年の繭産額五十七萬八千二百六十一石に上り、製絲業も亦養蠶業の發達に伴ひ、經營の機運大に漲り、京城・大邱・全州等の各地に製絲場を設置し、機械製絲を行ふに至り、現在製絲工場數五十二、釜數七千百三十九、生絲の生産二十三萬一千貫に達し、其の他機械製絲に屬せざる小設備の製絲業者は約二十六萬六千戸、釜數二十三萬七千釜、生絲の生産高十二萬一千貫にして、これ亦漸次增加の傾向にある。かく急激なる發達を爲したるは、蠶繭の增加に因るのであるが、一面朝鮮女工の繰絲能率が內地に比して遜色なきことゝ、勞力豊富にして、しかも低廉なることも與つて力が大である。

家蠶（昭和六年末現在）

道名	桑田反別	飼養戸數 春蠶	飼養戸數 夏秋蠶	蠶種掃立枚數	繭産額	製絲戸數	製絲生産高
京畿道	六、五八五町	五三、四三二	二六、七九一	六八、四四三	三九、七一二石	九、三一四	四八、八三四貫
忠淸北道	五、五〇六	五四、二五六	二七、四五三	六三、七四九	三七、一九六	一六、四六九	一九、五八五
忠淸南道	四、四三五	五九、四七六	三三、四〇八	六九、〇三三	四〇、七二八	二二、九七八	四〇、九五六
全羅北道	四、三二一	四二、四二三	二四、八七九	六六、八二五	三五、一一六	一七、二三八	二六、六八八
全羅南道	六、〇六六	五六、八九三	四一、五五五	一一一、九七二	六五、三七八	二七、四三〇	四四、八三七
慶尙北道	一一、七四二	一三八、五五九	九五、八二三	二〇三、三四六	一一四、九〇四	四五、九〇五	九三、三七三
慶尙南道	四、一一〇	四四、八〇三	二六、四三四	四八、七七四	二七、一三六	一二、六八〇	一九、一〇〇
黃海道	四、九一九	四五、二九六	一二、八七四	五〇、七八七	二八、八七八	一二、五四五	一五、三二六
平安南道	八、二九九	四八、二九四	一七、八六七	八〇、九四二	四六、九〇五	二二、四六五	三一、五九〇
平安北道	七、〇三〇	五二、九〇〇	二四、一二六	七四、七三二	四五、〇五七	二二、二三四	一〇、八九二
江原道	八、六〇六	八二、五三三	二七、二九五	一〇〇、七二六	五七、一三二	二六、四〇二	九、九〇八
咸鏡南道	六、四四三	五五、九三八	三一、一二八	六七、一三二	三七、五九三	一九、二九六	一八、七四九
咸鏡北道	一、〇〇六	一二、二八一	一一、五三五	六、一四二	二、五二六	九、三一六	二、二六九
合計	七九、〇七四	七四七、〇八四	四一一、一六八	一、〇一二、六〇三	五七八、二六一	二六四、二七二	三八二、一〇七

牛・朝鮮は古來畜牛の風盛んにして到る所農家にこれが飼養を見ざるなく、體格偉大、體質强健にして、粗放なる飼養に堪え、性輕快にして溫順、持久力强く、使役容易に、肉も美味なるを以て、役牛及び食牛の何れにも好適して居る。總督府は優良牛輸移出の有望なるに鑑み、牛種の改良と增殖を期し、種牛の保護及び種付の奬勵、その他畜牛に關する施設を周到にせる結果、始政當時に於ける畜牛數七十萬頭は、最近に於ては百五十八萬五千餘頭に達し、その生産の豊富にして價格も低廉なる爲め、各地市場の歡迎する所となり、內地・露領沿海州及び支那等に輸移出せらるゝもの多く、昭和六年に於ける生牛の輸移出額は約四萬二千頭、價額二百七十九萬三千圓を算し、牛皮の輸移出額も亦百三十九萬二千圓に上つて居る。牛の價格は成牛一頭牡百圓、牝七、八十圓內外、優秀なるものは三百圓以上にして、乳用牛にはホルスタイン種、エーアシヤー種を主とし、同年には千四百頭に及び、そ

の搾乳高は九千四百石に達した。

主要家畜數及飼養戶數（昭和六年）

	頭數	飼養戶數
牛	一、六三七、〇一九	一、二七一、七二一
馬	五四、一〇〇	三七、二四六
豚	一、三四八、一九九	九〇三、一四二
鷄	六、二九四、六七二	一、五四八、四一三

この外家畜としては驢・騾・山羊・緬羊等あり、昭和六年の頭數驢五千三百八十九頭、騾一千五百九十五頭、山羊二萬五千六百頭、緬羊一千六百九頭である。尙ほ養蜂は、江原道・平安北道・咸鏡南道に盛んに行はれ、蜂蜜・蜜蠟の產額七十萬五千圓に達する。

主要畜產物價額（昭和六年）

		數量		價額	
牛	皮（乾皮）	六四五、一三三	斤	一、四五九、八五	円
牛	骨	七、七八一、四三一		一三四、八四七	
牛	脂	一、一一三、四四八		二二六、二六二	
豚	毛	二八二、〇二一		二七、七三九	
豚	脂	一、四二八、六五五	斤	二二六、九二六	
蜂	蜜蜜蠟	二〇二、五九九、八〇九	瓲	七〇五、六六三	
鷄	卵			四、一二四、四七四	
鳶	卵	五六二、七六二		一三、三二五	
獸肉罐詰		三二、〇五二	貫	二五九、二九八	

農業奬勵施設

農業の改良發達に就いては、當局の各種の施設を行つて居るが、米穀檢查規則を發布して、輸移出米檢查を施行し、大豆も米穀檢查に準じて檢查を施行し、好成績を收めて居る。また不正粗惡肥料の施行を取締るため、朝鮮肥料取締令、同施行規則、同施行細則等の取締規則を發布して販賣肥料の品位向上を計りつゝあり。昭和六年末現在の肥料販賣業者は一萬一千百五十一人にして、同年中取締規則違反事件は、告發せるもの十九件、免許取消せるもの百八十二件、諭示せるもの三百三十七件、注意せるもの二千六十五件、計二千六百三件である。

勸農機關としては、農事試驗場（南鮮支場・西鮮支場・北鮮支場・木浦棉作支場・金堤千拓出張所・車輦館蠶業出張所・女子蠶業講習所）・種馬牧場・道農事試驗場・道原蠶種製造所・道蠶業取締所・朝鮮畜產協會・朝鮮蠶絲會・鮮米協會等がある。農業團體には、朝鮮農會令に依り設立されたる中央農會を始め、道を區域とする道農會、郡又は島を區域とす

る郡島農會は、官廳施設と呼應して、朝鮮農業の振興發展の爲めに活動し、この外、朝鮮重要物産同業組合令に依る、府郡島畜産同業組合、道を區域とする同聯合會があり、果物同業組合・朝鮮蠶絲會・蠶種製造業組合中央會等もそれ〳〵當該産業の發展に貢獻して居る。更に法人組織の水利組合は官の監督を受け、灌漑排水・水害豫防、又は朝鮮土地改良令第一條の土地改良を以てその目的とし、尙ほ土地改良を目的とする水利組合は、當分組合區域内の農事改良に關する施設をも爲すことを得、組合は組合員に對し、事業上必要なる組合費を徴收し、夫役現品を賦課する。昭和七年三月末現在の組合數は百九十一箇所に及び、その蒙利面積二十二萬二千六百四十三町歩、事業費合計一億三千八百十八萬餘圓である。

産米增殖計畫

土地改良事業　古來朝鮮は農業を以て國本として居たので、韓國政府時代に於ても土地改良に就き種々施設した樣であるが、農法は極めて粗放で農民の知識も亦頗る幼稚であつたので、始政當初に於ては、主として半島内に於ける食糧の充實・農家經濟の向上に重きを置き、專ら耕種法の改良に主力を傾注した。その後逐年相當の成績を認め得るに至つたけれども、何分全鮮に於ける畓の總面積百五十餘萬町歩中、灌漑の設備を有するものは僅に三十餘萬町歩位で、他は殆んど降雨あれば穫り、旱

魃續くときは收穫皆無と云ふ如き、所謂三年一作の天水畓であつたから、此等の耕地を改良して用水の便を圖ることが、寧ろ耕種法改善の先決問題であるが、前述の樣な狀態である爲めに、此等耕地の改良と云ふ事は全く振はなかつたのである。更に鮮内一般土地の狀況を通觀するに、草生地の開墾・干潟地の干拓・田地の地目變換等、新に開畓し得べき可能地が甚だ多いのである。從來の諸調査に依つて之を綜合すると、在來畓の改善を行ひ得べきもの約四十萬町歩、開墾・干拓・地目變換等に依つて新に開畓を爲し得べき見込のもの約四十萬町歩、合計八十萬町歩に達するのである。云ふ迄もなく此等耕地の改良又は擴張を圖ることは、第一には鮮内食糧の需要增加に備へ、第二には農家經濟の向上發展を期し、第三には併せて帝國食糧問題の解決に資する上に極めて緊急なる事項であると認めたので、茲に當局は大正九年はじめて朝鮮産米增殖計畫なるものを樹立した次第である。即ちこの八十萬町歩に對し耕地の改良及び擴張事業の助成及び指導奬勵を企畫して、先づ第一期計畫として、その二分の一即ち四十二萬七千五百町歩に對し、十五箇年を期してこれが速成を圖ると共に、一面また耕種法の改善に力を盡し、兩者相俟つて年額九百萬石の産米の增殖を圖らんとする計畫である。而して大正九年からその實行に入り、年を逐うて著しき發展を爲し、相當の好成績を齎して居たが、同十五年度以降に於ては從來の實績に鑑み、事業資金として政府の低利資金を融通し、企業家の採算を一層有利にすると共に、一方工事の確實と經費の節約を期する目的を以て、水利組合等の事業は、大部分

東洋拓殖會社及び新設の朝鮮土地改良會社兩社をして、事業代行の任に當らしむることゝし、同年度以降大正二十八年迄に新に既成畓の灌漑改善十八萬五千町歩、田を畓とする地目變換九萬町歩、開墾干拓七萬五千町歩、合計三十五萬町歩の土地改良事業を完成し、耕種法の改善と相俟つて八百二十萬石の産米を增加することに計畫を更新し、各種の指導・奬勵・保護施設を講じ、以てその目的の達成を期して居る。

産米增殖見込　産米增殖計畫は、土地改良事業計畫と耕種法の改善計畫より成るもので、從つて一つは土地改良事業計畫の完成即ち畓の改良及び擴張に依る産米の增加と、一つは耕種法の改善に依る産米の增加との效果を伴ふものである。試みに更新したる産米增殖計畫に依る效果豫想を示せば左の通りとなる。

一、産米增加

（イ）三十五萬町歩の土地改良事業完成に依り得らるべき增收高　二百八十四萬石

（ロ）灌漑設備の完備せる畓に對し耕種法を改善することに依りて得らるべき增收高　四百二十五萬石

（ハ）土地改良を施行せざる畓に對する耕種法の改善に依り得らるべき增收高　一百十九萬石

合　計　八百二十八萬石

即ち右の産米增收高八百二十八萬石を石價二十六圓に換算するときは、年々二億一千五百二十八萬圓の國富を增加することゝなるのである。

二、米の輸移出增加

前記八百二十餘萬石の産米增加數量中、約三百萬石は鮮內に於ける米の需要增加に備ふるものとしても、殘額約五百萬石は全部輸移出に振向くることを得るもので、從來の輸移出高約五百萬石と併せて、將來約一千萬石の米を輸移出し得るに至る見込である。されば朝鮮に於ける産米增殖計畫の實行が、我國の食糧問題解決に寄與することの大なるは言を俟たない。

小作慣習

朝鮮に於ける小作慣行はその由來頗る遠く、地方に依り、地目に依り、また土地の肥瘠、作物の種類、所有者の相異に依り千差萬別である。その最も普通に行はるゝ慣行としては、小作契約は、大地主又は進歩したる地主中時に證書を受授するものあるを例外とし、一般に口頭契約を以て定むるのを例とする。從つて小作年限を定めたものは殆んど稀で、小作人に於て怠慢又は不都合なき限り繼續して耕作する慣習である。小作料は契約又は定例に依り額又は率を定め、土地の收穫物を以て受授するのが通例であるが、往々金納と爲し、又は田の小作料を籾で定めることがある。小作料の納付は收穫

後二三箇月以内遅くも陰暦十二月末迄に地主の居宅又はその指定したる場所に運搬すべきもので、納付場所が所在地より三里以上の運搬を要する場合には、地主に於てその運賃を負擔することがある。

大地主の多くは都邑に居住するが故に、所有地を擧げて他人の管理に委するを例とする。此等の大地主は勿論大地主にあらざる者も、舍音と稱する管理人を置くことがある。舍音は地方に於ける有力者で地主の近親者又は信用ある者を選任し、小作人の選定變更及び監督、小作料の決定並に其の取立・保管・運搬・納稅代理、又は土地の修繕管理等を任務とし、土地の處分行爲以外一切の全權を委任せられる。小作の種類には小作料徵收の方法に依り定租法・執租法及び打租法の三がある。

一、定租法　此の方法は年の豐凶に關せず年々一定額の小作料を納むる方法で、主として田に行はれ、畓の場合は極めて少い。これは朝鮮としては畓の灌漑排水の設備不完全なものが多く、豐凶常なき有樣であるから、定規の法に依ることは地主小作人兩者共却つて不便が多いからである。故に灌漑排水の完備せる良畓の場合の外此の法に依らないのが普通である。而して小作料決定の標準は平年作の三割五分乃至五割と稱せられるが、一般の例は五割近くである。

二、執租法　檢見法・看坪法等の別名がある。毎年作物の豐熟前後地主自ら若くは舍音を派して小作人立會の上、畓・田に就き立毛の儘に收穫量を達觀し、小作料額を決定する方法である。これは次に述ぶる打租法の變態で、大地主等多數の小作人を有する場合一々その刈取又は打穀に立會ふことは時日が許さないから、收穫前に當り收穫高を豫想決定し、刈取後の立會に代ゆる趣旨である。故に小作料の率は打租と同樣五割を標準とするが、多くの場合收穫量を實收額以上に査定するから、小作料額は往々實際收穫高の五割を超ゆることがある。但し內地人地主は比較的寬大で平均四割五分位である。

三、打租法　打租法は刈分法とも稱する。この方法は地主又はその代理人が小作人と立會の上、收穫の際稻束の數を以て、或は打穀調製の際穀物の量を以て折半するを原則とする。尤も租稅、種子の負擔關係、又は藁稈類の歸屬關係等に依り、左の樣式を生じ、收穫の分配率に多少の相違がある。

（イ）收穫物を地主、小作人の雙方に折半し、地稅及び種子を地主の負擔とするもの

（ロ）收穫物中より先づ地稅、種子代に相當する數量を先取控除し、その殘餘を雙方に折半するもの

（ハ）地主地稅を納め小作人種子を負擔し（藁稈類を折半する場合と小作人に收得せしむる場合との二がある）、收穫物を折半するもの

（ニ）地主種子を負擔し、小作人藁稈を收得して地稅を負擔し、收穫物を折半するもの

（ホ）着穗の儘分配し、藁の半量を地主に於て收得するもの

右に就いて實行狀況を見るに、地稅は名義上地主の負擔であるが、實際は小作人の提供に係るもの多く、種子は小作人之を提供する代りに、藁稈類全部を收得するを普通とする。以上各法を通じ二毛作を爲す場合には、裏作に對しては小作料を徵收しないのを例とする。肥料は自給肥料の場合に於ては全然小作人の負擔に屬するが、金肥の場合に於ては或は地主が半量を負擔し、殘餘の半量は小作人の負擔とし、その現品を無利子又は低利にて地主より貸付ける様な方法を行ふ者もあるが廣く行はれない。地稅に付ては打租法の例は前述の通りであるが、定租法・執租法の場合は概ね地主の負擔である。水利組合負擔金等も地稅と同樣表面地主の負擔であるが、內實は地主と小作人との折半負擔、又は小作人全部負擔に屬するものが多い。次に舍音の報酬にも種々の例があつて一定しないが、小作人に於て相當の負擔を爲すを普通とする。

小作料はその契約の額又は率に依り之を徵收し、年の豐凶に依り增徵又は減免を爲さざるを普通とする。蓋し定租法はその本來の性質上年の豐凶を度外視し、執租法及び打租法は實際收穫高の折半を標準として年々の小作料額を決定するものであるから、收穫の增減に依る利、不利は自から地主、小作人間に平等に分擔せられるからである。尤も作柄の特に不良で、小作人の收得額が自家の食糧にも不足する場合には、地主に於て特に減免し、又は徵收を翌年に延期し、或は不足食糧又はその購入資金を貸付ける等の例がある。

朝鮮の小作慣行は大略上述の通りで、長所と認むべきもの殆んど無く幾多の缺點を有して居る。例へば（イ）小作年限の定めなきは小作人に土地愛護心を生ぜしめざること、（ロ）畓に於て定租法少くして執租法・打租法多きを占むるを以て、耕作上の勤勞、肥料の施用は專ら小作人の負擔する處なるに、その收益の半を地主に拉取せらるゝ爲め、小作人に於て勤勞施肥の念生ぜざること、（ハ）執租法に依る收穫査定の際地主側の專橫に服從するの止むを得ざること、（ニ）鮮人地主の場合地稅その他公課は實際上小作人の負擔たること、（ホ）舍音なるもの地主小作人の間に介在し小作人の良否に留意することなく、徒に親疎愛憎を以て小作人に臨み濫りに小作人の變更を行ひ、又は種々の名義を以て小作人より金品・饗應・勞役の提供を求むること等で、何れも小作人の土地愛護心及び勤勞觀念を刺戟する所以でなく、却つてこれを阻止するの原因となり、延いては農業收益の增進を阻害し、當事者相互に不利益を受けつゝあるの狀態である。小作制度の缺陷以上の如きを以て、當局に於ては既に臨時小作調査委員會を設けて、これが改善に就き愼重に調査審議しつゝあると共に、一方に於てはまた現在の地主會を助長誘掖して小作保護の施設を講ぜしめて居り、既に小作調停令も發布され、近く小作法の制定をも見んとして居る。

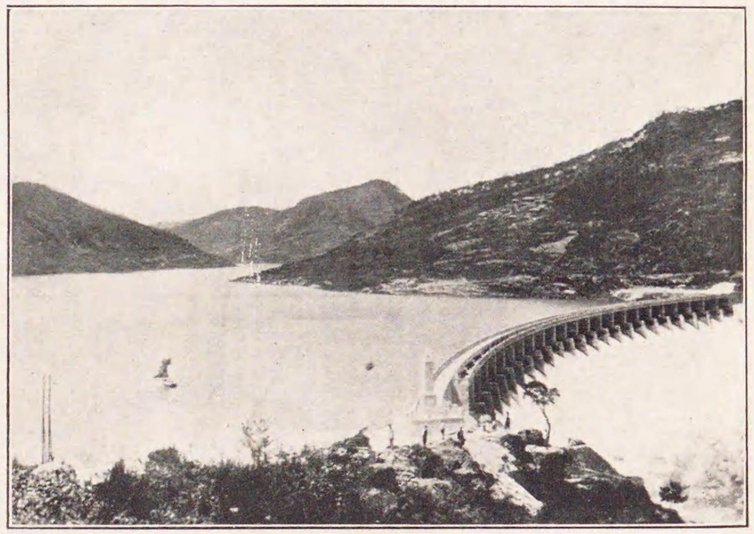

東津水利組合

農民の除草

六、林　業

林相及び面積

朝鮮の總面積は約二千二百二十五萬八千町歩にして、內林野面積約一千六百四十八萬八千町歩を算し、實に總面積の七割四分を掩有して居るに拘らず、古來林政不備にして、封山の如き特殊の保護林を除くの外は、公山と稱し一般人民の自由樵採に委して顧みなかつた結果、到る處濫伐を肆にし、或は火田を起し、或は急斜地を開墾し、その大部分は荒廢に歸し、僅に陵園墓附屬の地、及び鴨綠・豆滿兩江の流域等に於て見るべき林相を保つて居るに過ぎない。斯くの如き森林の荒廢が、產業の發達を妨げ、國土の保安を害することは實に甚だしきを以て、舊韓國政府は明治四十一年一月森林法を發布し、一般山野の保護整理增殖を圖り、盛んに殖林を奬勵し、次いで同四十四年六月總督府は新に森林令を布き、從來の森林法を廢して、國土の保安、危害の防止、水源の涵養、公衆衞生、及び魚附又は風致上、必要ありと認むるものはこれを保安林に編入して自由の施業を爲すこと得ざらしめ、また永年禁養林讓與の途を開き以て愛林の美風を助長するに努め、或は造林貸付の制度を設けて造林事業促進の策を講じて居る。その結果、明治四十三年度末には、成林地五百十二萬町歩、稚樹發生地六百

六十二萬町歩、未立木地四百十五萬町歩であつたものが、昭和六年末には左の如くなつて居る。

林相別面積（昭和六年十二月末現在）

林相別 / 道名	立木地	散生地	無立木地	其ノ他	計	全面積に對する林野割合
京畿道	五四九千町	六六千町	四三千町	一二六千町	七七四千町	六・〇割
忠清北道	三四三	一一九	四七	三三	五四一	七・二
忠清南道	三四四	八六	四四	二五	四九九	六・一
全羅北道	四〇三	六九	五〇	三四	五五五	六・五
全羅南道	四八七	一七二	一四九	八八	八九六	六・四
慶尚北道	一、二四三	三三	八四	二〇	一、三八〇	七・二
慶尚南道	六二四	一一六	四九	六三	八五二	六・九
黄海道	六〇六	一五九	一二七	一二八	一、〇一〇	六・〇
平安南道	六九一	七〇	一三一	一一三	九九四	六・六
平安北道	一、三五九	五三三	二一二	二一八	二、三一一	八・一
江原道	一、一五三	五一六	三二八	二〇六	二、一〇三	八・三
咸鏡南道	一、五七六	六九一	二七一	二三五	二、七七三	八・六
咸鏡北道	一、一六九	三一四	一一七	一〇〇	一、七〇〇	八・三
計	一〇、五四五	二、九三三	一、六三二	一、三七八	一六、四八八	七・四

即ち朝鮮林野の現況を見るに、その總面積は約一千六百四十九萬町歩にして、成林地約一千五十五萬町歩に達するが、その内約四百十九萬町歩は國有林に屬し、鴨綠江及び豆滿江の兩流域又は脊梁山脈に偏在するも、北鮮開拓計畫の樹立に伴ひ其の大部分はまさに利用の域に入らんとし、その他の約五百九十四萬町歩の内には約五割、三百九十三萬町歩の散生地があるけれども、その大部分は地力衰退減耗して充分の生育を期待し難く、殘地三百一萬町歩は全く生産に與らざる未立木地又は荒廢地に屬して居る。

次に林相の狀況を國有・民有別に見れば左の通りである。

所有別林相表

林相 / 狀況	國有林	民有林	合計
立木地	四、一九四千町	六、三五一千町	一〇、五四五千町
散生地	一、四四六	一、四八七	二、九三三
未立木地	七七一	八六一	一、六三二
其の他	六〇三	七七五	一、三七八
計	七、〇一四	九、四七四	一六、四八八

備考　右國有林野中には將來民有林たるべき林野二、五五〇千町を含む

而して朝鮮の林業上の位置は、これを植物地帶上より水平的に觀察するときは、その大部分即ち北緯三十五度乃至四十一度に亙る區域は溫帶林に屬し、アカマツ・ビヤクシン・テウセンマツ・テウセンモミ・コノテカシハ・エノキ類・ナラ類・ケヤキ・クヌギ・アベマキ・クリ類・トネリコ類・サクラ類・白楊類・シデ類・ニレ類・カヘデ類・ハンノキ類・ハリギリ等を產し、その北方鴨綠・豆滿兩江上流地帶は寒帶林にして、タウヒ類・タウシラベ類・カラマツ類・カンバ類・ヤマナラシ類・ドロノキ類・クルミ類・ナラ類等を產し、北緯三十五度以南は暖帶林にして、濟州島・莞島・大黑山群島の森林はこれに屬し、クロマツ・アカマツ・カシ類・シヒ・アキニレ・エノキ・ムクエノキ・ツバキ・コナラ・シデ類・タブ・クス類等を產する。又これを垂直的に觀察するときは、濟州島漢拏山には暖帶・溫帶・寒帶林の森林景を、また智異山脈・金剛山脈には溫帶・寒帶林の森林景を併備して居る。

森林保護

(一)　國有林野の保護

國有林野の保護に關しては、明治四十五年五月總督府令を以て國有森林山野保護規則を制定し、地方長官をして其の保護の責任者たらしむると共に、特に保護の急を要する京畿外八道の重要林野十六箇所に保護區を設け、山林監守及び山林監守補を配置し、次いで大正二年九月保護の必要ある十二箇所の森林に對し山林監視所を新設し、專ら國有林野の保護取締に當らしめ、漸次これを增設し、總督府直屬要存豫定林野約三百八萬町歩中、約百七十五萬町歩の區域に對し、六十五箇所の森林保護區（内五箇所は山林課出張所長兼務　保護區なり）及び十二箇所の山林監視所を設けた。而して同八年度には從來の山林監守、山林監守補に代ふるに道森林主事及び森林監守を以てし、同時に森林主事に對しては、刑事令に依り司法警察權を付與せられたるも、森林監守は元來司法權を有せざる爲め、保安取締上遺憾とする所あるを以て、同十年八月總督府令を以て該制度に刷新を加へ、從來の森林監守全部を森林主事に改め、以て保護の實を擧ぐるに努め、其の他の要存豫定林野約百十九萬町歩の區域に對しては、從來の如く一般警察官憲をして保護取締の任に當らしめ、また營林廠管內要存豫定林野約二百十一萬町歩の區域に對しては、同九年十月六十箇所の森林保護區を設け、營林廠森林主事を配置して道森林主事と同樣司法警察權を附し、以て森林保護の成績を擧ぐるに努め來つた。然るに同十五年六月林制改革に伴ひ、從來の山林課出張所及營林廠を廢して新に三十六箇所の營林署を設置し、營林機關の系統を正し、更に昭和四年十一月之を十九箇所に廢合し、百四十二箇所の森林保護區を配置せしめ、昭和七年八月には從來の十九營林署を廢し、各其の所轄國有林野を道に移管し（廢止營林署中北青營林署所轄林野の一部は惠山鎭營林署に移管せり）、これに六十二

箇所の道森林保護區を配屬せしめ、十一營林署に對しては八十四箇所の營林署森林保護區を配置し（八十四箇所の保護區中七箇所は北鮮開拓事業の開始に伴ひ昭和七年九月增設せるものなり）、營林業績の刷新向上を計ると共に、漸次保護機能の充實を期することゝした。尙ほ森林令に於ては、地元住民に對し其の運帶の責任を以て國有林野の保護を命じ、報酬としてこれに林產物の一部を讓與することを得るの制を設け、大正三年一月以降之を實施して、昭和七年十月末日現在に於て其の箇所數六百二十區域面積二百九十二萬町歩に上つた。尙ほ北鮮地方中鴨・豆兩江の上流地帶に於ける要存豫定林野は、鮮內隨一の密林地帶を包藏するに拘らず、近時保護機關手薄なるに乘じて火田民の跋扈甚しく、廣大なる美林を燒燼し、逐年森林の荒廢を來せるが、曩に北鮮開拓事業計畫の樹立に伴ひ、昭和七年度以降十五箇年間に保護機關を擴充すると共に、現在火田民に付ては極力善導定着を策し、以て森林の保護整備を期することゝし、昭和七年度に於ては營林署に森林保護區七箇所を增設せるの外、森林主事八名及森林主事補百八十七名を增配し、且各關係營林署に屬以下の監督職員を置き、保護取締の周密徹底を期するに努めて居る。

（二）民有林野の保護

民有林野及將來民有たるべき林野總面積約一千二百萬町歩中立木地は約七百四十萬町歩（過半は稚樹地）に過ぎずして、其の他は未立木地または稚樹散生地に屬し、而も荒廢を極むる爲め、治水及び產業發展上惡影響を與へ、これが復舊は焦眉の急務に屬する。今これが荒廢の原因を探究するに、封山・禁山等を除くの外は、所講無主公山と稱し、古來衆庶の自由採樵に委せられたる結果、入山者は成るべく僅少の勞力にて最多の收穫を得んことを冀ひ、成林撫育を全く度外に置き、加ふるに農法幼稚にして、肥料は一に山野に於ける濶葉樹の嫩葉を主とする綠肥に俟つ等の結果、自然濫伐暴採に陷り、現在の如く森林の荒廢を招來せるものにして、森林令に於ては森林產物窃取等の加害行爲に對しては制裁規定を設けたが、因襲の久しき無主公立の觀念は林野調査に依り所有權の確定せる今日と雖も、尙ほ未だ革らず弊習依然として各地に行はれ、到る處の森林は盜伐暴採を受けつゝあり、各道に於ては更に進んで森林令に基き私有林野の取締規則を發布し、其の矯弊を期せんとするも、これが勵行取締に當る特設機關なく、消極的に道郡面職員及警察官が一般事務の傍ら之に當れる現狀にして、其の効果充分ならず、森林保護上遺憾なるのみならず、稚樹地及び荒廢地の改善復舊を急務とする現狀に於ては、一層盜伐・濫伐・暴採及び暴耕等に對し取締の徹底を期する要あるを以て、朝鮮全道二百二十郡島中、二百十郡島に對し一名宛の森林主事を置き、これに森林に關する司法警察官の職務を行はしめ、以て森林保護の周到を期せんとする計畫なるも、一時にこれが設置を行ふことは財政の關係上不可能なるを以て、漸次配置することゝし現に百名を配置して居る。

次に積年の濫伐暴採遂に極度に荒廢せしめたる森林の恢復を圖るには、先づ其の使用收益に關する弊害を矯正するの必要があり、各道何れも森林令第十五條に基き、民有林野の保護に關する道令を布

き、林相の改善に力めつゝあるが、道令執行の任に當るべき國費及び道地方費の職員極めて少く、廣袤一千萬町歩に達する民有林野の保護を行ふこと殆ど不可能にして、到底治山事業の進展を期し難き情勢なるを以て、大正四年以降林野所有者及び占有者より成る森林組合漸次各郡に組織せられ、今や全鮮二百二十郡島中二百十一郡島に於て其の設置を見、組合專任職員一千九百十名に上り、これを國費にて配置する森林主事百名、道地方費にて配置する產業技手等二百九十一名、計三百九十一名に過ぎざるに比較するも、民有林野の保護は殆ど森林組合に委ねつゝありと謂ふも過言ではない。斯くの如く、過去十有八年間森林組合は民有林野唯一の保護機關として活動し來り、今や林相の見るべきものあるに至りたるも、元來森林組合は任意團體なる爲め、賦課金徵收に尠からざる勞費を要するのみならず、事業實行上種々なる不便があり、更に農山村の經濟不振なるに鑑み其の負擔を輕減するを適策と認め、昭和七年度限り森林組合を廢止し、昭和八年度より各道費に於て其の事業の一切を繼承實施することゝした。

右の結果各道に大約一千四百名の保護專掌職員を配置することゝなり、將來民有林野の保護改善は益々徹底し、民有林指導方針の確立と相俟つて林相は著しく好轉することゝならう。

殖林事業

明治四十年以降國費を以て京城附近その他に模範造林を行ふと同時に、一般に種苗の無償下付を爲し、地方費及び恩賜金經營に關する苗圃に於ても苗木の下付を行ひ、尙ほ各道に於て模範造林を實行し、また一面に於て國有林野の內存置を要せざる部分は民間に造林貸付を爲し、事業成功の後無償にて讓與し得ることゝし、大に造林の奬勵を行ひたる結果、民間に於ける殖林事業は輓近異數の發達を遂げ、各地に大小の企業家簇出し、內地及び朝鮮の會社若は富豪等にして大規模の造林を行ひ又企畫するもの逐年多きを加ふるに至つた。蓋し林野は一般に荒廢せるも地質林木の生育に適し、且つ造林用樹種の多種にして、寒帶より溫帶に亙りて生ずる七百種の樹木中、喬木に屬するものゝみにても針葉樹十九種、濶葉樹百三十餘種の外竹類三種あり、また人夫賃比較的低廉にして造林費を輕減し得、而も貸付を受け得べき林野は各地に散在し、加ふるに朝鮮各地共木材の高價なると同時に、木材の大消費國たる支那に近接せる等の爲め、殖林事業の將來頗る有望である。

イ　官公營苗圃事業　官公營苗圃は明治四十三年度に於ては十一箇所、面積六十二町歩を設置したが昭和六年度末には其の數四百十七箇所、此の面積百八十四萬二千平方米に達した。

ロ　私營苗圃事業　官公營苗圃の養苗數漸次增加せるも、殖林事業の發展は其の產苗數の配付のみを以て之を充すこと能はざるを以て、各所に私營苗圃の開設を奬勵し、爾來漸次其の盛況を見るに至り、生產成苗數は明治四十三年度には五百四萬餘本に過ぎざりしも、昭和五年度には二億六千九百

六十四萬本に上り、過去二十餘年間に於て約五十四倍に達し、また既往に於ける私營養苗は概ね小規模のもの多かりしも、近年は殖林企業者造林用の大苗圃または販賣を目的とする苗木商の大苗圃等續々設置の氣運に向つた。

ハ 官公營殖林事業　殖林事業の官公營に屬するものは、國費及び道地方費、府・邑・面・學校等の經營にして、前者は明治四十年以降、後者は同四十四年以降毎年引續き實行して居る。

一　國費經營事業　造林の模範を示し、風致の增加を圖り、且つ植栽に關する試驗を行ふを目的とし、明治四十年京城白雲洞及び平壤牡丹臺の二箇所に事業を開始したるに創り、爾後水原・大邱開城地方にも造林を行つたが、明治四十四年以降は京城附近に於ける荒廢山野の復舊造林に主力を注ぐことゝなり、砂防植栽及び普通植栽を行ひ來つた。大正八年山林課出張所を設置して所轄國有林計畫を樹て、越えて大正九年度より樹苗圃を經營せしめ、主として未立木地に人工植栽を行つた。

また鴨綠江・豆滿江流域に屬する元營林廠管內國有林は、大正八年度造林計畫を定め、採伐跡地は大體天然更新に依るも、必要なる箇所には補植を爲し、また天然稚樹發生地は成林撫育に依り未立木地は人工植栽に依り、成林せしむる方針を以て實行し來つた。大正十五年六月林政改革に伴ひ、國有林は營林署に於て經營せらるゝことゝなり、以來人工植栽は未立木地の如きは、大部分天然生育不能なる箇所或は特に地位優良なる林地に對して之を行ひ、伐採跡地及び散生地の如きは大部分天然生育に依ることゝし、成る可く母樹の殘存を圖り、或は受種發育を容易ならしむる爲め整地を行ひ、以て稚幼樹の發生成育を促進することゝした。造林樹種の主なるものはアカマツ・カラマツ・クロマツ・テウセンマツ・タウヒモミ類・スギ・ヒノキ・ナラ・クヌギ・クルミ・ヲノヲレカンバ・ケヤキ等にして、苗木は營林署苗圃にて養成して居る。明治四十年以降昭和六年末に至る二十五年間に於ける造林面積約四萬五千八百四町歩にして、植栽本數八千九百五十八萬本に達し、播種高七十四石と二、九一〇キログラム（昭和四年度までは石昭和五年度以降はキログラム）に上つて居る。

二　公營殖林　殖林の模範を示し、兼て基本財產の造成を圖る爲め、明治四十四年以降道地方費、府・邑・面・學校等に於て實行しつゝあり、昭和六年に至る二十二箇年に於ける植栽及び播種造林面積は十一萬九千二百七十ヘクタール、其の植栽本數四億三千二百二十九萬三千本、播種量三萬七千六百四十リツトルに達し、主としてアカマツ・クロマツ・カラマツ・クヌギ・ハンノキ類栗及び白楊類である。

ニ　私營殖林事業　民間に於ける殖林事業は近年長足の進歩を爲し、昭和六年に於ける植栽及び播種造林面積は七萬三百四ヘクタール、植栽本數二億一千七百二十八萬一千本、播種量十萬一千六百五十四リツトルに達した。

ホ　記念植樹　殖林事業を奬勵せんが爲め、明治四十四年四月三日併合後第一回の神武天皇祭日を期し朝鮮全道を擧げて記念植樹を實行したが、大いに好結果を收め、總本數四百六十五萬二千本に達し、爾來回を重ぬるに從ひ益好況を呈し、昭和七年に於ては累計三億四千七百六十二萬六千本の多きに上り、また從來記念植樹に於ける植栽用苗木は國費・地方費及び恩賜金經營苗圃に於ける生産苗の無償下付を得て之に充てし爲め、下付苗木不足の結果天然苗の移植を行ふもの多く、植栽後十分の成績を擧ぐる能はざるの憾ありしも、殖林思想の普及に伴ひ漸次其の不利益なるを知得し、豫め團體又は地方富豪・篤農者等に於て苗木を購入して植栽に供するに至り、頗る良好の成績を收めて居る。

ヘ　御大典記念植林事業　大正四年御即位大典記念の爲め、殖林事業を計畫實行したるもの尠からざるが、就中道地方費、府・面・學校費又は學校組合等の公共團體の經營に關するものには一面造林の模範を示すべき趣旨に依り、總督府は一定の制限面積内に於て國有林野を譲與したが、昭和三年の御大典記念植林に際しては、前記公共團體は勿論學校・鄉校・寺刹等の團體にも極力これが記念植林の計畫を奬勵し、一年乃至數年にして造林を完了せしめた。

ト　種苗配付　明治四十二年以降は民間殖林奬勵の爲め、國費・地方費及び恩賜金經營苗圃に於て養成せる苗木及び購入種苗の配付を行ひたるも、大正七年以降これ等配付種苗は、主として地方費苗圃に於て養成したる苗木、及び購入種苗を用うることゝしたが、近年民間養苗事業の發達に伴ひ、これ等種苗下付は漸次其の數を減ずるに至つた。

チ　造林補助事業　一般民有林野の造林に付ては、前記の如く極力これが奬勵に努めたる結果、相當の成績を擧げ來つたが、多くは資力乏しく、一定の補助金下付するに非ざれば造林の促進を期し難き狀態に在るを以て、從來道地方費に於て補助金を下付の方法を講ぜしも、規模小にして事業の進展を期するに由なきに因り、大正十四年度よりは大部分の補助を國費より道地方費に交付し、道地方費には更に經費の一部をこれに加へて、未立木地の人工造林を行ふ者に對し補助金を交付する事となり、昭和六年度迄の國庫補助金累計約三百二十萬圓に達して居る。

今最近に於ける民有林造林實績を見ると左の如くなつて居る。

年度	植栽總本數	植栽面積	同上の内普通造林本數	同補助造林	同上に對する造林補助金
	千本	町	千本	千本	千円
昭和元年	二三三、六七四	七〇、三九八	一一八、一三七	一一四、五三七	四七五
同　二年	三一二、八二四	八二、八三七	一七三、六二〇	一三九、二〇四	五九四
同　三年	三四二、六二二	九三、三三七	一九三、二四二	一四九、三八〇	六〇六
同　四年	三四〇、一九六（三九、五四九）	九三、三三七	一九二、七七一（三九、五四九）	一四七、四二五	六〇二
同　五年	三一一、六二三（四〇、一一〇）	八八、八三七	一七四、四三四（二三、七六四）	一三七、一八九（一六、三四六）	五八七

昭和六年　三〇三、二五七（二七、九八）　八三、三五三　一八八、二二三（五一、一六〇）　一二五、一三四（七六、七八）　四二九

備考　括弧内は播種量「立」を示す

從來民有林の造林は、主として人工植栽に依つて居たが、將來は主として天然力を利用し、天然造林に依り治山治水の目的を達せんとして居る。

植林の奬勵は輓近著しき進展を見るに至つたが、林産物は利用林分の少き爲め、内地の如き生産額を得ぬ。年に依り多少の消長あるも國有・民有合して年額大約六十萬圓乃至七十萬圓程度である。今昭和六年中に於ける林産額を見るに左の通である。

昭和六年林産物生産額

用材	四、九二六（千尺締）	七、九〇二（千個）	
薪材	五〇四、七五〇（千貫）	一二、三五七	
竹材	二四六（千束）	四七〇	
枝葉	九八五、三一（千貫）	一五、〇六八	
柴草	一、四五七、七五八	一九、七六四	
木炭	二二、一九〇（千石）	二、一五六	
種實	一三四（千貫）	一、七三三	
藁莖	一二六（千貫）	二四五	
藥草	三三三（千貫）	二二一（千個）	
染料	三九	七	
五倍子	一四	一五	
漆液	一	一五	
土石類	—	三〇〇	
其ノ他	—	一七〇	
計		五九、四一三	

砂防事業

治水に關係を有する荒廢山野の復舊事業は巨額の經費を要するものなるを以て、先づ試驗的に小規模の作業を行ひ漸次擴張するを得策と認め、大正七年度に於ては忠清南北道地方費に補助金五萬圓を交付し、錦江支流美湖川流域の砂防造林を實行せしめ、同八年度より年額十萬圓の補助金を慶尙北道及び全羅北道の各地方費に交付し、該地方費をして洛東江流域の一部、竝に蟾津江流域中の荒廢山野に於て事業を開始せしめ、同十年度迄に砂防植栽千九十二町歩、五百七十三萬本、普通植栽一萬三千七十六町歩、四千八百八十四萬本、天然稚樹地補植一萬三千六百五十町歩、千八百三十一萬本の植林を行ひ、將來に於ては全鮮に亙つて荒廢山野の治水上復舊を要すと認むる地域に對し、主要河川流域荒廢地四十七萬町歩中、約二十三萬五千町歩を先づ第一期事業として三十箇年を以て復舊造林を行ふことゝし、砂防工事は國に於て施行し、造林は地方費より補助金を交付して林野の所有者占有者をして實行せしむるの方針を採り、特に當面の急施を要する漢江・錦江・洛東江・蟾津江・榮山江・東津江・城川江及び大同江の八大河川流域七萬四千百八十三町歩を十箇年の繼續事業として大正十一年度より着手し、同年度以降三箇年間に砂防植栽三百六十六町歩、二百十七萬六千本、普通植栽六千四百八十町歩、二千百六十二萬七千本、天然稚樹地補植一萬二千九十三町歩、一千五百五十二萬本を行つ

た。

而して財政上の都合に依り大正十三年度に於ては僅に經費四萬餘圓に減少せられ、殆ど中止の狀態に陷つたが、斯くては治山事業の完成期して待つべからざるを以て大正十四年度以降計畫を改め、從來の普通植栽及び天然稚樹地補植に對しては、本事業と切離し、國庫及び地方費より造林補助金を支出し、これが促進を圖ることゝし、砂防事業は全鮮十一萬七千百八十五町歩の要砂防工事地中、荒廢最も劇しき大面積のもの八萬二千町歩を大正十四年度以降三十箇年間に、工事は國費、植栽は所有者占有者と地方費協力の方法に依り完全に復舊することゝした。大正十四年度以降昭和三年度に至る四箇年間に於ける工事面積三千二百六十六町歩、植栽本數一千六百二十五萬本である。

然るに產米增殖計畫の遂行に伴ひ水利事業著しく擴張せられ、且着々實行中の治水事業の效果をも減殺すると共に道路橋梁鐵道等の被害も亦著しきを以て、尠くとも砂防工事をして鐵道水利土木等の事業と並進せしむるの必要を認め、昭和四年度以降前記計畫を改め既定繼續費の年限を繰上げ、年度割支出額を增加し速に砂防事業の進捗を期することゝし、前記八萬二千町歩より昭和三年度迄の完成見込面積を差引き之に要存國有林野內の要砂防工事地を加へ、合計八萬町歩の荒廢林野を昭和四年度以降二十箇年に完了することゝし、既に議會の協賛を經たる既定繼續費の年限即ち昭和四年度以降八年度に至る五箇年を四箇年に短縮施行することゝなり實行中のところ、財政上の都合に依りこれが年限を昭和十年度迄に延長施行することゝなり、昭和十年度以降の計畫は更に改めて樹立することゝなつて居る。昭和六年度に於ける砂防工事施行面積は一千六百八十九町歩、同植栽本數六百五十二萬九千本である。

尙ほ農山村救濟の目的を以て、昭和六年度以降三箇年間に各道地方費をして總額七百五十萬圓の砂防工事を施行せしむることゝし現に實行中にして、これに要する資金は道地方費として起債せしめ、五箇年据置後十五箇年間に元利金の均等償還をなし、其の八割を國庫よりその道地方費に補助するものである。

昭和六年度に於ける其の成績は砂防工事施行面積四千七百七十四町歩、同植栽二千百萬六千本で、これを國費繼續事業と合するときは、砂防工事施行面積實に六千四百六十三町歩、同植栽二千七百五十三萬五千本の多數に上つて居る。而して砂防事業は廣大なる地域に於て各地に分割施行し得るが故に、勞働者を集中せしめず離農者を生ぜざる程度に於て施行し得るのみならず、經費の大部分は勞銀にして且つ直營事業なる爲め、一切の中間搾取なきを以て窮民を直接救濟するに最適當なる事業である。依つて昭和七年度當初に於ける全鮮各地の農村窮迫の狀況に鑑み、これが救濟を主目的とする時局應急砂防事業を起し、國費八十萬圓、道地方費百二十五萬圓を以て昭和七年九月以降各道に亙り工事實行中である。

造林貸付竝成功讓與

不要存國有林野に於ける造林事業の經營に關し、舊森林法に於ては單に部分林又は貸付の制を設けたるに過ぎなかつたが、現行森林令は朝鮮の現狀に鑑み、これ等の方法を廢し、新に造林貸付に關する制度を設けた。即ち本制度は一般に造林を奬勵し急速に林相の改善を圖らんとする趣旨に出でたるもので、造林の目的の下に貸付したる國有林野は、事業成功の時に於て無償にて之を借受人に讓與するの特典を開いたが、爾來これが出願者激增し、逐年造林の進展を見るに至つた。今昭和六年度末迄に於ける貸付處分累計を見るに五萬七千二百七十件、面積百十四萬九千十七町歩の多きを算し、內既に造林事業成功に因り讓與せるものは一萬六千八百三十一件、面積五十萬四千八百六十七町歩に達して居る。

國有林野存廢區分調査

現在要存國有林野五百三十一萬町歩中には、農耕地として民間に開放するを得策とするもの、又は飛地、境界複雜地等にして管理保護上民間の經營に移すを有利とするもの百三十一萬町歩に達する見込で、これ等は大正十五年度より夫々調査整理を行ひ、將來の要存國有林野を約四百萬町歩となし、其の內大學演習林其の他約十二萬町歩を除き、殘餘の約三百八十八萬町歩に對し、周到完全なる管理經營を行はんとする計畫の下に着々整理の進捗を期して居る。因に大正十五年度より昭和六年度迄の調査面積は百六十三萬町歩に達する。

國有緣故森林の讓與

國有林野中には面積約三百五十萬町歩に達する緣故森林を存し、其の大部分は(一)舊森林法施行前より各緣故者に於て適法に占有し禁養し來りたるものなるも、其の林相民有と認むべき標準に達せざるが爲め林野調査に際し國有と査定せられたるもの、(二)舊森林法の規定に依る地籍屆を怠りたるが爲め土地調査に當り國有に査定せられたるもの、竝に古記または歷史の證する所に依り、往時寺刹に於て緣故を有するものなるも國有として査定せられたるものである。而してこれ等の林野は概ね民有林の間に介在又は隣接し、其の使用の狀態占有の意思毫も民有と異なる所なきにも拘はらず、單に僅少なる林相の相違或は林野調査と土地調査と各適用法令を異にしたる結果、所有權を認められるゝに至らざるものにして、これが爲め人民の怨嗟を招き、施政上此の儘放任し難く速に整理を要するも、各所に散在するを以て管理上國の經營に適せざるのみならず、これを他に處分せんか、緣故者の生活を脅威するの結果を來し、人民の反感を招き、民心を惡化せしむるの虞あり、また一方緣故者にありて

は緣故林野の歸屬確定せざるが爲め、これが愛護の念薄く、林業振興上支障尠からざるものあるに鑑み、此の際各緣故者に讓與し權利の確定を得せしむるは林政上機宜の措置なるを慮り、大正十五年四月朝鮮特別緣故森林讓與令の制定に次で同年十二月施行規則を發布し、翌年二月一日より之が實施を見るに至り、右緣故林野は擧げて當該緣故者に無償讓與することゝし、以て民心の安定と林野の改善促進を圖ることゝなつた。即ち緣故者に對しては、昭和二年二月一日以降同三年一月三十一日に至る一箇年の法定期間內に讓與の出願を爲さしめ、調査の上處分を行ふものにして、其の受理願件は百十七萬四千四百五十四件、百十四萬九千九百二十筆、三百四十一萬六千四百三十三町歩である。これが處分は昭和二年度以降七箇年を以て完了の豫定にして、昭和六年度迄の讓與處分實績は七十八萬六千六百件、八十一萬三千七百三十三筆、二百七萬九千八百三町歩に達する。

國有林經營

(一) 沿革

國有林野中國の經營すべき要存豫定林野は約五百十九萬町歩（大學演習林として貸付）に達する見込にして內鴨綠江・豆滿江の流域に屬する約二百十一萬町歩の林野（主として現在新義州、江界、中江鎭、厚昌、惠山鎭、茂山の營林署所轄區域）に對しては、從來營林廠をして之が管理經營の任に當らしめ、其の他の林野三百八萬町歩の區域に對しては、地方廳をして森林保護區竝に森林監視所等の保護機關を設け專ら保護取締を爲さしむるの外、一方歐洲大戰以來木材需要の急激なる增加に鑑み、これが應急の施設として差當り緊急を要する林野約百四十萬町歩に對し、大正八年以降二十九箇所の山林出張所を特設して植伐の實行に當らしめ來つた。然るにこれ等の事務事業は本府・地方廳・營林廠等各種官廳に於て行はるゝ結果、其の間事務の連絡統一を缺ぎ、林政上不利不便尠からざるに鑑み、大正十五年六月林政の改革を斷行し、國有林の經營、保護民有林の指導奬勵事務等を統轄する爲め、本府に山林部を設くると共に從來の山林課出張所、營林廠を廢して新に三十六箇所の營林署を特設し、更に昭和四年十一月營林業績の刷新向上を期する爲め、之を十九箇所に廢合して經營、保護等營林の實行に當らしめたるも、昭和七年八月十九日營林署中八營林署は之を廢止し其の所轄林野は道に移管し、地方廳に於ては此等林野の管理經營と共に民有林野の助長行政に軈掌せしむることゝした。而して現在營林署の管轄は約四百九十二萬町歩に達し、大體元營林廠及び山林課出張所の事務事業を繼承せしもので漸次施設の擴充を期して居る。

(二) 營林の狀況

以下營林署に於ける事業の概況（主として元營林廠管內即ち新義州・中江鎭・厚昌・惠山鎭・茂山の營林署に於ける狀況を記述するに止む）を述べて營林の狀況の一班を示すことゝする。元營林廠の所管林野は咸鏡南北道及び平安北道の三道に跨りてその面積約二百十一萬町歩に達し、恰も內地國有林野全面積の半に當り、その中成林地凡そ八割四分即ち百七十七萬町

歩にして、主として寒帯樹種を以て蔽はれ、全面積に對して針葉樹約七割、濶葉樹約三割を占めて居る。目下利用しつゝある主なる樹種は針葉樹にして、テウセンカラマツ（落葉松）の三種、濶葉樹にては、テウセンヤマナラシ・シナノキ類・ドロノキ類等である。今最近の見込に係る主要樹種の材積を表示せば左の如くなつて居る。

成林地材積

種別		材積		
		鴨綠江流域	豆滿江流域	計
針葉樹	紅松	八六六萬尺締	一八九萬尺締	一、〇五五萬尺締
	杉松	八、二六五	一、九二三	一〇、一八八
	落葉松	四、七七三	五、七六六	一〇、五三九
濶葉樹		合計	二六、四四〇	九、八九一	三六、三三一

原木としては、鴨綠江流域に在りては咸鏡南道甲山・三水・長津の各郡及び平安北道厚昌・慈城・江界渭源郡内、豆滿江流域に在りては茂山郡内の森林より、テウセンカラマツ・テウセンマツ・タウヒ・タウシラベ・テウセンハリモミ等の小丸太・中丸太・大丸太・柚角及び鴨綠江流域よりテウセンヤマナラシ・ドロノキ類・シナノキ類・シラワンバ類等を伐採するのである。樹木の伐採は秋冬の雨期間に於て之を行ひ、運材を一部は輕鐵に依り、大部は冬季地上の積雪及び結氷を利用して牛曳・木

馬・修羅等に依りて江岸なる編筏土場に搬出し、流筏は通例四月より開始するも五月より九月に至る五箇月の間最も盛んにして、十月下旬に至りて終了する。水流急速にして作業困難なる上流に於ては內地人筏夫を使用し、流勢緩にして容易なる下流に於ては主として朝鮮人筏夫を使役し、少數の內地人筏夫をしてこれを監督せしむるも、近來內地人筏夫の缺乏に依り、多少急流の區域に於ても朝鮮人筏夫を使用する必要を生じ、これが養成を圖つて居る。

伐木・運材及着筏

年度	伐木	運材	着筏
昭和二年度	七五八、六五一尺締	一、一九〇、五四九尺締	七一八、一一〇尺締
同三年度	八七〇、七〇八	一、三九四、四七七	八二〇、六八七
同四年度	九七〇、一七八	一、四三三、九三九	七二九、六一六
同五年度	九〇三、九二七	一、三七四、四三七	七〇三、三三七
同六年度	六八七、一三三	九六〇、一三九	九二一、七三一

漂流木に付ては明治四十二年三月鴨綠江採木公司と漂流木整理方法に關し協定を遂げ、朝鮮側に漂着のものは營林廠に於て、支那側に漂着のものは採木公司に於て整理することゝし、更に大正三年委員を設け整理上同一歩調を取ることを協定し、次いで同七年二月豆滿江の漂流木整理に對しても亦間島延吉道尹と商議して同一歩調に依ることゝし、爾來以上の方法に基き整理し來りしも、同年六月朝

鮮水難救護令及び附屬法令を改正し、この兩江の漂流木に關しては營林署長がその職務を行ふことゝなつた。

製材は新義州營林署の第一・第二の二工場に於て、各種建築用材・函材等を製作して居るが、昭和二年度に至り同署に函材製作工場（第三工場）を新設し、製材法に一大改善を加へて以來、著しく製材歩留及び製材能力を增進し、一日の製材能力は一〇〇〇尺締となつて居る。

年度	製材及資材製材	製材に要せし資材	歩合
昭和二年度	二一八、五八四尺締	三五〇、六六二尺締	〇・六二
同三年度	二七五、三〇三	四四〇、一六〇	〇・六二
同四年度	二八一、五七一	四五六、八四三	〇・六二
同五年度	三〇四、二〇五	四七七、八三二	〇・六四
同六年度	三〇七、四六六	四九四、九〇三	〇・六二

而して木材の需要は歐洲大戰後一般財界の好況による諸事業の勃興に伴ひ未曾有の活況を呈し、枕木・板類、その他木材の需要益々增加し、廠材の生產力を以てこれが需要を滿足せしむること能はざるの狀況であつたが、近時財界不況の影響を受けてその需要は減退した。

立木拂下出願の趨勢及びこれが拂下許可に關しては、歐洲戰爭後一般に木材の需要著しく增加し、從つて立木の拂下を出願する者も亦頓に增加せしも、一面營林署の直營事業力・輸送力・勞力等の關係上、拂下出願の全部を許可し難き事情あるを以て、鮮外は勿論鮮內に於ける需要に對する出願と雖も愼重調査の上拂下許可を爲して居る狀況である。

林業試驗

朝鮮は大陸の氣候に支配せられ山野荒廢の程度、森林植物の種類及び分布、林木の生長等、內地と著しく其の趣を異にし、從て殖林上試驗及び調査を要する事項尠からざるを以て、本府は大正二年より京城及び光陵に苗圃を設け專ら朝鮮產主要樹種の養苗に關する研究を行ひ、併せて森林植物の調査を實施し來りたるも、尙ほ林業全般に亙りて研究する能はざりしを以て、同九年より完備せる林業試驗場の設立に着手し、同十一年八月京城府外淸凉里に本場を創設し庶務・造林・保護・利用及び施業の各係に分ちて組織的に諸般の調査及び試驗業務を開始し、昭和四年六月には光陵出張所の設置を見た。現在技師五人、屬二人、技手十五人を置き、最も急を要する造林及び施業に關する試驗及び調査竝に林木の立地及び分布の調査研究に主力を注ぐと共に、製炭の改良、椎茸の栽培、松蛤蜥驅除豫防に關しても之が調査研究を行ひつゝある。

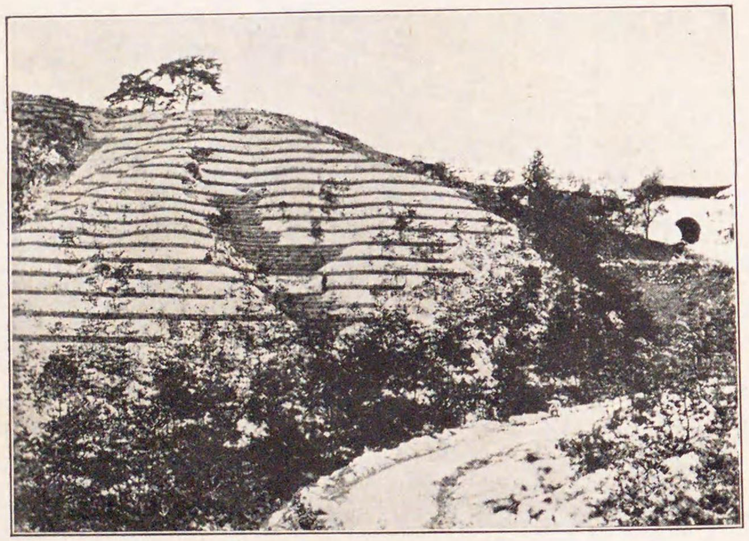

林　植　防　砂

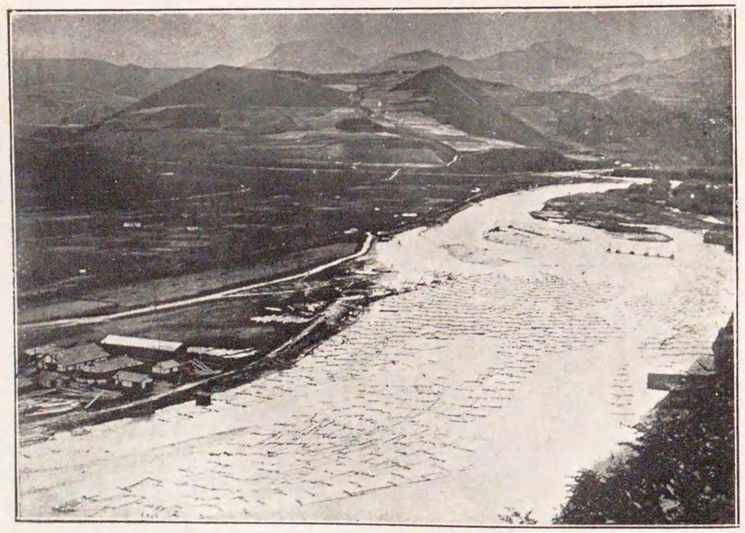

筏流の江綠鴨

七、工業の發達

朝鮮の工業は昔時相當の發達を遂げた時代もあつたけれども、國力の疲弊と共に漸次衰退し、併合當時に在りては僅に家内工業又は小工場工業にその片影を留めたに過ぎない。しかもその技術は幼稚にして、使用の器具もまた不完全、從つてその製品も粗惡を極め、日常生活の必需品も大部分は輸移入品を以て充當せられて居る狀況である。

明治三十九年統監府の設置せられるや、深く工業の奬勵に意を留め、次いで總督府もまた地方廳と共に工業振興に關して大に施設計畫した。先づ中央試驗所を設けて工業に關する各種の調査研究を行ひ、或は工業教育機關を創設して知識技術の養成に努め、又は補助金を交付して傳習指導の周到を期した結果、時勢の進展と相俟つて技術の進歩、製品の改良、産額の增加を促し、且つ朝鮮人の工業に對する思想も漸次啓發され、工場組織を以て事業を經營せんとするもの漸く增加の傾向を示し、一方内地實業家にして朝鮮に於ける工業經營に着目するものも次第に增加し、大正五年以來、紡績・製糖・硬質陶器・製絲・罐詰業等、相當大規模の工業經營を見るに至つた。特に最近に於ては、大日本麥酒

株式會社・驪淵紡績株式會社・日本燐寸株式會社が、朝鮮にその支工場を設置し、近くはまた大規模の水力電氣事業・空中窒素固定工業、及び金屬製錬事業の計畫が實現され、各種諸工業は漸く勃興の機運に向ひつゝある。その發達の狀況を見るに、明治四十四年に三千萬圓に過ぎなかつた工產の總額が、昭和六年末に於ては二億五千二百八十八萬九千圓の巨額に達して居る。累年の朝鮮工場工業の發達の狀況を表示すると左の通りである。

工場累年表

年	工場數	資本金	生產額	從業者數
明治四十四年	二五二	一六〇、七四四 千円	一七、三七一 千円	一六六、九四〇
大正三年	六五四	一七九、三一八	三三、七五四	二九三、九四六
同九年	二、〇八七	五五、二七九	一九、六三九	二七三、六五〇
同十三年	三、八四五	七三、一八四	一四、五七五	二〇六、七八一
昭和六年	四、六一三	一〇六、七八一	二〇、九六三	

製造工場

朝鮮に於ける工場工業は併合當時に比較すると、最近に至りては大に發達したが、內地人の經營に係るものが大部分を占めて居る。尤も近來朝鮮人の經營、又は內鮮人の共同出資に係るものも漸次增加しつゝあるを以て、その將來は相當に有望である。昭和六年末現在の工場數は四千六百十三にして、生產額二億七千三百六十五萬圓、從業者數十萬六千七百八十一人に達して居る。

工場表（昭和六年末）

	工場數	生產額	從業者數
紡織工業	二七〇	二四、四三九、〇四五 円	一九、九八五
金屬工業	二四四	一六、一〇六、四九九	五、四三七
機械器具工業	二三五	二、三〇八、四五七	三、二五三
窯業	三三一	七、二九一、二三七	五、八三七
化學工業	六七七	三一、九一三、二七八	二一、六八一
製材及木製品製造業	一八一	六、三八一、一二六	三、九五九
印刷及製本業	二三七	八、三八一、三三六	五、一七六
食料品工業	二、一七三	一五六、四八〇、一三〇	三六、八二五
瓦斯及電氣業	五二	一六、一二八、七七一	一、一〇四
其の他	二三三	四、二二〇、九八三	三、五二四
計	四、六一三	二七三、六五〇、八六二	一〇六、七八一

備考　一、本表は職工徒弟を通じ製造時期に於て平均一日五人以上を使用する工場及原動力を有する工場竝一箇年の生產額五千圓以上の工場を掲上せり。

二、從業者は工場に使用する製造時期に於ける一日の總數を掲記したるものなり。

勞　力

前述の如く朝鮮の工業は長足の進歩を見たけれども、その生産の大部分は今尚ほ家内工業に屬し、將來その進歩改善を圖る點が極めて多く、官民の努力に俟つものが頗る大なりと謂はねばならぬ。朝鮮に於ける工場勞働者の供給狀況を見るに、昭和六年に在りては合計僅に十萬六千七百人即ち總人口千人に對し五人で、これを内地の約百六十餘萬人、人口千人に對し二四・八人に比較すると甚しき遜色あり、この一事を以て見ても朝鮮の工業の甚だ幼稚なることを知ることが出來る。しかしながらこれを始政當初の勞働者數八千人に比すると十三倍餘の激增となつて居り、向後に於ける事業の興起に對しては極めて豊富なる供給力を存するものたるを察することが出來る。

工場經營上最も重要なる勞銀に於ても、昭和六年中の調査に依れば、内地人一日平均一圓七十九錢に對し、朝鮮人の勞銀は低廉である。さればこれを使用することは、各種の企業上大いに有利であるが、未だ技術的素養と工場的訓練に缺けたるところがあるから、その全能率を發揮させることの出來るやうになるまでには、尚ほ相當の努力を爲す必要がある。參考の爲めに、鮮内に於ける最近の勞銀を職業別に就いて示すと左表の通りである。

最近三年間の職業別勞銀比較表（※印は賄付月給なり）

工業別	種別	昭和五年六月平均	昭和六年六月平均	昭和七年六月平均
大工（家作）	内地人	三・三一円	三・〇〇円	二・九六円
	朝鮮人	一・八五	一・六四	一・六〇
左官	内地人	三・五五	三・三八	三・二八
	朝鮮人	一・九八	一・八五	一・八六
石工	内地人	三・六三	三・四三	三・三三
	朝鮮人	一・九九	一・七九	一・七一
屋根葺	内地人	三・四〇	三・〇六	二・八三
	朝鮮人	一・六三	一・四一	一・四六
畳刺	内地人	三・二一	二・八四	二・六一
表具師	内地人	一・七八	二・九三	二・六五
洋服裁縫職	内地人	二・六六	二・五四	二・六五
靴職	内地人	二・六七	二・五三	二・二六
	朝鮮人	一・八四	一・四六	一・四四
活版植字	内地人	二・五八	二・二〇	二・二六
	朝鮮人	一・五四	一・二九	一・三八

理髪職	内地人	二・二一	一・九七	※	二〇・五〇	一・九三
	朝鮮人	一・三〇	一・一〇	※	二一・四〇	一・〇八
平人足	内地人	一・六一	一・四六	※	二一・七一	一・五三
	朝鮮人	七二	六七	※	二一・四〇	六七
土方	内地人	一・九五	一・七八	※	二二・〇〇	一・七八
	朝鮮人	九一	八九	※	一四・六〇	八九
擔軍(背負人夫)	朝鮮人	七三	六二	※	九・二九	五八
農作夫(日傭男)	内地人	一・三五	一・一〇	※	一四・二九	一・一〇
	朝鮮人	七七	六一	※	七・七一	五四
仲仕	内地人	二・五四	二・四二	※	二〇・五〇	二・三七
	朝鮮人	一・三三	一・三五	※	二一・四〇	一・二五
下男	内地人	二一・七一	二一・四〇	※	二〇・五〇	
	朝鮮人	一三・六三	一二・〇〇	※	二一・〇四	
下女	内地人	一七・六三	一四・六〇	※	一四・二九	
	朝鮮人	九・六三	九・二九	※	七・七一	

原料・動力

朝鮮に産出する石炭は、褐炭及び無煙炭にして、殊にその無煙炭は世界に於て著名なるものに屬する。石炭の産出高は始政當時七萬餘噸に過ぎなかつたものが、昭和六年には九十三萬六千噸に增加した。しかしながら工業の進歩・鐵道の延長と共に、尙ほ需要の大部分を輸移入に仰ぎ、その高八十三萬噸に達する。最近の調査探鑛に依ると、朝鮮に於ける石炭埋藏量は約十餘億噸と稱せられ、これが利用研究と相俟つて、石炭液化計畫の實現を見るに至り、その進捗完成の曉に於ては、燃料補給の上に益する所大であらう。また工業用の動力に關しては、全鮮を通じ有利に水力を發生利用し得る見込のある水力地點は百四十六箇所、この豫定出力數量最大二百二十三萬キロワットで、その水力は多く脊梁山脈附近に有り、貯水と流域變更の方法に依り豊富なる流量と十分の落差を得らるゝので、近年水力の利用頓に發達し、從來金剛山電氣、及び元山電氣、雲山發電所あるのみなりしが、その後朝鮮水電(十八萬キロワット)、長津江電力(二十五萬キロワット)等の大會社の劃期的なる計畫を見るに至り、將來電力を低廉に工業化し得る見込は充分に在る。更に生産原料も、總督府設置以來諸般の奬勵施設を加へた結果、これが品質も漸次向上し、その産額もまた增加し、昭和六年に於けるその主なるものゝ産額は左の通りである。

棉花	(在來棉	四一、四四一、五一二斤	柞蠶	一四、九一七、〇〇〇顆
	(陸地棉	一二七、三二九、二〇八斤	繭	五五五、二三二貫
大麻		五、五八六、九九七貫		

苧麻	一七八、二三三貫
牛皮	五、七四九、一二〇斤
牛豚脂	二、〇一八瓲
魚油(鯨油を含む)	三二、六一三瓲
楮	一、八三三、二一五貫
葡萄	二四〇、三九三貫

以上の外に、窯業原料土石たる高嶺土・硅砂・石灰・莚用の莞草・製粉原料の小麥・製糖原料の甜菜・或は棉實・荏・苴麻子等の製油原料・燐寸軸木・細工用牛骨・釦用貝殻・編組物用杞柳及び蔓等の産額も亦尠くないから、これ等の豊富なる原料及び燃料・動力を大に利用し、殊に低廉なる勞力を用ふるに於ては、啻に半島の經濟的開發に貢獻し、國民生活の向上に資する所大なるのみならず、採算上より見るも極めて安全にして且つ有利である。

主要工業

朝鮮に於ける主要工業としては、機業・窯業・製絲業・釀造業・鐵工業・莞草工業・製革業等がある。今これ等の概況を述ぶるに先ち、この最近に於ける生産額を擧ぐると左の如くなつて居る。

主要工業品生産額（昭和六年）

生産品	生産額
繭	一二、一三三千円
生糸	四、七七九千円
木製品	一五、〇二八
紙及紙製品	四、九四四
窯業製品	九、〇二九
金屬製品	八、二一四
砂糖	四、六一〇
肥料	四、六一四
藁製品	七、四一七
酒類	四二、五九〇
穀粉	二、〇四九
煙草	二三、八九六
ゴム製品	四、五五七

機業　朝鮮の氣候風土は、機業原料たる棉花・麻類の生育に適し、また養蠶に適して居るので、機業は古くより行はれ、綿・麻・絹各種の織物は鮮内到る處に於て生産せられたが、技術の幼稚なる爲めにその品質は粗惡であつた。始政以來總督府及び各道に於ては、これが改良發達に關し各種の施設を講じた結果、時勢の進展と相俟ち品質の改善と種類の增加を促し、その産額も亦漸次增大の傾向を呈し、明治四十四年にはその生産價額五百萬圓に過ぎなかつたものが、最近に於ては、千五百萬圓に達したけれども、尙ほ需要の大部分はこれを輸移入に仰ぎ、その額は一箇年三千六百六十五萬圓に上つてゐる。

主要織物生産額（昭和六年）

品目	價額
絹織物	一、六一二、八九四円
綿織物	九、四二〇、二四六円

麻　織　物　　三、五〇九、二四〇

人　造　絹　織　物（絹との交織を含む）　　四三、六七一

人　造　絹　交　織　物（綿・麻・毛と交織）　　三七〇、四三八

絹　綿　交　織　物　　五、〇四四

棉布は改良織機及び動力織機に依りて製造するもの漸次增加し、殊に大正六年十一月、釜山に朝鮮紡織株式會社の設立せられ、紡績及び織布工場の經營を見るに至り、次で京城紡績株式會社及び朝鮮棉花株式會社木浦工場の設立を見るに至つたが、麻布は總て在來の織機に依り殆んど農家の副業として、手紡絲を以て製出せられ、絹布もまた在來の製法に依るもの多きも、最近に至り改良織機に依る工場組織の經營が漸次增加して居り、その製品は紬・羽二重・官紗の類であるが、これ等織物絲は大部分輸移入に依りて需要を充して居り、その輸移入額は巨額に上つて居る。

窯業　朝鮮は到る處に優良なる窯業原料たる土石を多量に賦存するを以て、原料より見る時は最も有望なる窯業地と稱し得べく、古來高麗燒の如き名聲嘖々たるものもあつたが、國勢の衰微と共に一時廢頽し、併合當時は各地に小陶器場の點在し、附近の需要に應ずべき粗笨なる製品を出すに過ぎざるの狀態にあつた。總督府に於ては始政以來これが原料の調査を爲し、奬勵及び試驗の施設を充實した結果、時勢の進歩と相俟つて、品質の向上と產額の增加を促し、明治四十四年の產額は百十四萬圓であつたが、最近に於ては九百二萬九千圓を算するに至つた。特に大正八年には平安南道江東郡晩達面勝湖里に小野田セメント株式會社の支工場が設置せられ、釜山には朝鮮硬質陶器株式會社が、昭和四年には咸鏡南道文川郡川內里に小野田セメントの支工場が設けられて、朝鮮の窯業も面目を一新して居るが、一方に於ては高麗燒の手法を模倣した三和高麗燒・漢陽高麗燒、及び會寧燒の如き新陶磁器が產出され、いづれも好評を博して居る。

窒素工業　日本窒素肥料株式會社が、我國肥料の獨立自給、輸入防止を目的として咸鏡南道興南に大正十五年一月、資本金二千萬圓を以て朝鮮水電株式會社を起し、この電力を利用して昭和二年五月資本金一千萬圓の窒素肥料を製造する朝鮮窒素肥料株式會社を設立し、昭和五年一月右兩社を合併して朝鮮窒素肥料株式會社と爲し、その總事業費一億一千萬圓を超え、硫酸アンモニア年產額四十五萬噸に達する計畫にして、この工場は實に世界第二の大工場と稱せられ、現在の主要製品は硫酸アンモニア、硫燐安にして、鉄鐵・セメントの製造をも計畫して居り、發電設備としては、新興郡赴戰嶺の高原に水路を掘鑿し、鴨綠江に注ぐ赴戰江の水を堰き止めて、新興郡東二面に大貯水池を作り、その水を日本海に注ぐ城川江に落して水力電氣を發せしめるもので、永興面松興里には三箇所の發電所がある。

製紙業　朝鮮の製紙業は起源古く、北鮮の一部を除くの外全道に普遍し、製品の優秀なるものは貢物紙として朝鮮王より支那政府に貢獻せる例あり、一般朝鮮紙に對する需要を喚起し、早くより支那

に輸出せられたる等、朝鮮に於ける在來工業中機業に亞ぐ重要の地位を占むるものである。而して朝鮮紙はその質强靱にして、窓紙・包紙等特殊の用途を有し、露支方面へ輸移出の外、內地各事業家の着目する所となり、明治四十四年の產額は三十八萬圓であつたものが、最近に於ては四百五萬九千圓を算するに至つた。

醸造業　朝鮮に於て從來製造せらるゝ酒は淸酒・味淋・藥酒・濁酒・燒酎・混成酒・果實酒・其の他酒類等その種類多く、藥酒は小麥麴及び糯米を以て醸造し、その產額百六十九萬七千頒、四百三十六萬圓、濁酒は小麥麴粳米を原料とし、產額二百九十五萬五千頒、千八百四十五萬五千圓、燒酒は米・粟・その他の雜穀を原料とし、これに麴を加へ醸造したるものにして、產額五百六十六萬九千頒、一千三百六十九萬圓に達する。淸酒は內地人需要の外、近時朝鮮人間にも重用さるゝに至り、その製造頓に發達し、明治四十四年には二萬四千餘石、價額七十四萬圓であつたものが、最近に於ては十二萬七千頒、五百七十萬六千圓に增加し、年々幾分內地酒の移入量を減少すると共に支那方面に輸出せらるゝものも漸次增加して居る。醬油の醸造高も亦年々增加し、明治四十三年に造石高二萬石、價額七十萬圓であつたものが、最近に於ては二十一萬九千頒、二百八十三萬八千圓に達した。

鐵工業　朝鮮に於ける在來の鐵工業は極めて幼稚にして、僅に鍋釜類・刃物・農具等を副業的に製するのみであつたが、近時京城その他都會地方に於て新式の鐵工業を營むるものが增加し、設備・製品共に在來のものに比し、優れたものを製出するに至りたる結果、近年その需要は大に增加して來たけれども、尙ほその製品は爨炊器・農具等、簡單なる機械の製作に止まり、鐵道・船舶用、その他近年勃興しつゝある各種工場工業・水利事業等に要する、優等機械類の製作修繕に至りては、未だその製出を見る迄に至らないので、凡てその供給を內地又は外國に仰ぎ、これが價額每年數千萬圓に達するのである。鮮內に生產せらるゝ各種鐵工製品の產額は、鐵器類約三百八十萬餘圓、機械類二百萬餘圓、合計五百八十萬餘圓に達してゐる。

莞草製品　朝鮮に於て從來生產せらるゝ莚蓆中、その品質と用途とに於て重視すべきものは莞草莚である。その原料莞草は朝鮮特有の生產物にして、表皮を剝ぎこれを細裂して日光漂白を爲したるものを緯となし、麻絲を經とし織成せるものが即ち莚にして、その外觀高雅、素質頗る强靱である。近年に至り、本草を利用して新規なる莚蓆、並に鞄・スリツパ、及び內地人向疊表等の製造を開始し、これを內地及び外國に輸移出しつゝあるが、將來益々有望なる貿易品となるであらう。產額は明治四十四年に於て三十四萬五千圓であつたものが、最近には六十三萬七千圓(莞草莚)に達するに至つた。

製革業　朝鮮產の牛皮は內地製革業に取りて缺くべからざる主要原料にして、內地への移出は逐年增加して居るが、鮮內に於ける製革業は微々として振はず、唯二三小規模工場と若干の舊式工場を存するに過ぎなかつたが、近年に至りては內地製革業の發展に伴ひ、相當の規模を有する工場の興起を

見るに至つた。由來朝鮮に於ける製革業は、原料の豊富・販路の有望・勞銀の低廉等、事業發達の要件が具はつて居るから、將來有望なるものと認められる。最近に於ける皮革製品の生產額は二百十三萬餘圓に達した。

製燐業　朝鮮の製燐業は今猶ほ創始の時代に在り、その生產額の如きも僅に朝鮮需要額の約四分の一を充すに過ぎない。しかしながら原料資料が豊富であるから、製燐業の將來は相當發達の餘地あるものと認められる。

精米業　朝鮮人の收穫米は籾の儘にて賣買せられ、稀に食用として賣買せらるゝものもないではないが、籾より直ちに精白したる一種の中白米に過ぎない。ところが籾は輸移出に不便多く、中白米は內地人の口に適せざるのみならず、滿洲方面に對しては精米の輸出を利益とするを以て、京城・仁川・木浦・群山・釜山・平壤等の主要地に於ては、內地人にして籾摺業或は同業を兼ねたる精米業を營む者が尠くない。

製糖業　朝鮮には從來砂糖は生產されなかつたが、試驗の結果、平安南道、及び黃海道の甜菜栽培に適せるを認めたので、曩に朝鮮製糖株式會社の設立を見、次いで同社は大日本製糖株式會社と合併して大正九年製糖工場を平壤に設け、平安北道黃海道に亙りて約一千町步に原料甜菜を栽培し、每年十一月より二月の間に於て製造に從事し、その他の時期に於ては臺灣・唯爪より粗糖を輸入して精糖を製造し、兩者の生產を合し年額三千百八萬九千四百八十瓩、四百六十一萬八百三十三圓に達するのである。

電氣事業　曾て米國人の經營に屬して、京城・龍山間の電車及び電燈事業を營みたる韓美電氣會社は、その後龍山に日韓瓦斯會社設立せられて、京城・龍山間の瓦斯事業を經營するに及び、明治四十二年八月同社の買收する所となり、電氣及び瓦斯事業はその獨占に歸した。是れ即ち現今の京城電氣株式會社にして、その他地方の主なる都市には、概ね會社組織を以て電氣事業を開始するものが漸く增加するに至つた。

製材業　交通機關の整備に伴ひ、各地とも著しく建築事業旺盛となり、一面造船業の發達は益々用材の需要を喚起し、從來朝鮮に於ける需要の大半は、內地材・北海道材の占むる所であつたが、近來材質優良にして價格低廉なる鴨綠江材が壓倒し、益々斯業の隆盛を來し前途最も有望である。

石鹼製造業　從來化粧及び洗濯石鹼は殆んど輸移入品であつたが、近來漸次その需要を增加し、加ふるに朝鮮は一面豊富なる原料を抱容するを以て、京城・釜山・平壤等に於て旺んにこれが製造せられつゝあり、就中洗濯石鹼は鮮人間の需要を增し將來頗る有望の事業である。

繰綿業　全羅南道を主とし、南鮮各道に於て陸地棉の栽培奬勵せらるゝと共に、原棉の產出增加したる爲め、規模大なる繰綿工場の各地に於て企畫せらるゝもの頗る多く、特に木浦は斯業の中心地と

して殷盛を極め、米の群山に對し棉の木浦と稱せられて居る。尙ほ朝鮮に於ける棉花增產計畫の進捗に伴つて、繰綿工業の將來は頗る有望視されて居る。

其他の工業　以上に揭ぐるもの丶外、製粉業もまた朝鮮に於ける注目すべき事業に屬し、大正七年以來機械製粉業が興るに至つた。その他、莚・蓖麻・大豆の製油業・編組物・漁網・漆器・木工細工品・杞柳木通細工品等の製造業は、その生產未だ大ならずと雖、或は將來需要增加を來すもの、或は原料の產出尠からざるもの、或は家內工業としての素地あるものに係り、いづれも將來有望にして、またその發達を企圖すべき事業に屬して居る。

商工團體及び奬勵機關

商工會議所は商工業の改善發達を圖るを以てその目的とする重要なる機關であるが、從來何等據るべき法規なく、その事業遂行上又は監督上遺憾尠からざりしを以て、大正四年朝鮮商業會議所令を公布實施した。同令施行前に於ける會議所は內地人の設立に係るもの十一、朝鮮人の設立に係るもの十四を算し、多くは府施制行地に於て內鮮人各別に之を設立したるまゝ、會議所として存立の意義を有せざるもの尠からざりしを以て、同令の施行と共にこれを整理し、一地區一會議所とし、內鮮人協力して商工業の發達を圖らしむることゝした。爾來年を閱すること十五年、同令もまた長足の發達を遂げて面目を一新せる朝鮮の商工業の實情に副はざるものあるを認めたるを以て、更に昭和五年これを廢して新に朝鮮商工會議所令を制定公布し、時代の要求に應じ、名稱を商工會議所と改め、純然たる商工業者の自治機關とし、益々その機能を發揮せしむることゝした。現に存する會議所は、京城・仁川・群山・木浦・釜山・大邱・平壤・鎭南浦・新義州・元山・淸津及び昭和七年一月の設立に係る朝鮮商工會議所の十二である。

重要物產同業組合に就いては、明治四十四年十一月、機宜の措置として、同業組合の設置、役員の選任・經費豫算及び定款の變更等、主要事項に就いては地方長官の認可を受けしめ、夫々必要なる指導監督を加へて來たが、法規上の根據なく、爲めに組合の基礎薄弱なるを免れず、組合業務遂行上の不利不便尠からざるのみならず、官廳の監督も亦充分なる能はざるの感ありたるを以て、大正四年七月、朝鮮重要物產同業組合令を發布し、同年十一月一日よりこれを施行し、一面同業組合を設置し得べき業の種類を現に米・大豆・家畜・家禽及びその畜產物・毛皮及び皮毛製品・棉花・繭・蠶種・桑苗・果物・織物・紙・釀造品・白蔘及其の製造物・木炭・製材等の生產・製造若は販賣又はこれと密接の關係を有するものに限つたのである。本令に依り重要物產同業組合の設置を認可したるもの昭和七年十月末現在に於て、畜產同業組合二百六、同聯合會十二、織物・酒造・紙物・穀物輸移出、木炭の同業組合各一、果物同業組合六、同聯合會一、合計二百三十二に達し、何れも或は製品の檢查を勵

行して品質の整理統一を圖り、或は原料品若は事業用品の共同購入、又は製品の共同販賣を行ひ、以て生産費の輕減・販路の擴張を圖り、或は紛議の調停、又は仲裁、判斷を爲す等、同業組合所期の目的を達する爲め相當活動を爲しつゝある。

産業組合に就いては、大正十五年一月制令第二號を以て朝鮮産業組合令を發布し、同年三月一日よりこれを施行した。本令は大體その範を內地産業組合法に採つたが、信用事業は既に金融組合制度ありて相當の發達を示せるを以て、これと重複するを避け、産業組合は、共の業務の範圍を、販賣・購買、及び利用の三種に限定し、內地に於けるが如き信用組合制度はこれを除外した。同令に基きて設立を許可せる産業組合は、昭和七年三月末に於て合計四十二箇所である。

商工奬勵館は京城南大門通に在り、總督府の經營に係り、汎く朝鮮の産物を網羅展示して朝鮮の産業狀況を明かにし、以て朝鮮物産利用の促進を圖ると共に、一面多額の輸移入ある內地及び外國商品を蒐集陳列し、當業者をして、産業の改善・商品の改良、及び販路の擴張に資せしむるの外、大阪市立市民博物館・哈爾賓商品陳列館、及び朝鮮郵船株式會社所有船の內地・上海・浦鹽就航船室の一部を借受け、朝鮮生産品を系統的に陳列し、且つ統計圖表及び說明等を掲げ一般の觀覽に供し、尙ほ內外人の出入多き朝鮮ホテルにも輸移出向の朝鮮物産を陳列し、産業事情の紹介に努めて居る。

中央試驗所は明治四十五年總督府に於て之を創設し、共の業務を化學工業・染織・窯業の三部に分ち、朝鮮に於ける工業の進歩に必要なる諸般の調査試驗に從事し、併て一般の依頼に係る此等事項の試驗・分析・鑑定を施行し、また地方廳或は當業者の請求に應じ、各地に職員を派遣して、産業の指導啓發に努めて居る。

工業奬勵　篤志者にして工業傳習事業を企畫する者、又は有益なる工業を經營するも事業創始の際收支償ふ能はざる者に對しては總督府又は地方廳に於て金品を補助し、以て工業の發達に勗めつゝあり、また曩に併合の際朝鮮人授産の爲め下賜せられたる恩賜金の利子の一部を以て、從來一般に副業として行はるゝ機業・製紙業等の改良を計り、最近に於てはこれが共同作業場の設置に對し補助金を交付し、或は從來全く存せざるも將來有望なる副業たるべき繩・叺製造等の技術を傳習せしむる爲め三箇月乃至六箇月の短期を以て習業し得べき工業の傳習所を各地に設け、又は實地指導を爲す巡回敎師を置く等、各種の方法を講じて手工業の改良發達を圖つて居る。更にまた大正十五年以降絹布・麻布・紙・陶器の共同作業場を設け、一箇所に四千圓乃至六千圓の補助を與へ、生産者各自をして品質の改良と生産能率の向上とを圖らしむるが爲めの模範的指導機關として居る。

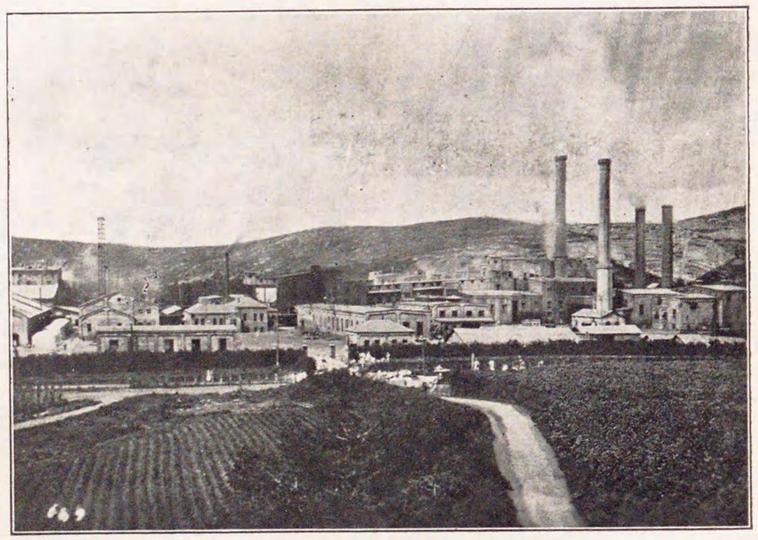

小野田セメント工場全景

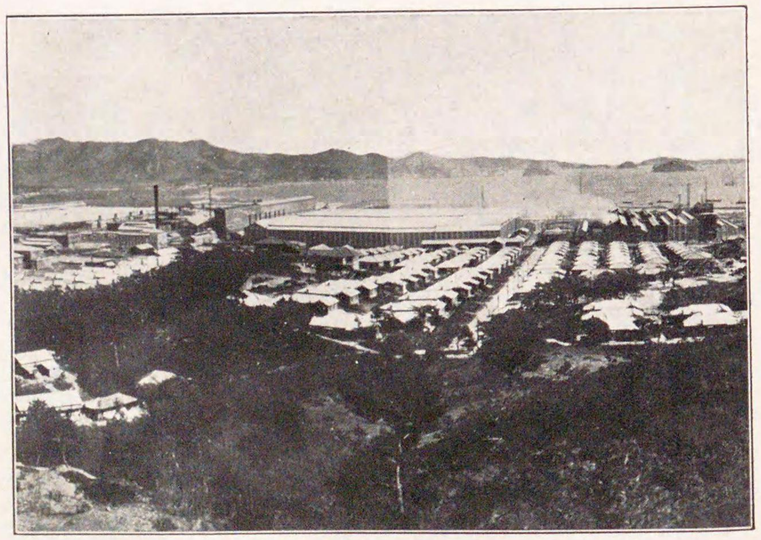

朝鮮窒素肥料株式會社（興南）

八、鑛業

鑛業の概況

朝鮮に於ては諸種の鑛物に富み、鑛業の起源も亦頗る古きに拘らず、從來その事業の殆んど見るに足るものがなかつた。ところが明治三十九年七月韓國政府が新に鑛業法及び砂鑛採取法を發布して、鑛業制度初めて備はり、爾來漸くその緒に就き、更に併合後に至り益々その歩を進めたのである。總督府は大正四年朝鮮鑛業令を施行規則及び朝鮮鑛業登錄規則を施行した。同令は外國人の新に鑛業權を取得するを禁じ、新發見の重要鑛物を鑛業令の支配に屬せしめ、鑛業權を物權として不動產に關する規定を準用し、鑛業上必要なる土地の使用・收用に付、土地收用令中の規定を準用する等、鑛業權の保障を確實にし、以て益々鑛業の發達を促進せしめむことを期し、その後更に數次の改正を加へ、關係規則を公布した。世界大戰の影響を受けて、大正七八年頃には鑛業熱大に勃興し、各種鑛業の異常なる活躍を見たが、大正九年財界の反動により鑛物市價の暴落して以來、最近の鑛業界は概して不況沈滯の狀態にあるも、大正十二年頃より聊か好轉の機運に向つて居り、殊に金輸出解禁以來、金鑛業熱は遽かに勃發して來た。

その鑛業出願件數は大正元年中六百三十三件を算し、爾來年々增加して大正六年中の出願實に六千八百九十件に達したるも、歐洲戰亂後經濟界の變調に伴ひ漸次減少するに至り、昭和六年中には、出願件數內地人六百四十四、朝鮮人一千百六十一、計一千八百五、許可件數內地人百三十七、朝鮮人二百六、計三百四十三となつて居る。昭和六年末現在許可鑛區は左の如く二千三百九十に達して居る。

鑛種別鑛區數及面積（昭和六年末現在）

鑛種	鑛區數	面積	鑛種	鑛區數	面積
金銀鑛	八九九	四五一、〇九九、九二六坪	金銀銅鉛亞鉛其他鑛	五三〇	二七〇、五四二、八六二坪
銅鑛	一六	四、七五九、四七一	砒鑛	二	一七六、五〇〇
水銀鑛	三	五〇五、九七三	燐鑛	一	九〇、四二三
亞鉛鑛	五	七六五、三〇三	黑鉛	一四三	二五、三〇七、八八七
鐵鑛	一四三	六三、二八九、四五四	石炭	三五三	七四〇、〇七八、六八七
硫化鐵鑛	四	四五四、四二五	雲母	一四	三、九二四、九二〇
滿俺鑛	二	二九四、一〇〇	石綿	二	一、〇四二、五八〇
タングステン鑛	一三	三、七二六、七四九	高嶺土	六七	一二、六五一、四三八
水鉛鑛	七	七五四、七三三	硅砂	六三	三二、八〇七、八七四
タングステン水鉛鑛	五	一、一九八、一二三	蠟石	五	七一〇、四三五
明礬石	二	八七三、八三〇	砂金	九四	×二三、五四九、三六一 五三・〇二・〇六
重晶石	七	二、九〇九、八三五	一切鑛物	三	九、九六〇、七一五
螢石	八	一、六四九、六二八	合計	二、三九〇	一、六四二、一二四、二三一 ×五三・〇二・〇六

備考　本表には雲山特許鑛區の一切鑛物一件は鑛區數のみを計上せり、×印は河床の延長に依り許可したるものにして單位は里丁間とす、次表又同じ。

前表中昭和六年度に於て多少に拘らず鑛物を產出したるものを計上すれば、內地人三百四十五、朝鮮人百五十、外國人二、合計四百九十七にして、總鑛區數に對する稼行鑛區の割合は約百分の二十一に相當する。

更に鑛種別稼行鑛區數及び面積を見ると左表の如くなつて居り、鑛區數は金銀鑛の二百五十が最も多く、石炭の六十六、金銀銅鉛亞鉛其他鑛の七十二、鐵鑛の二十四、砂金の十六、黑鉛の二十五等は主要なるものである。

鑛種別稼行鑛區數及面積

鑛種	鑛區數	面積	鑛種	鑛區數	面積
金銀鑛	二五〇	一三八、二九五、〇八六坪	硫化鐵鑛	一	二六、八〇〇坪
水銀鑛	一	六九、〇〇〇	タングステン鑛	一	二三、〇〇〇
鐵鑛	二四	一一、八六六、七一三	水鉛鑛	二	二七六、六〇〇

タングステン水鉛鑛	二		八七八、五三〇	明礬石	二		八七三、八三〇
金銀銅鉛亜鉛其他鑛	七二		四四、七五七、三一一	重晶石	五		二、六三七、九三五
黒鉛	二五		七、五六三、二五〇	硅砂	四		九七九、二九九
石炭	六六		四八、一一〇、六〇〇	蠟石	一		三二八、五二三
雲母	三		一、五二三、九五九	金	一六	×	五、五九二、五七九
高嶺土	一九		二、九一六、〇三九	一切鑛物	二		九、五九八、五〇五
螢石	一		五六五、六一八	合計	四九七		二七六、七三三、一六六
						×	八、三二、二一

また鑛産物價額は、明治四十三年には僅に六百六萬餘圓に過ぎなかつたが、大正三年には八百五十二萬餘圓に增加し、大正七年には一躍三千八十三萬餘圓の多きに達し、大正八年以降は減少したるも大正十二年頃より多少好轉の兆あり、昭和六年中に於ける鑛産物價額は二千百七十四萬圓となつた。

鑛産額（昭和六年末）

種別	數量		價額	
金	八、五四六、一六八	瓦	九、〇〇八、五七二	円
砂金	四八四、九一五		五七五、三七八	
銀	二、四〇四、〇三三		二〇六、六〇〇	
金銀鑛	一二、八五八	噸	五五三、五四五	
種別	數量		價額	
銅鑛	六、一五六	瓲	三五、四八五	円
銅	六九八、四四六		三三四、九二一	
鉛	九七、一六五		五、八〇〇	
水銀鑛	一、四〇三	瓲	七、八八七	
鐵鑛	一六四、七一二	瓲	八二四、〇六三	円
銑鐵	一四七、八五五		四、五八八、八八七	
硫化鐵鑛	二〇三	瓲	三一〇	
タングステン鑛	一六、〇五〇		七、一五四	
水鉛鑛	二三、八六〇		二五、三三七	
雲母	一七、九四八	瓲	一〇、一〇六	
黒鉛	一四、〇四九、七一七		二三一、九七五	
石炭	九三六、三八二	瓲	五、一九〇、〇六四	
高嶺土	四、九二四	瓲	五七、二〇四	
硅砂	四〇、六五九		三八、九九三	
明礬石	一四、一八三		六三、七六四	
螢石	二、六四八		一一、九一六	
重晶石	五、四六〇		五四、六〇〇	
蠟石	二、四三一		一八、九四八	
合計			二一、七四一、五一九	

以上は朝鮮に於ける鑛業の概況であるが、朝鮮には內地人、朝鮮人の經營する鑛山のみならず、外國人經營の鑛山がある。即ち明治二十七八年戰役後、外國人にして朝鮮半島の利權に注目する者頓に增加し、米國人ゼームス・アール・モールスは、明治二十九年四月雲山郡一圓に於ける一切の鑛物採掘權を韓國政府より特許せられたのである。是れ實に外國人に對し鑛山採掘權を許可せられたる嚆矢にして、在留外國使臣をして、最惠國條款を名とし、時の政府に對し、續々その要求を提起せしむるの俑を作りたるものである。次いで同年慶源・鍾城鑛山を露國人に、三十年金城鑛山を獨逸人に、三十一年殷山鑛山を英國人に、三十三年稷山鑛山を佛國人に、三十四年昌城鑛山を佛國人に、三十八年厚昌鑛山を伊太利人に、同年遂安鑛山を英國人に、四十一年甲山鑛山を米國人に各特許した。慶源・

鍾城の兩鑛山は事業着手の機に至らずして消滅に歸し、金城及び殷山鑛山は鑛況不良の爲めにこれを抛棄し、稷山鑛山は內外人共同組織の金鑛株式會社に讓渡し、同會社は更に鑛業令に依り、鑛業權を取得すると同時に特許權を抛棄し、昌城鑛山又鑛業令による鑛業權を得て大楡洞鑛山となり、厚昌鑛山は日本法人の會社に引繼ぎ、現在存續するものは雲山・遂安の二鑛山のみである。

四　大鑛業

朝鮮に於ける主要鑛物は金・鐵・石炭・黑鉛にして、銅・亞鉛・タングステン等これに亞ぎ、特に金・鐵・石炭・黑鉛は四大鑛業となつて居る。

金　金は朝鮮鑛產物の首位を占め、その鑛山の著名なるものは東洋合同鑛業會社（米國會社）に屬する平安北道雲山金山及び漢城鑛業會社（米國會社）の經營に係る黃海道遂安鑛山にして、これに亞ぐ稷山金鑛・昌城佛國人金鑛・久原統營鑛山・谷口栗浦鑛山・日崖鑛山等で、各相當の規模を有して居る。その他尙州・林川・龍城・九峰山・高麗・北洞・樂山・光陽・祐城・三成・桃花・三德等有望の金山が尠くない。順安及び稷山は主要なる砂金地にして、共に機械操業の準備として試錐調査を終り、稷山金鑛は大正六年末砂金浚渫機操業を開始し成績良好であつたが、昭和三年六月一日限り採取事業を廢止した。以上の外にも有望の金鑛が尠くない。これ等の金鑛中には、歐洲戰亂後經濟界の變動に依り、或は休鑛の止むなきに至り、久しく不振の狀況にあつたが、近時物價勞銀の低落に伴ひ、また金地金の不足、金價騰貴の影響を受けて、小規模の金鑛業も收支漸く相償ふに至り、新に着手するもの若くは設備の擴張を行ふものありて、この一兩年來金鑛業は黃金時代を現出して居る。

鐵　朝鮮は鐵鑛に富み褐鐵鑛の產出最も多く、黃州及び黑橋驛附近より西兼二浦に至る間及び平安南道价川地方に發見せられたもの、その他載寧・殷栗の鐵山は皆この種に屬するものである。これに亞ぐは赤鐵鑛にして安岳鐵山は即ち是である。磁鐵鑛も亦各所に發見せられて居るが、その採鑛は未だ盛んでない。各地の鐵山中その產出最も多きは、載寧・殷栗の二鑛山にして、該山は舊韓國政府の經營に係り、明治四十一年より採掘を開始し、同四十三年一月農商務省の所屬に移つたのである。その他朝鮮鐵山株式會社所屬の江華・黃州鐵山・株式會社日本製鋼所々屬の价川鐵山・三菱製鐵株式會社所屬の銀山面・載寧・兼二浦下聖面の各鐵山・利原鐵山株式會社所屬の鐵山等も亦相當の產額を有し、三陟・江陵・端川・茂山地方に於ても亦鐵鑛床の發見せられたるものがある。此等の鐵鑛は主として內地の製鐵業者に供給せらるゝの外、一部は三菱兼二浦製鐵所、及び本溪湖煤鐵公司に給鑛して居つたが、歐洲戰亂後市價の暴落に因る製鐵事業の縮少に伴ひ需要減退し、各鐵山共に事業を縮少し、從つてその產額は減少した。

石炭　無煙炭は朝鮮に於ける特有鑛產物の一に屬し、平壤無煙炭田は朝鮮總督府平壤鑛業所に於て

採炭事業に從事して居つたが、大正十一年四月、同所の施設一切及び炭田の一部を海軍省に移管し、爾來同省に於て海軍燃料廠平壤鑛業部を設置してその作業を繼續して居る。同炭田は鑛量頗る豊饒にして品質亦優良なるもので、採掘炭の大部分は德山海軍燃料廠に供給し、一部は民間に供給せらるゝ練炭原料に消費せられ、その品質優良なる爲め需要激增の傾向がある。その他近年鑛床調査の結果、平安南道价川・順川・德川・孟山、及び江原道三陟の諸郡に於ても、亦無煙炭の布衍せらるゝを發見し、その品質の平壤無煙炭に劣らざるのみならず、却つてこれに比し堅硬の塊炭なるを確めたのは慶ぶべきことである。褐炭はその品質優良と云へないが、これが分布は甚だ廣く、平安南道安州炭田・慶尙北道長鬐炭田・咸鏡南道咸興炭田、及び咸鏡北道鏡城炭田・會寧炭田・吉州炭田・明治炭田等を主要産地とし、その他東海岸及び豆滿江沿岸に沿ひ炭田の散在するもの尠からず、近來燃料用としてその需要頓に增加し行く傾向がある。

黑鉛　黑鉛には鱗狀及び土狀の二種あり、鱗狀黑鉛は平安北道・咸鏡北道を、土狀黑鉛は慶尙北道・咸鏡、北道を主要地となし、品質共に良好である。鱗狀黑鉛の需要は殆んど內地に限られ、特に歐洲戰時中、錫蘭産品の輸入自由ならざりし當時に於ては、內地の需要は一に朝鮮産に依つた爲め、市價の昂騰を來し、未曾有の盛況を呈したが、戰後はその需要減退し、且つ一時日印爲替相場の關係上、錫蘭産品の輸入激增せる爲め、その壓迫を蒙るに至りたるも、最近には稍回復の曙光が見えて來た。これに反して土狀黑鉛は戰前に於て內地の需要極めて僅少であつた爲め、主として販路を海外に求めたのであるが、戰後內地の需要增加し、大正九年度に於ては海外輸出と相俟つて稍盛況を呈したのである。ところが同十年に入り海外市場の不振と、內地に於ける生產過剩等に因りて悲境に陷るに至つたが、最近滯貨の漸く消化せられたると、爲替關係の影響を受け、市況回復の機運に向つて居る。

其他の鑛業

以上は朝鮮に於ける四大鑛業の概況であるが、尙ほこの外銅・亞鉛・タングステン・金銀銅亞鉛の混合鑛も亦四大鑛業に亞いで著名なるものであるから、簡單にその大勢を述べて見やう。

銅　既知の銅鑛を擧ぐれば咸鏡南道の甲山・慶尙南道の昌原・平安北道の厚昌等にして、甲山銅山は初め米國人が特許を得、明治四十三年以降引續き採鑛し、大正五年五月久原鑛業株式會社の經營に移り、一時盛況を極めたるも、戰後銅價暴落の爲め同十年六月限り休業し、同十四年より再び貯鑛の製鍊を始め、昭和三年七月限り作業を終了したが、一面同社鎭南浦製鍊所に昭和二年六月一部銅鑛製鍊を開始した。

亞鉛　亞鉛鑛床は銀鉛と共に生ずるを常態と爲すを以て從來銀鉛鑛と認められ、その發見は實に近年の事に屬する。平安北道寧邊郡蘇民洞、咸鏡南道端川郡檢德に於ける鑛床はその主要なるものにし

て、共に往古銀鉛山として稼行し、共生せる多量の亞鉛鑛は遺棄せられて居た。而して前者は一時藤田鑛業株式會社に於て採掘し、後者は探鑛中に屬して居たが、現時二鑛山共に休鑛の餘儀なきに至つたのである。その他黃海道載寧郡龍山面蒼川里、及び瑞興郡內德面勺詩里、平安南道成川郡地方等に於ける鑛床も亦望を屬せらるゝものである。

タングステン鑛　歐洲戰爭勃發後軍事上の必要に促され、タングステンの需要增加したるを以て、これが發見採掘に從事するもの多く、一時盛況を極めたるが、大正七年下半期以降市價低落し、加ふるに需要著しく減少したる爲め、一般に事業を緊縮して休山廢鑛するもの續出し、同八年末に於ては全部休止するに至つた。既知鑛床中、江原道金剛山附近・忠淸北道忠州郡、及び忠淸南道靑陽郡に存するものはその主要なるものにして、その他諸所に發見せられたるものも亦尠くない。

金銀銅亞鉛の混合鑛　この種鑛床も亦昔時銀鉛鑛として稼行せられたるものにして、朝鮮內各地方殊に南鮮地方に多く賦存し、鎭南浦製鍊所の開設せらるゝに及び、漸次その開發を見るに至つたが、近時一般鑛業の不振と共にその採掘は減少した。

鑛産物の分布

尙ほ右の諸鑛物の外にも各種の鑛產を埋藏して居るが、各道に於ける鑛產物の種類を示すと左の通りである。

京畿道	金・銀・銅・鉛・亞鉛・鐵・硫化鐵・タングステン・水鉛・黑鉛・石炭・石綿・砂金
忠淸北道	金・銀・銅・鉛・亞鉛・鐵・タングステン・黑鉛・石炭・砂金
忠淸南道	金・銀・銅・鉛・錫・鐵・タングステン・水鉛・黑鉛・石炭・雲母・石綿・硅砂・砂金
全羅北道	金・銀・銅・鉛・亞鉛・水鉛・黑鉛・硅砂・砂金
全羅南道	金・銀・銅・鉛・亞鉛・鐵・水鉛・黑鉛・石炭・高嶺土・硅砂・砂金
慶尙北道	金・銀・銅・鉛・蒼鉛・亞鉛・鐵・硫化鐵・タングステン・水鉛・砒・黑鉛・高嶺土・硅砂
砂金	
慶尙南道	金・銀・銅・鉛・蒼鉛・亞鉛・鐵・硫化鐵・滿俺・黑鉛・石炭・高嶺土・硅砂・砂金
黃海道	金・銀・銅・鉛・水鉛・亞鉛・鐵・タングステン・黑鉛・石炭・雲母・高嶺土・硅砂・砂金
平安南道	金・銀・銅・鉛・安質母尼・水銀・亞鉛・鐵・滿俺・黑鉛・石炭・雲母・砂金
平安北道	金・銀・銅・鉛・亞鉛・鐵・タングステン・砒・燐・黑鉛・石炭・雲母・砂金
江原道	金・銀・銅・鉛・亞鉛・鐵・硫化鐵・滿俺・タングステン・水鉛・黑鉛・石炭・石綿・高嶺土・砂金
土・砂金	
咸鏡南道	金・銀・銅・鉛、亞鉛・鐵・黑鉛・石炭・雲母・高嶺土・硅砂・砂金
咸鏡北道	金・銀・銅・鉛・亞鉛・鐵・水鉛・黑鉛・石炭・雲母・高嶺土・砂金

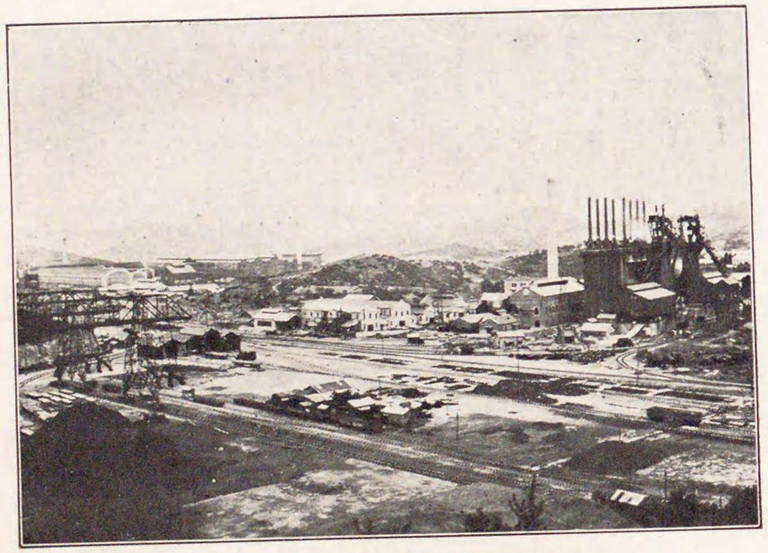

兼二浦三菱製鐵

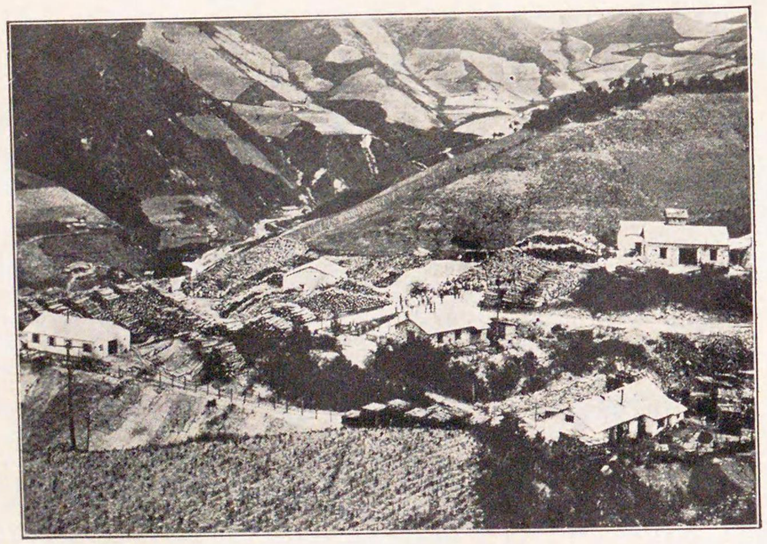

大檜洞金山

九、水　産

漁場及び漁獲高

朝鮮は本土及び島嶼を合せ、海岸線の延長四千三百餘里に達し、地勢、氣候、及び潮流等の關係上水産物頗る豊饒にして、有利の漁場が多いけれども、古來漁政に關する基礎極めて薄弱にして、その進歩は頗る遲々たる有様であつた。併合以來當局官廳に於て鋭意斯業の發達を圖り、これが保護取締を周密にし、且つ年々相當の經費を投じて各種の調査及び試驗を行ひ、また斯業に關する傳習講習等を爲し、その他有望なる事業に對しては金品を補助貸與してその發達を助長し、漁港及び避難港の修築の爲め年々工費の一部を補助し、水産組合及び漁業組合の發達を圖り、製品の改良、漁村の振興を期し、輸移出水産製品の檢査を行ひ、その改良統一を圖る等、各種の施設を講じたる結果、漸次發達の域に進み、昭和六年に於ては水産業者（漁業、養殖、製造）の漁獲高四千六百五十七萬八千圓、養殖生産高二百六十一萬五千圓、製造高二千八百三十六萬九千圓に上つて居る。今一箇年漁獲高百萬圓以上の産額を有するものを擧げやう。

主要水産品漁獲高（昭和六年）